マニフェスト白書

2008

PHPマニフェスト検証委員会[編] PHP総合研究所

はじめに:問われるマニフェストの意義

昨年の『マニフェスト白書』において、「今回ほど頭を悩ませたことはない。な ぜなら、マニフェストを提示して選挙に勝利した首相と現在の首相が異なり、か つその新しい首相が(中略)国政選挙を経ずして新しいビジョンや政策を打ち出 してきたからである」と述べた。検証を始めて4年目の今回は、さらに状況は複 雑となった。昨年7月の参議院選挙で新たなマニフェストをもって闘った安倍政 権は、野党に過半数の議席を奪われるという結果を招き、さらに選挙後二月も 経たないうちに退陣、福田康夫に政権を委ねることになった。そして、その福田 康夫もまた国政選挙を行わず、一年弱で突如退陣したのである。

このような状況に接し、マニフェストを検証する立場としては、戸惑うばかりである。この文章を書いている段階では次期首相は決まっておらず、総選挙もこれからとなる。福田政権は国政選挙を経験しておらず、したがってマニフェストを掲げたことがない。その前の安倍政権はみずからのマニフェストを掲げて参議院選挙を闘ったが、敗北しており、そのマニフェストは国民から拒否されたものとして捉えることができる。

前回の総選挙、05年のいわゆる「郵政選挙」では自民党が大勝している。以後、総選挙は行われていないのだから、その時に小泉首相が掲げたマニフェストは正統性をもつと言えるかもしれないが、現在どれだけの意義があるのだろうか。現実的にすでに過去のものとなった内容もあれば、状況の変化によって変えるべきものもあるはずである。

今回の『マニフェスト白書』は今年6月までを対象期間とし、05年の総選挙ならびに昨年の参院選でのマニフェストの進捗を評価している。つまり、福田政権以前のマニフェストを福田政権がいかに取り組んだかという評価になっている。これにどれだけの意義があるのかはわからない。なぜなら、福田政権にとって、それらのマニフェストがいったいどのような位置づけだったのか明確ではないからである。それがわからなければ、マニフェストの実施状況を検証する意義も不明瞭になる。

そもそもこうした状況が生じるのは、マニフェストサイクルが確立していないのが理由である。マニフェストが国政選挙で登場したのは2003年のことだ。その後、いくつかの選挙を経て、政党がマニフェストを掲げることは定着したといえよう。しかし、政権の政策決定プロセスの中でマニフェストが生かされているというレベルにはまだ達していない。マニフェストとは政党と有権者との約束である。そのマニフェストを、選挙⇒実行体制⇒政策実行⇒達成評価⇒選挙、というプロセス、すなわちマニフェストサイクルを通じて実施していくのがマニフェストの意義である。そのマニフェストサイクルが確立されているようには見えな

いし、またそれが確立されなければ、マニフェストの位置づけは明確にはならない。

今回の検証で分かったことは、マニフェストの個別政策は、政権がめまぐるしく変化したにもかかわらず、淡々と進められているものが多いという意外な結果である。しかし、それらの多くは、すでに行政レベルで規定路線として進められている政策であるように思われる。換言すれば、与党のマニフェストは政府の政策の中で継続的に影響を維持しているように見えるが、むしろ与党は行政の継続的な政策をマニフェストに反映させているのではないかということだ。つまり、マニフェストサイクルは逆の流れになっている可能性がある。本来マニフェストは政党の政治的判断で掲げられ、与党となった時に、必要とあれば立法措置がとられ、政策へと落とし込まれていくべきもののはずである。

前回の参議院選挙でねじれ国会となり、衆議院の解散総選挙を求める声が 高まっている。今回の福田首相辞任によって、その時期は早まっただろう。総 選挙となれば、各政党は政権獲得後の政策運営に向けた新たなマニフェストを 掲げることとなり、寄って立つマニフェストが不明瞭となっている現状は払拭で きる。

しかしながら、ここで重要なのは、そのマニフェストが、行政が既定路線として進めている政策を掲げるようなものではなく、新たな政治判断によるビジョンとその実現に向けた具体策を示すものでなければならないということである。さらには、そのマニフェストをいかに政府の政策に反映させていくのか、そのプロセスを明示しなければならないということである。

マニフェストはいまその意義を問われている。マニフェストのあり方については、あらためて本文で論じるが、これまでのようなマニフェストをまた掲げ、マニフェストサイクルも確立しない状況を続ければ、マニフェストは選挙のための単なる客寄せ看板となってしまうのは必定であり、それを検証することもまた意味のないことになってしまうだろう。

2008年9月8日

PHP マニフェスト検証委員会 2008 事務局長 永久寿夫

目次

はじめに:問われるマニフェストの意義	永久寿夫・・・・	i
第1部:福田政権の1年を評価する		
第1m. 抽山以惟♥ノ 1 千で計画する		
1. 政策本位の政治を実現するためのマニフェストのあり方とは	永久寿夫・・・・	3
-総選挙に向けた7つの提言-		
2. マニフェストに求められる長期的ビジョン	荒田英知・・・・	9
3. 停滞感が漂う地方分権改革と規制緩和	佐々木陽一・・・	13
4. 後退した"教育再生"	亀田徹⋯⋯	17
5. 堅実ながら、シナジー創造にはいたらなかった福田外交	金子将史••••	21
かっか ウハト半の中体と と エーフ		
第2部:自公与党の実績を検証する		
I.マニフェストの検証方法		
1. 何を検証したか		29
2. 個別政策評価:「進捗度」「難易度」「達成度」を評価する		29
3. 政策分野評価と全体評価:		
個別政策の平均と政策分野の平均で評価する		31
4. 評価決定のプロセス		31
Ⅱ. 2005年衆議院選挙マニフェストを検証する		
1. 自民党:洞爺湖サミットを機に「環境」が進捗する		32
2. 公明党:「行財政」で最も高い伸び		34
3. 個別政策のベスト&ワースト		36
Ⅲ. 2007年参議院選挙マニフェストを検証する		
1. 自民党: 政権が代わっても「外交・安保」を重視		41
2. 公明党:「行財政」を重視するも、すべての分野で低い難易度	•••	42
3. 個別政策のベスト&ワースト		43

第3部:2007年参議院選挙「政権公約検証大会」報告書		50
第4部:資料		
I:2005年衆議院選挙マニフェストの個別政策評価(難易度・進捗度・達用	或度)	
1. 自民党マニフェスト		73
2. 公明党マニフェスト		78
Ⅱ:2007年参議院選挙マニフェストの個別政策評価		
(マニフェストの要件を備えているか)		
1. 自民党マニフェスト		87
2. 公明党マニフェスト		92
3. 民主党マニフェスト		104
Ⅲ:2007年参議院選挙マニフェストの個別政策評価(難易度・進捗度・達成	戊度)	
1. 自民党マニフェスト		114
2. 公明党マニフェスト		119
IV: 自民党・公明党・民主党マニフェストのHPアドレス		132

第1部

福田政権の1年を評価する

政策本位の政治を実現するためのマニフェストのあり方とは - 総選挙に向けた7つの提言-

PHP総合研究所 常務取締役 永久寿夫

国政選挙においてマニフェストが登場したのは2003年の総選挙であった。 以来、いくたびか選挙が行われてきたが、主要政党がマニフェストを選挙前に 提示するという傾向は定着したといえるだろう。しかしながら、現在のマニフェス トのあり方でいいのかという点については、はなはだ不十分であると評価せざ るをえない。

マニフェストは政党と有権者との間の約束である。与党となった政党は、政府の政策立案と実行プロセスの中でマニフェストに掲げた政策を反映させ、さらにその進捗について有権者に報告し、進捗が芳しくないもの、効果が期待通りでないもの、あるいは状況が変わったものなどについては、適宜修正を加え、それをまた新たに政策に反映させていく、最終的には次の選挙においてより適切なマニフェストを提示して有権者に問う、といったいわゆるマニフェストサイクルを形成しなくてはならない。

しかしながら、現状といえば、マニフェストは提示されるが、それがいかなる かたちで政策立案に反映されているかも不明瞭であるし、進捗についての有権 者への報告どころか自己評価もほとんどなされていない。あるいはまったく説 明もないまま、マニフェストとは異なる方向性が政府の政策に示されることすら しばしばである。このような状況では、マニフェストはその本来的機能を果たしているとはいえない。

また、マニフェストの内容についても、これまでのままでよいとは考えられない。政党によって差はあるものの、将来に向けた日本のあるべき姿やビジョンを示し、その実現に向けた政策を示すという体系性が整っているマニフェストはまずないといってよく、ほとんどの場合は分野別に整理された短期的な政策のリストであるといっても過言ではない。外にはグローバル化とその反動、内には少子高齢化に直面する日本は、明治維新や敗戦に匹敵するほどの大転換期を迎えている。そうした状況のなかで政治が行うべきは、日本が生き残っていくため、さらなる発展を遂げるために、これからどのような国になっていくべきか、何をなさねばならないか、を示していくことではないか。

PHPマニフェスト検証委員会は過去4年間に渡って継続的にマニフェストの評価を行なってきたが、今回あらためて認識したのは、マニフェストが現状のままでは、マニフェストを評価することに疑念を抱かざるをえないということである。

すなわち、マニフェストサイクルができていない状況の中でマニフェストを評価する意味はあるのか、短期的な政策のリストとなっているマニフェストの評価に膨大な時間を費やすよりも、もっとやるべきことがあるのではないか、ということである。

たしかに、マニフェストを掲げて選挙を行っていくことは、日本の民主主義を 健全に発展させるために有益なものとは考えられるが、そのあり方を改善して いかなければ、むしろ民主主義のあり方を不健全なかたちに歪めてしまう恐れ があるのではないだろうか。このままではマニフェストは選挙に向けた単なる客 寄せの看板になってしまう。そうなってしまえば、有権者はみずからの投票行 動を決定する一つの柱を失ってしまう。せっかく確立しつつある政策本位の政 治もどこかに行ってしまい、将来展望を欠いた利益誘導本位の政治に陥ってし まうのではないか。

そうならないことを願い、ここでマニフェストのあり方に関する7つの提言を行いたい。その内容の一部については、次の総選挙に向けて、今年5月に開かれた「せんたく議連」の会合において説明を行っているが、あらためて広く社会に問いたいからである。

マニフェストの内容に関する提言

提言1:マニフェストには目標設定と基本政策、ならびに喫緊の重要争点を 体系的にあらわせ

(1)10年後の日本をこうする(こうしたい)という目標設定を行う。

現状認識・分析、問題把握を行ったうえで、10年後の日本をどのようにしたいのか、あるいは、すべきなのか、経済、社会、生活、国際的役割など、数値を含めた具体的な目標を示す。

②基本政策とは、①で示した目標達成のための政策の体系であり、目指す 「国のかたち」である。

例えば、社会保障制度(年金・医療保険など、制度全体のフレームワークと 財源)、行財政改革・公務員制度改革と地方分権・道州制、税制と経済政策 (歳出入改革、規制緩和、農業・中小企業対策など)、国際貢献(ODA、自衛隊 派遣恒久法、憲法9条など)、資源・エネルギーと環境、対中政策など。これら の点については、できるだけ各党が共通の項目を設定し、比較しやすくするの が理想的である。 ③喫緊の重要争点とは、当該の選挙において政党が重視する課題に向けた 具体的な政策であり、その時点における政策の優先順位を示すものである。

現時点で言えば、年金制度のあり方、医療制度、特定財源、世界的な金融 不安定化への対応策、地域経済活性化策など、が考えられる。

提言2:予算編成の姿を示せ

政策の目的・目標、手法、期限を可能な範囲で明記すべきは当然だが、財源については個々の政策ごとに記述すること以上に、歳入・歳出の大枠の方針、ならびに主要分野の歳出総額などを明示することが必要である。すなわち、マニフェストを実行する場合の大枠の予算編成を示すということである。さらに国民の負担と受益の具体像を示す。これによって、マニフェストの実効性や政党間の違いが明確になる。

提言3:マニフェストの様式を統一せよ

マニフェストの様式が各党共通になると有権者にとっては比較しやすくなる。 特に現在の個別政策については、何をするのか、その背景や理由などが冗長 に書かれているものが多く、わかりずらい。また、その政策が継続されているも のなのか、新規のものなのかもわからない。全体の構成のみならず、個別具体 的な政策についても、統一した様式でわかりやすく書く必要がある。

具体例:

分野:教育(政策 no.○△ [新規])

公立学校を2015年までに無償化する。

(ここではシンプルに、実施しようとすることを述べる。説明やアピール したいことは別枠で示す)

このマニフェストを掲げる理由、問題意識、具体的な方策についての 説明など・・。

マニフェストサイクルに関する提言

提言4:いつでも参照できるようにせよ

マニフェストは、その政党が進めようとしている政策として、選挙中も選挙後も参照できるものでなくてはならず、その制度化が必要である。それによって、党首が党内の反対や抵抗を押し切ってまでも実現しなければならない政治的に困難な政策をも推進することができる。また、有権者に対して、特定の政策を進める根拠を示すことができる。

提言5:施政方針演説や「骨太の方針」などに反映させたことを示せ

首相の施政方針演説ならびに「骨太の方針」、さらには政府の政策などに、マニフェストが反映されたことを発表する。これによって、マニフェストが政党の政策から政府の政策に転換したことが明確にわかるようになる。

提言6:年に一回は進捗状況を報告せよ

マニフェストの進捗状況を開示する方法として、与党はアニュアル・レポートを発行する。アニュアル・レポートには、どのマニフェストがどの政府の政策に どのように反映されたかを具体的に示さなければならない。

提言7:政策変更の説明責任を果たせ

国際情勢・社会情勢、景気などは変動するものである。したがって、一度出したマニフェストに拘泥せず、政策は状況の変化によって柔軟に変更していくべきものである。また、実施してみたが期待した効果が認められず、政策の変更が必要となる場合もある。ただし、こうした柔軟な対応はマニフェストの変更を意味するものであるから、変更の正当性を国民に対して十分説明する責任がある。与党は、マニフェストの進捗について情報開示をするとともに、政策変更や新政策についてきっちりと説明責任をはたさなくてはならない。

このような提言の内容をすでに実施している地方自治体は存在する。例えば、神奈川県においては、政治家としての松沢知事のマニフェストが県の総合計画 (行政計画)に反映され、予算が確保され、それらが実施されるプロセスが明確 になっている。さらには、その実施状況を県の各セクション、第三者機関、知事 の三者がそれぞれに評価をし、その評価を次の政策・施策に反映させるしくみ を確立している。また、マニフェストの内容についても、ここで示した提言に沿う ようなものとなっていると同時に、変更についても説明責任を果たしている。そ

こに至るまでは多くの試行錯誤があったが、マニフェストのあり方としては、ほ ば理想的な状況といえよう。

「大統領制」をとる地方自治体と議院内閣制をとる国では、状況は異なるだろう。しかしながら、政策本位の政治を実現していくためにマニフェスト選挙が有効であり、それに替わる選挙の方法が提示されない以上、国レベルの政治においてもマニフェストのあり方をより効果のあるかたちに変えていかなければならないのは当然である。今後の各党の動きに期待をしたい。

マニフェストに求められる長期的ビジョン

PHP総合研究所 主席研究員 荒田英知

<政策のどこが、なぜ変わったか>

2005年衆院選と2007年参院選の与党マニフェストのうち、行財政分野の項目について比較してみた。特に「何が変わらずに」「何が変ったか」をチェックすることで、行財政改革を巡る「潮目」の変化と、マニフェスト自身の構造的な課題が見えてきた。

自民党は16項目のうち、「公務員制度改革」「公共サービス改革」「電子政府の推進」「社会資本整備の重点化」など8項目が同一の内容であり、「財政構造改革」「公益法人改革」「地方分権改革」など6項目がほぼ踏襲されている。公明党を見ても、18項目中「公務員数1割削減」「行政のオンライン化」「公共事業の縮減」「市町村合併の推進」など9項目が同一内容であり、「天下り問題の抜本的解決」「公務員給与の削減」など5項目が前回マニフェストをほぼ踏襲している。政策の連続性・継続性という観点からすれば、マニフェストの大枠が基本的に踏襲されていくことは当然のことといえる。

ここで着目すべきは、「どこが変わり」「なぜ変わったのか」である。それは自 民党マニフェストに顕著に見ることができた。16項目中14項目が前回マニフェ ストと共通していると指摘したが、新たに加えられた2項目は「地域間・地方自 治体間の財政力格差の調整」と「ふるさとへの貢献を支援する税制や寄付金 の検討」である。

いずれも地方財政に関する施策であるが、その背景には三位一体改革がある。三位一体改革とは、小泉政権において「国から地方へ」の方針の下に、2004年度から2006年度までの3年間に、「国庫補助負担金の廃止・縮減」を約4兆7千億円、「地方交付税の削減」を約5兆1千億円、「国から地方への税源移譲」を約3兆円それぞれ行い、地方財政の自立性を高めることを目指した政策であった。

ところが、差し引きすればわかるように、地方全体では約6兆8千億円の財源縮小となり、地方自治体間の格差もかえって広がる結果となった。もともと税源に乏しい自治体では税源移譲の効果よりも交付税削減の影響が大きく、自主財源が増えた自治体でも法令の義務付け廃止などが手付かずだったため、財政的自由度は高まらなかった。このように、三位一体改革は政策の意図と結果がかけ離れてしまう結果となったのである。

<マッチポンプ化した三位一体改革>

この結果が与党に対する逆風になるであろうことは、すでに2007年参院選を控えた時点で認識されていたと考えられる。だからこそ、三位一体改革に対する軌道修正策として、地方対策を意識した2つの項目が付け加えられたと見るのが妥当であろう。公明党の参院選マニフェストにも同じ2項目が加わっており、与党は危機感を共有していたと考えられる。

しかし、参院選では「地方の反乱」により与党は大敗し、安倍総理の退陣を受けて発足した福田政権では「地域再生」が大命題となった。そのため、先の2項目について福田政権は迅速に具体化を図っている。

まず「財政力格差の調整」では、法人地方税の偏在を是正して東京都などの 大都市から財政状況の厳しい地域に重点的に配分するという方策が取られた。 そのため、2008年度税制改正で、地方税である法人事業税のうち約2兆6千 億円を地方法人特別税として国税化し、これを財源に「地方法人特別譲与税」 として都道府県に配分するとともに、「地方再生対策費」として市町村も含めて 4千億円を支出することになった。

また、「ふるさと支援」については、2008年度から居住地以外の自治体に寄付を行った場合に、個人住民税額の一割を上限に税額控除できるという「ふるさと納税」制度が導入された。マニフェストが迅速に具体化されたことで、両項目とも本白書の進捗度評価では高めの評価がなされている。

しかし、2つの施策はあくまで現行地方税体系の中での配分方法の変更に 過ぎず、抜本的な国から地方への税源移譲につながるものではない。前者に 関しては、地方税をいったん国税に移し替えるという地方分権に逆行した手法 であるし、後者については、税収増の効果は限定的と予想され、逆に活用され れば受益と負担の面での矛盾を露呈してしまう。

つまり、三位一体改革で生じた歪みに対して、対症療法的に編み出されたのが2つの新たな税制であり、彌縫策という言葉こそ似つかわしい。政策の一貫性から発想するなら、三位一体改革で派生した制度的な諸課題に速やかに手を打ち、本来期待された効果を現出させるべきであった。それが地方分権を一気に進めるエンジンにもなったはずだ。

そうならなかった背景には、三位一体改革が3年度限りの部分的な改革として構想され、それに続く全体像が提示されなかったことがあると考えられる。2007年マニフェストの地方分権関連項目を見ても、公明党こそ「将来的に国地方の税源比率1対1をめざす」と明記しているものの、自民党は「3年以内に新地方分権法案を提出する」とするにとどまっている。これは、中長期的なビジョンなしに、単に選挙後の任期だけを想定したマニフェストは、マッチポンプの局地戦になりかねない面があることを示唆しているといえる。

<次期衆院選は「道州制選挙」に>

反面、自民・公明ともに、2005年衆院選と2007年参院選で一貫性を維持している項目に「道州制の導入の推進」がある。小泉政権が検討に着手し、安倍政権において「道州制ビジョン」の策定が表明され、それを福田政権が引き継ぐという流れになっている。福田総理は地方分権改革や道州制に対して必ずしも積極的ではないともいわれるが、党のマニフェストにはしっかりと位置づけられていることを忘れないでもらいたい。

一方、民主党では小沢一郎氏の代表3選が決定したが、小沢氏はかねてから国一基礎自治体の二層制を持論として、国一道州一基礎自治体の三層制となる道州制の導入には否定的な見解を示してきた。民主党マニフェストを見ても、2005年衆院選では「道州制の導入」を掲げていたものの、小沢氏が代表に就任した後の2007年参院選では消えている。

代わりに示されたのは、農業の「戸別所得補償制度」創設と、補助金を全廃して地方に一括交付するという点だけで、「分権国家」を実現するとしながらもその全体像は提示されていない。農家に対する所得補償は、参院選において民主党への支持を広めた一因といわれているが、財源の裏づけがないという批判が党内からもあり、次の総選挙では国と地方のあり方についての総合的な政策が問われることになるだろう。

これは、従来になく政権選択選挙の様相を帯びるであろう次期衆院選で、地方分権に関しては与野党に明らかな政策の違いがあり、異なる選択肢が提示されるであろうという意味では望ましいことである。与党は、これまでのマニフェストでも再三示してきた、地方分権改革及び行財政改革に関する個々の改革項目が最終的にたどり着くべきゴールとして、「道州制」の導入意思を明確化することが、国民に対する選択肢の明示という面からも重要である。

数値目標や実現手法にこだわるマニフェスト型選挙は、ともすれば局地戦に 陥る弊害があることを、「三位一体改革」を巡る政策展開で見た。わが国が政権交代可能な二大政党制を目指す上でのツールがマニフェストであるなら、 個々の政策は決して場当たり的なものではなく、党として「この国をこうしたい」 と掲げる長期的なビジョンから導き出されるべき性格のものであろう。その意味で、次なる総選挙は、内政面の政策を巡っては「新たな国のかたち」を問う「道州制選挙」になることを期待したい。

停滞感が漂う地方分権改革と規制緩和

PHP総合研究所 主任研究員 佐々木陽一

<構造改革路線の継承と変質>

この1年間に政府が取り組んだ地域政策の評価と課題について論じる前に、 福田政権下における地域政策の位置づけを概観したい。

福田政権における地域政策の柱は、首相就任直後の所信表明演説(第168国会)に拠れば、「格差問題への対応」であったことが分かる。演説のなかで、福田首相は、「構造改革を進めるなかで、格差と言われるさまざまな問題が生じています。私は(中略)、改革の方向性は変えずに、生じた問題には一つ一つきちんと処方箋を講じていくことに全力を注ぎます。(中略)それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のために何が必要かを考え、道筋をつけていかなければなりません。(中略)決してバラマキではなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めてまいります」と謳っていた。

格差問題へ対応するにあたり、福田内閣の政権運営は、小泉、安倍政権の それとどこがどう違うのだろうか。

福田政権の第1の特徴は、構造改革の位置づけが相対的に低下していたことである。小泉、安倍、福田の3政権に共通する政権運営コンセプトは、日本経済の成長力の向上。いずれも日本経済を成長軌道に乗せるための手段として、改革を重視していた点に相違はない。ただし、福田政権は「改革と安定した経済成長は車の両輪であり・・・」と、改革を成長と並列的に位置づけていた。改革を成長のエンジンと位置づけていた小泉、安倍政権と比べれば、改革の重みは軽くなっていた。

第2の特徴は、福田政権下でマニフェストの形骸化が進んだことである。国 政選挙を経ず政権を引き継いだ首相が続いた過程で、与党自身がマニフェスト (政権公約)を軽んじるようになった。例えば、「2010年代初頭の基礎的財政 収支の回復」など、重要公約も反故にされかけているし、このような重要政策 の方向転換について国民に対して何の説明もない。与党は国民に対して、党 利党略にも簡単にぶれないマニフェストを示すべきだったが、事実はそうなって いない。

第3の特徴は、政策の優先順位の不透明さである。わが国は今、2つの難題に直面している。1つは、後退局面に入った国内景気にどう立ち向かうか。もう1つは、国と地方合わせて1000兆円にも膨らんだ借金を前に、財政再建をどう進めるのか。景気対策と財政改革との両立は悩ましい。少々の成長では膨

大な借金の解消には焼け石に水だし、成長を諦めて財政のつじつま合わせに 増税すれば、経済に負の影響を与えかねないからである。成長も歳出削減も 税制改革も、思いつく政策を総花的に実施しても、景気浮揚と財政健全化は容易ではない。最少のコストで最大のベネフィットを得るためにも、政策は戦略的 に実施される必要がある。

<格差問題への対応の影で停滞する地域政策も>

選挙の洗礼を受けなかったため、福田政権には独自のマニフェストは存在しなかった。したがって、この1年間の地域政策を評価するには、小泉、安倍政権から引き継いだマニフェストだけでなく、『骨太方針2008』(以下、「骨太08」)をはじめ、『経済財政諮問会議「構造改革と日本経済」専門調査会報告』(以下、「新前川レポート」)、『総合経済対策』など、福田政権が新たにとりくんだ地域政策についても診る必要がある。

これらのうち、「骨太08」では、「日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するための、経済財政改革の道筋を示す」ことを改革の視点とし、その基本方針として、「成長力の強化」「国民本位の行財政改革」を進めることが明記されている。これらの中味は、2005年衆院選と2007年参院選の自民・公明両党のマニフェストに盛り込まれた内容をほぼ踏襲した形になっているが、一部で新たな地域政策が盛りこまれるなど、変化が見られる。

その第1は、「地域活性化」のなかで「定住自立圏構想」を打ち出したことである。この構想は、福田政権が「地方再生」の一環として新たに打ち出したもの。人口5万人以上の「中心市」に医療や福祉、教育などの機能を重点的に整備し、協定を結んだ周辺市町村の住民が利用する構想である。各市町村がすべての行政サービスを担うのではなく、「圏域」で支える考え方を示した。周辺町村も効率的な財政運営が期待される一方で、小規模自治体側には「町村の切り捨てにつながりかねない」と警戒する声も上がっている。しかし、従来の地方自治体におけるフルスペック型行政サービスを見直し、新たな自治体経営の方向性を示した意義は大きい。

第2は、「地方分権改革」である。5月に政府決定した『地方分権改革推進要綱』をもとに、「骨太08」では、国道管理や河川管理など、まちづくりに関する権限を地方へ移譲する方針が示された。しかし、「農地転用の都道府県への許可権限の移譲」など、地方が強く希望する一部の権限については、関係省庁の同意が得られなかったため、権限移譲の政府決定は見送られており、その実現は不透明なままだ。例えば、農地転用許可権限の都道府県への移譲については、農林水産省が食料の安定供給の確保などを理由に頑強に抵抗している。農地転用許可権限の移譲が実現し、自治体が都市計画と一体的に土地利用を判断・施行できるようになれば、行政手続きを迅速に行えるだけでなく、都市

と農村の環境が調和したまちづくりが進めやすくなる。

言うまでもなく、まちづくりのような住民に身近な行政は、より住民に近い自治体が自らの権限で行うのが理想である。だが、今回の分権改革を通じて市町村へ移譲される359の権限のうち大半は市が対象で、町村への権限移譲はわずか28に留まる見込みである。こうした数的差異を是正し、小規模自治体であっても、その地域の多様性を活かし、任意の方法を選択してまちづくりに取り組めるよう、制度的にも担保すべきである。

第3は、地域活性化を促す規制緩和政策が「骨太08」のなかに何も盛り込まれなかったことである。これと同じ問題は、7月にまとまった「新前川レポート」にも指摘できる。国内外からの投資を地域に呼び込んだり、民間の知恵や活力を活かすには、経済関連の規制緩和をさらに進め、地域活性化と連動させることが必要である。

第4は、中央省庁の事務事業のコスト構造にメスが入り始めたことである(『ムダ・ゼロ』『政策の棚卸し』)。先ごろ、文部科学省で行われた政策棚卸し(自民党無駄遣い撲滅プロジェクトチーム主催)は、国の事務事業では初めての試みであった。正直なところ、「今頃、何をやっているのか」という感は否めないが、従来、誰も手をつけていなかった国の事務事業コストに切り込んだという意味で、福田政権の取り組みは評価できる。これに関連して、マニフェストに明記された「中央省庁改革の推進」に関する論議については、地方分権改革推進会議における「国の出先機関の見直し」以外は全く進んでいない。改革の本丸である中央省庁本体の改革まで、まだかなりの距離が残るが、地方と国との二重行政の解消、二重行政に要するコスト削減を着実に進めていけば、福田政権が言う「国民本位の行財政改革と歳出削減」を同時に実現できる可能性が広がっていく。

最後が8月末に政府が発表した「総合経済対策」である。この対策については、財政規律を維持しながら、原材料高や物価高騰、景気後退に対して、政府がどのような手を打つのかが焦点だった。だが、出てきた政策メニューを見ると、一時的な負担軽減による痛み止めの色彩が濃く、構造改革を促す強い意思は感じられない。高速道路料金の値下げや輸入小麦の値上げ幅の圧縮などは「国民ウケ」するだろうが、いずれも財政負担を伴う。原料高、物価高で打撃を受けた業界支援的な政策も並ぶ。

原油高などの外部環境の変化、あるいは、構造改革で生じた国民生活の痛みを和らげる応急措置も時には必要だが、地域の経済構造を変え、自治体や企業の経営体質を改善し、中長期的な成長力を高める政策こそ、より重要である。旧来の自民党政権の常套手段だった経済対策(巨額の財政出動)ではなく、地方分権、規制緩和などの制度改革と連動した地域活性化政策をもっと打ち出す必要がある。

<地方分権改革、規制緩和は決着していない>

小泉、安倍政権では、規制緩和をかなり意識した改革も行っていた。その上で、地域経済の成長力を高めて、税収が上がる経済をつくり、歳出も削るところはしっかり削るという姿勢だった。

一方、福田政権は、格差問題を是正し地方再生を実現するために、地域活性化、地方分権、国の事務事業コストの見直し、そして総合経済対策という4つの政策を基軸に据えていたようである。その4つの基軸政策のうち地方分権と規制緩和に関する改革が停滞し、この先改革路線がどのように続いていくのか、見えづらくなった。福田首相は、所信表明演説で「地域活性化で大切なのは地域自らが考え、実行できる体制を確立することだ」と話していたが、その実現には、地方分権と規制緩和をさらに積極的に進めていく必要がある。

次期衆院選では、道半ばの地方分権と規制緩和の改革路線がこの先も続くのかどうか。また、路線転換するなら、どのように転換するのかが、大きな論点となろう。期限、財源、実現方法、優先順位、工程などが明記された地域再生策が与野党双方から提示され、国民がそれを選択しやすくなる環境が少しでも整うことを期待したい。

後退した"教育再生"

PHP総合研究所 主任研究員 亀田徹

くはじめに>

福田総理の施政方針演説(平成20年1月18日)と安倍総理の施政方針演説(平成19年1月26日)とを比べてみると、演説全体に占める教育関連部分の位置と割合が後退していることがわかる。どちらも教育について1項目を設けているが、安倍総理の場合は全体で9項目のうち6番目に「教育再生」を掲げ、文字数で全体の9%を占めている。一方、福田総理は10項目中8番目に「明日を担う人材の育成」を掲げて「教育の再生に取り組」むとしているが、文字数は全体の4%となっている。

施政方針演説における教育の割合が半分以下になったということが、この1 年の姿を象徴している。

以下では、①教育振興基本計画と平成20年度予算編成、及び②教育再生 会議と教育再生懇談会の2点を中心に、福田政権における教育再生の動きを 振り返ってみたい。

<梯子を外された教育振興基本計画>

平成18年末に改正された教育基本法に基づき、本年7月に教育振興基本計画が閣議決定された。60年ぶりの基本法改正と初の基本計画策定は、教育に対する政府の意気込みを国民に示すはずであった。教育関係者はこの計画に予算拡充の根拠となる文言が盛り込まれるものと期待したが、次のような抽象的な表現が記述されるという結果に終わった。

「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」

当初、平成19年2月から中央教育審議会で計画内容の検討が開始されるに際し、平成19年度内に計画を策定するとともに、計画策定により予算を確保することを文科省は考えていた。それ以前の小泉政権時代には教育予算の見直しを迫られ、長年続いていた教職員定数改善計画の策定も見送られている。「教育再生」を内閣の最重要課題として掲げる安倍政権において何とか教育予算の拡充を実現しようというのが文科省の考えであった。

実際、平成19年8月の概算要求において、文科省は教職員定数を約7千人 増員する要求を行っている。平成18年に制定された行革推進法の"教職員そ の他の職員の総数は、児童生徒の減少に伴う減少数以上に純減させる"との 規定に抵触する大胆な要求であった。当時の伊吹文科大臣は、「予算がつけ ば行革推進法の規定を一時停止する法案を国会に出す」とまで語っていた。

しかし、平成19年9月に安倍内閣が退陣し、福田内閣が発足すると風向きが変わってくる。福田総理の教育に対する姿勢は、教育は重要な課題であるという歴代内閣と同様のものではあったが、それ以上のものではなかったからである。総理の強い意欲がなければ、これまでの枠組みを超える大胆な予算が編成されるわけがない。教育を優先するという総理の判断が下されることもなく、平成20年度予算では行革推進法の枠内で千人の教職員定数増が認められただけであった。

このような風向きの変化を受け、教育振興基本計画の策定作業も滞りがちになる。

中教審の答申のとりまとめは平成19年度中には行われず、本年4月にずれ込んだ。しかも、当初目指していた予算拡充の具体的な記述は、各省との協議によって阻まれることとなった。総理の判断によらず各省との事務的な協議を経て答申をまとめることになった時点で、結論はすでに見えていたと言ってもよい。

具体的な数値が盛り込まれていないことに対する自民党文部科学部会や文相経験者及び公明党などの突き上げを受け、文科省は、5年間で教職員定数を2万5千人増やすこと及び公財政教育支出のGDP比を5.0%以上に引き上げることを計画案に盛り込もうとする。しかし、このような動きがあったとしても、総理の明確な考えが打ち出されない限り、結果はやはり同じである。

安倍政権時代から始まった計画の策定作業において、財政支出の規模を明記するために文科省は相当の努力をしたと思われる。もし安倍政権が続いていたらどのような計画になっていたかは不明であるが、福田政権は財政支出の規模を明記しなかった。たしかに、計画全体を読めば、国が当面実施しようとしている施策の全体像を把握することはできる。しかし、施策の説明は、これまでも『文部科学白書』等で行われてきた。財政支出の規模を明記せずにこの計画を策定する意義は何だったのかと問われても仕方ないだろう。

<盛り上がらなかった教育再生の議論>

福田総理の教育に対する明確な考えが打ち出されなかったことは、教育政策の議論の場においても言えることであった。

安倍政権下で設けられた教育再生会議は、福田政権に変わってからもしばらくの間、存続していた。福田総理は、初めて会議に出席した際のあいさつの中で「所信表明演説にもフルに皆様方の提言が入っている」(平成19年10月同会議議事要旨より)と、会議の方向性と総理の考え方が同一であることを強調していた。しかしその後、大きな注目を集めることのないまま、本年1月に会議は終了した。教育再生会議の発言力は安倍政権時代に比べて大きく低下したと指摘されるが、それは教育再生に対する福田総理の考えが強く打ち出され

なかったことが大きな原因である。総理の後ろ盾がなければ、いくら会議で提 言を行ってもそれが具体的な政策につながらないからである。

教育再生会議の後継として教育再生懇談会が設置され、本年3月から議論が開始された。懇談会設置の趣旨は「21世紀にふさわしい教育の在り方について議論するとともに、教育再生会議の提言のフォローアップを行う」とされている。

しかし、ここでも福田総理の考えは明らかにならない。懇談会が5月に公表した第一次報告は、①子供を有害情報から守る、②若い保護者の子育てを支える、③「留学生30万人計画」に国家戦略として取り組む、④英語教育を抜本的に見直す、⑤実践的な環境教育を展開する、⑥学校の耐震化を早急に進める、との6項目から構成されている。それぞれの項目は重要といえば重要であるが、各論が並べられており、「21世紀にふさわしい教育の在り方」が示されているとは言いがたい。福田内閣の次の内閣でも懇談会が続くかどうかはわからないが、もし今後も検討が継続されるのであれば、まずは内閣として考えるこれからの教育の方向性を明確に示すところから始めるべきだ。

くこの1年間の動き>

上記2つの大きな動きのほか、この1年間では、学習指導要領の改訂、通常 国会での法案成立などの動きがあった。

学習指導要領は、本年1月の中教審答申を受け、3月に改訂された。改訂のポイントは、授業時数の増加、小学校での外国語活動の導入、言語の力の重視などである。学習指導要領の改訂は、平成17年から継続して検討作業が進められており、この1年で方向性が大きく変化したものではない。福田政権での成果というより、これまでの検討の積み重ねの結果として改訂に至ったと考えるべきであろう。なお、言うまでもないが、学習指導要領を変えただけでは学校は変わらない。学習指導要領の改訂をどう活用し、具体的な改善につなげるかは各学校現場のこれからの工夫次第である。

また、本年の通常国会では、教育関係法案として、学校保健法等の一部改正、社会教育法等の一部改正、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)の一部改正の3法案が提出され、成立した。

このうち、義務標準法の改正は、主幹教諭を配置するための教職員定数増の根拠を定めるものである。学校保健法等及び社会教育法等は、教育基本法の改正を受けた国及び地方公共団体の任務に関する規定の整備などである。改正内容を見てみると、これまで実施されてきた内容を法律上明記しただけという事項もあり、これらの改正がどれだけ実態に影響を及ぼすのかは現時点では未知数である。

以上のように、この1年の間に教職員定数の一定の増員や学習指導要領の 改訂などの結果が出ているものもあるが、それぞれの教育上の成果について は今後の推移を見て判断すべきものと考える。

ここで、これからの取組が期待される施策のひとつとして、学校支援地域本部事業をあげておきたい。この事業は、学校を支援するボランティアをコーディネートする事業であり、全国1,800か所に学校支援地域本部のモデルを設置するため、平成20年度予算に50億円が計上されている。

学校と地域との連携の必要性はかねてから指摘されており、地域住民による学校支援が進んでいる地域もあるが、全国的に見ればその取組には差があるのが実情である。この事業は、各地域での取組をさらに進めるため、学校ではなく地域の側が連絡調整の業務を負担するという点で評価できる。ただし、この取組が全国に普及するためには、やはり行政が学校と地域との連携をリードし、行政が継続的に地域での取組を支えることが必要になるだろう。行政内部における、学校教育部門と社会教育部門との連携が進めば、学校を中心とした地域づくりがさらに進むことが期待される。

くおわりに>

安倍政権時代には、その内容はともかく、教育再生の動き自体が世間の注目を集めていたことはたしかである。一方、福田政権を振り返ってみると、政府による教育再生の動きがトーンダウンし、国民に訴えかける姿勢が感じられなかったと言える。

福田政権の次に誕生する政権がまず行うべきことは、教育政策に対する政府としての熱意と方針を国民に明確に示すことだ。そして、教育政策の方針に対する国民の理解を得るとともに、中身を伴う具体的な改善を進めることが不可欠である。

新たな政権が、見た目の派手な成果をあげることにとらわれることなく、実のある政策を国民に訴えかけ、子どもや保護者にとってよりよい教育の実現に向けて努力することを期待したい。

堅実ながら、シナジー創造にはいたらなかった福田外交

PHP総合研究所 主任研究員 金子将史

<ねじれ国会状況での外交指導>

他の政策分野同様、対外政策も昨年夏の参議院選挙後の「ねじれ国会」の 影響を蒙っている。安倍首相の唐突な退陣を受けて成立した福田内閣は、野 党の支持が得られない限り、立法措置を要する対外政策を実行し難いという悪 条件の中で船出した。これまでも、審議拒否や牛歩戦術など、野党が国会の 様々なルールを使って、抵抗姿勢を示すことはあった。しかし、参議院で与党 が多数を失った上、適当な協力パートナーも見あたらない今次の状況は、野党 に抵抗を超えた拒否するパワーを幅広く与えた。

福田政権にとって最初の課題になったのは、安倍氏の政権投げ出しの契機ともなった、テロ対策特別措置法(テロ特措法)延長問題である。小沢民主党代表は、インド洋での給油活動は国連の厳格な枠組の下での活動ではなく、憲法違反との反対論を展開し、ねじれ国会最初の争点となる。給油燃料転用疑惑や守屋前防衛省事務次官の汚職事件も重なった。

膠着状態を打開すべく、福田首相は小沢代表に連立を提案、その後の顛末は周知の通りである。結局、テロ特措法は11月1日に失効し、インド洋での海上自衛隊による給油活動も終了する。当初野党との対話を重視していた福田政権も、連立騒動後、民主党の姿勢がかえって硬化したため、最終的には、衆議院で三分の二の賛成による「再可決」で、新テロ法案を成立させざるをえなかった。

民主党は、在日米軍駐留経費負担に関わる協定の更新でも反対の姿勢をとった。この協定は憲法上衆議院が優先される条約扱いであり、参議院で否決されても、衆議院通過後30日経てば自然成立する。それでも手続き上参議院での採決は必要なので、民主党は、参議院での採決を引き延ばすことにより抵抗を示すことができた。

民主党は、参議院での多数が可能にする制度的パワーを駆使して与党を追い込もうとしてきたが、よくみると、対米関係に関わる分野が主戦場になっている。民主党にとっては、米国との関係を多少緊張させても、対米自主姿勢をアピールし、政府の機能不全を印象づけ、日米の防衛協力に距離を置く公明党に揺さぶりをかけるなどメリットが多いということなのだろう。ただ、やり過ぎれば、党内親米派の離反と国民の懸念を招くことになる。

このような条件下で、政権が外交・安全保障に関わる野心的な法制度を整え

ることは極めて難しい。安倍首相のペットプロジェクトであった国家安全保障会議(日本版 NSC)設置法のように、成立の見込みが低く、緊急性の低い立法化は断念された。他方で、民主党も、政権担当能力を示す必要があり、政権の一方的な得点にならない政策では協力が可能になる。具体的には、宇宙基本法や新型インフルエンザ対策関連法が、ねじれ国会の中でも成立している。

<価値観外交から共鳴外交へ>

ねじれ国会による制約は重く、二代にわたって政権を瓦解させたほどだが、 外交・安保政策の全てがそれで決まるわけではない。立法措置や予算措置を 伴わない外交活動は、かなりの程度内閣の主導で進めることができる。対外政 策は、国内政策よりも国会に縛られる度合いが低く、政権が独自色を打ち出す 余地が大きい。

予想されたとおり、福田内閣は、前政権の対外政策からの転換を図った。安 倍首相が注力した「価値観を共有する国々との連携強化」や「主張する外交」 は鳴りを潜め、麻生外相が打ち出した「自由と繁栄の弧」構想もお蔵入りとなっ ている。安倍首相の肝いりで始まった安全保障の法的基盤再構築の懇談会も、 報告書こそようやく本年6月に総理に出されたものの、音なしの反応だった。こ れらは、参院選公約にも謳われており、今回の検証では当然ながら低い進捗 度と評価されている(公約を守ることと公約から軌道修正することの、どちらが 民意に沿うか判じ難いが)。

ただし、日米同盟の強化とアジア外交の推進を共鳴(シナジー)させるという、 福田政権の「共鳴外交」が、どれほど安倍政権の対外政策と異なる内実を持つ ものだったかは吟味を要する。確かに、福田政権誕生以来、両国首脳の相互 訪問が頻繁に行なわれ、東シナ海の天然ガス開発問題で一応の妥協をみるな ど、日中関係は一層好転したように見える。だが、この路線は、実際には安倍 政権下で進められた「戦略的互恵関係」を踏襲したものである。加えて、北京 五輪を控える中国にとって余計な波風を立てたくない時期でもあった。

北朝鮮問題をめぐっても、安倍氏に比べて福田首相は対話重視とみられたが、「行動対行動」という福田政権の掲げた交渉原則は特別宥和的というわけではなく、改造内閣において中山恭子氏を拉致問題等を担当する特命大臣に据えるなど、対北朝鮮強硬派にも一定の配慮をみせた。

表面的に見れば、安倍外交と福田外交の最大の違いは、靖国参拝を「するかしないか明言しない」か「しないと明言する」か、といった歴史問題への姿勢だったということになろう。安倍政権では、従軍慰安婦問題が日米関係に飛び火するなど、「負のシナジー」さえみられたが、福田政権では、国内はさておき、対外関係上、歴史問題は非争点化した。

だが、歴史問題で波風が立たなければ、アジア(特に中国)外交は万々歳というわけではない。中国は日本にとって、大きな機会であると同時に、脅威ともなりうる存在であり、将来どちらの相貌を強めるか予断を許さない、というのがまっとうな中国像であろう。したがって、米国ならずとも、関与とヘッジの組み合わせが対中政策の定石となる。安倍政権は、中国との戦略的互恵関係を謳う一方、価値を共有する国々との連携強化という一種の対中ヘッジ政策を推進していた。だが、福田政権は、ヘッジに意を用いているようにはみえなかった。ヘッジを声高に行なうことが良策とは言えないが、無策であってよいわけでもない。

対中へッジの最大のカギである強固な日米同盟も、安倍政権以来自動操縦のごとき状態にある。共鳴外交の触れ込みでは、対中関係の好転は、対米関係強化につながるはずだが、特段の効果はみられない。むしろ、06年10月の核実験後、米国の対北朝鮮政策が軟化し、とりわけ対北朝鮮政策で、日米の齟齬が一層目立っている。本年6月、ブッシュ政権が北朝鮮の行動次第でテロ支援国家指定を解除する方針を明言したことも、その後実行にいたっていないとは言え、日米の戦略的一体性に軋みを生じさせた。林防衛大臣の訪米が中止になるなど、福田政権の頓挫も同盟関係の調整に悪影響を及ぼした。

<洞爺湖サミットに政権浮揚効果なし>

福田政権にとって、今年の外交の山場は、何と言っても本年7月の洞爺湖サミット(主要国首脳会議)にあった。福田首相は、本年1月、通常国会の会期中にも関わらず「世界経済フォーラム(ダボス会議)」の年次総会に赴き、温室効果ガスの国別総量目標提案などサミットの前捌きともいえる演説を行っている。5月に日本政府が主催した第4回アフリカ開発会議(TICAD4)には、アフリカから多数の首脳級が来日するなど、洞爺湖サミットの議題の一つであるアフリカ問題に日本が取り組む姿勢をアピールする場となった。

サミット本番でも、最も関心を集めた地球温暖化問題で、2050年までに温室効果ガス排出量を半減する目標を全ての国と共有することで合意するなど、一定の成果を挙げた。欧米メディアでも比較的大きく報道され、議長国として存在感を示すことに成功したと言ってよいだろう。

対照的に、国内世論の反応は冷めており、各種世論調査でもサミットが成功 したとする見方は多数とならなかった。サミットで成果を上げれば支持率も上が り、政権の求心力も高まるという政権浮揚シナリオは現実化しなかった。過去 のサミットも必ずしも政権の支持率上昇をもたらしていないが、福田首相や高 村外相は、サミットで論じられたグローバルな諸課題の重要性について世論の 理解を得る熱意に欠けていた。支持率の上下はともかく、グローバル・ガバナ ンスに日本が積極的に取り組む姿勢をみせた洞爺湖サミットが十分評価され なかったことは失点であった。

<「the rise of the rest」の中で埋没を避けうるか>

『マニフェスト白書 2007』でも指摘したように、世界は多極化の様相を濃くしており、この一年で、その傾向は更に明瞭なものになっている。ニューズウィークのファリード・ザカリアは、現下の状況を、米国の衰退というより、米国以外が台頭する「the rise of the rest」と表現する。

特に注目すべきことは、台頭著しい新興国家群が、中国、ロシア、インドといった伝統的なパワーポリティクスに傾きがちな諸国家であることである。英国の外交官、ロバート・クーパーは、今日の世界を、EU や日本のように軍事力よりも透明性や開放性を重視する「ポスト近代世界」、国家主権を絶対視し、自国の存続を軍事力に依存する「近代世界」、アフガニスタンのように国家が機能せず、混沌が支配する「プレ近代世界」からなると見立てる。先の新興国家群は等しく近代世界に属する。

冷戦終結後、日米欧が築いてきたリベラルな秩序の優位は決定的なものとなり、多少の浮き沈みはあっても、ロシアや中国もいずれその既存秩序に「統合」されていくべきものと、旧西側の指導者達の多くが考えてきた。だが、ロシアとグルジアの戦争をはじめ、今日私たちが目にしているのはそれとは違う光景である。新しい秩序は、ポスト近代と近代が入り乱れ、対立と協調を繰り広げる中から生まれるのであろう。日本を含む現状秩序の側には、「統合」に依存しすぎない複層的な戦略ビジョンが求められる。

7月の WTO 交渉の決裂にみられたような米欧世界と新興国が対立する構図 の下、西側の中で異端視されがちだった日本にひと時の小春日和をもたらす 面もある。しかし、西側秩序への適応を専らに戦後を歩んできた日本にとって、 既存の秩序やルールが修正されることは、自らに有利とは限らない。 秩序再編 期に手をこまねいていては、将来に禍根を残す。

加えて、直近重要なのは、米国での政権交替である。誰が首相であっても、残り任期わずかのブッシュ政権との間で、日米の戦略的一体性を回復し、新しい同盟の姿を描くことなど無理筋である。米国における新政権登場は、日本にとって日米の同盟関係を再確認する好機ということになるが、他方で、アフガンへの自衛隊派遣など、日本への要求がつり上がるリスクもはらむ。新テロ特措法の更新が不首尾に終われば、米国新政権誕生早々、日米間に亀裂を生じるかもしれない。与野党いずれにとっても、その外交姿勢が厳しく問われることになる。

要するに、短期にも中長期にも、政局の流動化やねじれ国会を言い訳に、受

身の外交に安んじる余裕はないのである。折しも防衛省改革がひと段落し、防衛大綱見直しの時期に差しかかっている。福田「共鳴外交」は手堅かったが、各要素間にこれといったシナジーを創り出すにはいたらなかった。次期政権には、国政を安定させ、防衛戦略を含む体系的な対外戦略構想を確立・実行することが求められる。

第2部

自公与党の実績を検証する

I. マニフェストの検証方法

1. 何を検証したか

今回の評価の対象は2005年の衆議院選挙ならびに2007年の参議院選挙に掲げられた、政権与党である自民党と公明党のマニフェストである。今回の検証には、参議院選挙後に退陣した安倍政権を引き継いだ福田政権が、それらのマニフェストをどれだけ引き継いでさらに進捗させたかを読み取る意味合いがある。

また、衆院選マニフェストの評価は、今回で3度目となるが、次の衆院選を間近に控え、前回の2005年衆院選で掲げられた公約の実現がどれだけ進んだかを評価するという、総括的な意味合いがある。

具体的な検証方法については後述のとおりであるが、これまでと同様、以下 の3つの方針に基づいて検証を行なっている。

第一に、マニフェストに掲げられている政策の妥当性については問わない、 ということである。すなわち、目的を達成するために掲げられた政策が妥当なも のかどうかを評価するのではなく、掲げられた政策が約束どおり実行され、ま た期待された効果を出しているか、について評価を行なっている。

第二に、特定の個別政策や政策分野だけを評価するのではなく、マニフェストに掲げられた個別政策ならびに政策分野について、すべて網羅的に評価を行なっている。マニフェストのなかには、大項目があり、そのなかでさらに具体的な政策が箇条書き的に示されているものがあるが、そのような場合には大項目ではなく、できるかぎり具体的な政策に対しての評価を行なっている。

最後に、各党、さらには同じ政党であっても選挙ごとに構成がことなるマニフェストの内容を比較できるよう、掲げられた個別政策を、「政治」「行財政」「経済」「環境」「外交・安保」の7つの分野に再分類して評価を行なっている。

以上、3つの方針のもとで行なった具体的な評価作業は以下のとおりである。

2. 個別政策評価:「進捗度」「難易度」「達成度」を評価する

今回の評価は、自公与党が提示したマニフェストの進捗状況ついての検証である。その評価方法は、まず図表2-1に示すように、マニフェストに示された個別政策が5段階の進捗状況のどのレベルにあるかで点数(「進捗度」)をつけ、さらにその政策の「難易度」を0~1の間で評価し、それらをかけ合わせた

ものを「達成度」として25点満点であらわすようにしている(図表2-2)。

評価に「難易度」を加えた理由は、実現するのが比較的容易な政策と困難な政策との間の評価の格差を是正するところにある。「難易度」がなければ、実行することが容易かすでに着手されているような政策を掲げ、それを実行すればおのずと評価が高くなり、それとは逆に、社会的要請は強いが実施困難な政策を掲げれば、実現のために大きな努力をしていても評価は厳しくなってしまう。各個別政策の「進捗度」に「難易度」を乗じることによって、そのような問題を克服しようというのが「達成度」である。つまり、「達成度」とは、いかに難しいことを進めたか、を評価するものであり、「努力度」といいかえられるかもしれない。

「難易度」はまた、同じ政策であっても時間の経過によって変化しうるものである。着手初期のころと継続期では、後者のほうが容易である場合が多い。自民党も公明党も2005年衆議院選挙のマニフェストに掲げた内容を2007年参議院選挙のマニフェストにそのまま、あるいは大きな変更なく載せているケースがあるが、その場合は状況の変化に応じて「難易度」も変えている。

ただし、同じマニフェストを再度検証する場合については、時間の経過にともなう「難易度」の再評価は行なっていない。具体的には、2005年衆議院選挙のマニフェストについては2006年から毎年評価を行なっているが(合計3回)、各評価で「難易度」をあらためることはせず、「進捗度」だけの再評価を行なった。「難易度」を変えてしまった場合、「達成度」の時系列的比較ができなくなるからである。

図表2-1:進捗度と難易度

進捗度

着手(O~5点):政策の実現に向けて何かを着手したというもっとも初期の段階

検討(6~10点):実現に向け何らかのかたちで実際の議論などを進めている段階

具体化(11~15点):議論の段階から、実際の実施に向けた具体的な方策が示される段階

実施(16~20点): 政策を実施する段階

効果(21~25点):政策を実施した結果として効果があらわれている段階

難易度(O~1点):政策の実現が比較的容易か困難か

図表2-2:個別政策の達成度の計算式

個別政策達成度(0~25)=進捗度(0~25)×難易度(0~1)

3. 政策分野評価と全体評価:個別政策の平均と政策分野の平均で評価する

個別政策を東ねる政策分野ごとの評価は、「進捗度」「難易度」「達成度」いずれに関しても、その政策分野における個別政策評価の平均値を算出し、それに満点が100点になるように調整したものとした。

また、マニフェスト全体の評価は、個別政策全体の平均値ではなく、各政策分野の得点の平均値を算出したものとしている。

4. 評価決定のプロセス

評価決定に至るまでのプロセスとしては、評価者各人が一般公開され入手可能なデータ・資料をもとに「進捗度」「難易度」「達成度」を採点したのち、お互いに採点の理由を説明し合い、メンバー間の議論を通じコンセンサスが得られたところで最終決定とした。

評価のよりどころとなったデータ・資料が一般公開のものに限定されているために、実際の進捗とは必ずしも一致しているとはいえないという批判があるかもしれないが、一般有権者にとってはそれ以外の方法で評価することは困難である。ここでの評価にはもちろん限界があるが、一般の立場としては可能な限りの努力をしたものであると認識していただくと同時に、自公与党に対してはマニフェスト進捗状況に関する迅速かつ透明な情報公開を願うものである。

Ⅱ. 2005年衆議院選挙マニフェストを検証する

1. 自民党:洞爺湖サミットを機に「環境」が進捗する

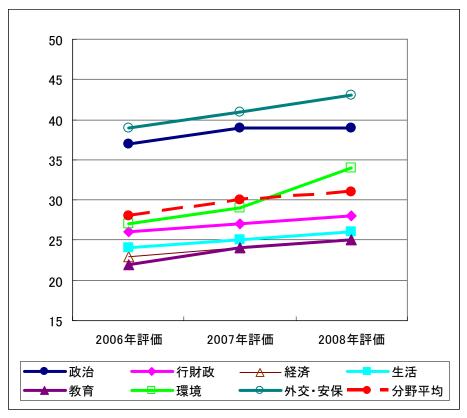
2005年衆院選マニフェストは小泉総裁の下で掲げられたマニフェストである。 前回の評価では、安倍政権がどのようにその小泉マニフェストを引き継いだの かを見た。今回の評価では、安倍政権の退陣後、福田政権がそれをどれだけ 進捗させたのかを読み取る意味合いになる。

下の図表2-3は、前々回からの評価結果を比較したものである。前回の評価に比べ、さほど大きな進捗は見られないものの、唯一進捗度で7点という高い得点のアップが見られた分野が「環境」である。

図表2-3:2005年衆議院選挙自民党マニフェスト評価

	難易度	2006 年 9 月		2007 年 5 月		2008年8月	
	無勿及	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
政治	0.53	69	37	72	39	73	39
行財政	0.45	58	26	61	27	64	28
経済	0.37	65	23	67	24	69	25
生活	0.39	63	24	67	25	68	26
教育	0.38	60	22	64	24	67	25
環境	0.50	59	27	62	29	69	34
外交·安保	0.58	68	39	72	41	74	43
分野平均	0.46	63	28	66	30	69	31

次の図表2-4は各分野の達成度の推移を示したものであるが、これを見ても、環境が比較的得点を伸ばしたことが容易に確認できる。これは洞爺湖サミットを機に「地球規模での温室効果ガスの長期的排出削減に向けたリーダーシップの発揮」で大幅に点数を伸ばしたのに加え、その他のほとんどの公約でも、1ポイントを増やしたためである。これは、「『3R』の推進と国際的な展開」をはじめ、洞爺湖サミットで日本の取り組みをアピールする狙いから政策の推進力が高まったものと考えられる。



図表2-4: 自民衆院選マニフェスト 達成度: 分野別平均の推移

また、福田政権は「生活者重視」を掲げていたが、「生活」分野の進捗は1点アップにとどまった。「非正規労働者対策の充実」、「待機児童ゼロ作戦の継続」など、今年7月29日に公表された「社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」の内容とほぼ同一の公約も既に2005年衆院選マニフェストに含まれているものの、それらの進捗度は上がっていない。確かに、福田政権が発足してから「生活安心プロジェクト」の立ち上げ、社会保障国民会議や消費者行政推進会議の設置、「5つの安心プラン」の策定など、いくつかの取り組みは見られるものの、いわゆる「ねじれ国会」の影響もあろうが、実施を進め効果が出ている政策は少ないということになる。安倍政権の場合は首相自らのイニシアティブにより憲法や教育にスポットライトをあて、既存の公約(国民投票法案の成立や教育基本法の改正)を実現させたが、福田政権においてはそのような実績は見られない。

次に、前述の通り、今回の評価は次の衆院選を間近に控え、2005年衆院 選の総括という意味合いもあるので、得点そのものを見ていきたい。進捗度平 均69点は「議論の段階から実施に向けた具体的な方策が示され、部分的に実 施が開始された」段階と評価できる。

個別政策では、全148項目のうち「議論の段階あるいはそれ以前」と評価されたのは7項目(前回比3項目減)であり、「政策を実施する段階」にある公約は104項目(前回比9項目増)、「マニフェストに示したことを実施し効果を出しつつある」段階の項目は13項目(前回比1項目増)という結果となった。

政策分野別の進捗度では、最高が「外交・安保」の74点、最低が「行財政」 の64点であった。達成度では最高が「外交・安保」の43点、最低が「経済」と 「教育」の25点であり、自民党は「外交・安保」を重視してきたといえる。

2. 公明党:「行財政」で最も高い伸び

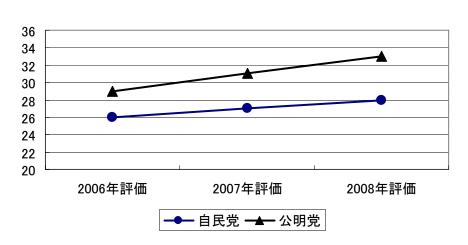
前回の評価では、全体的に進捗度の高い伸びが見られたが、今回の評価ではどのような変化が読み取れるか。

下の図表2-5は、公明党のマニフェストの政策分野別評価の結果を表したものである。これを見ると、今回の評価で進捗度・達成度ともにさほど上がっていないことがわかる。その中で進捗度・達成度ともに最も得点を伸ばしたのは「行財政」分野で、進捗度では4点、達成度では2点アップさせた。

図表2-5:2005年衆議院選挙公明党マニフェスト評価

	難易度	2006 年 9 月		2007年5月		2008 4	年8月
	关	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
政治	0.70	33	25	47	34	47	34
行財政	0.49	58	29	65	31	69	33
経済	0.37	66	23	70	25	72	26
生活	0.36	57	21	61	22	63	23
教育	0.37	63	23	65	24	67	25
環境	0.36	65	23	67	24	68	24
外交·安保	0.45	57	26	61	27	64	28
分野平均	0.44	57	24	63	27	64	28

また、図表2-6を見てもわかる通り、衆院選マニフェストにおける達成度を 自民党と比較しても、「行財政」の分野に限っては3回連続して自民党より高い 得点をあげている。今回の評価でも「自動車関係諸税は、公共事業5ヵ年計画 や道路特定財源のあり方の検討にあわせ、見直します」(6点アップ)や「構造 が複雑で透明性の低い『特別会計』については、廃止を含め合理化を進めま す」(2点アップ)で得点を伸ばした。伸びではなく得点そのものでは、公共事業 コスト縮減(22点)や公務員数の削減(21点)などの項目で高い得点となって いる。



図表2-6:2005年衆院選評価における自民・公明の 「行財政」分野・達成度の比較

ところで、自民党が洞爺湖サミットを機に「環境」分野の進捗・達成度をともに上げたのに対し、公明党がそこまで得点をあげることができなかったのはなぜだろうか。その理由の1つは、外政志向の自民党と内政志向の公明党の差が公約に表れたためだと考えられる。自民党の場合、「地球規模での温室効果ガスの長期的排出削減に向けたリーダーシップの発揮」や「『3R』の推進と国際的な展開」など、外政志向の公約が含まれているのに対し、公明党は「『水と緑のマイタウン』モデル事業を全国100ヵ所で実施」や「緑を倍増、都市を自然が生きる"水と緑と土の町"に」など、内政志向の公約がほとんどである。両党に共通の森林整備に関わる公約でさえ、自民党は「京都議定書目標達成計画の着実な推進を図るため」と明記しているのに対し、公明党は「遅れている」ので進めるとしか書かれていない。したがって、公明党の公約の方が洞爺湖サミットを機に進捗するテーマと関係がなかったということになる。

ただし、得点の伸びではなく得点そのものを見ると、今回の評価で進捗度は 自民で69点、公明で68点とさほど違いはない。公明党の難易度は0.36点と 自民党の0.50点より低いため、はじめから得点を伸ばすことができたと言え る。

以上、進捗状況について見たきたが、次に得点そのものを評価する。進捗度 平均64点は「議論の段階から実施に向けた具体的な方策が示され、部分的に 実施が開始された」段階と評価できる。

個別政策では、161項目のうち「議論の段階あるいはそれ以前」と評価された公約は13項目(前回比4項目減)あり、「政策を実施する段階」にある公約が102項目(前回比6項目増)、「政策を実施した結果として効果があらわれている段階」にある公約は17項目(前回比4項目増)であった。

政策分野別の進捗度では、最高が「経済」の72点、最低が「政治」の47点。 達成度では「政治」が最高の34点、「生活」が最低の23点であった。公明党は、 進捗は進んでいないものの、「政治」分野を重視していることがうかがえる。

3. 個別政策のベスト&ワースト

下の図表2-7~図表2-10は、個別政策の進捗度と達成度のベスト10と ワースト10を表したものである。このランキングは次の衆院選を前に、前回の 2005年衆院選マニフェストの総括的な意味合いがあるといってよい。これによって、各政党が何に最も取り組んだのか、あるいは取り組まなかったかを知る ことができる。

図表2-7:2005年衆院選挙自民党マニフェスト進捗度ベスト&ワースト

進捗度上位ランキング		得点
1	公共サービス効率化制度(市場化テスト)(003-1)	23
2	PFIの積極的活用(057)	22
2	私学教育の振興(099)	22
2	国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化(112)	22
5	郵政民営化に再挑戦(001)	21
5	イノベーションを通じた競争力ある産業群の創出(049)	21
5	構造改革特区の推進(061)	21
5	農山漁村、過疎地域の活性化(068)	21
5	住宅政策の新しい枠組みづくりを推進(058)	21
5	19 年までに「空き交番」をゼロに (073-2)	21

5	フリーター・ニート対策の強化(103)	21
	ファ フ	21
5	ゆるぎない日米同盟を基軸とした国際協調による平和外交の推進(105)	21
5	自衛隊の海外での国際協力活動の推進(116)	21
進掛	度下位ランキング	得点
1	法令の整理(003-3)	5
1	小規模・零細企業対策を推進(051)	5
3	省庁再編レビューの実施(008)	6
4	幼児教育を国家戦略として展開(093)	7
5	簡易・迅速・柔軟な救済を行う人権救済制度の確立(078)	8
6	地方支分部局の見直し(003-4)	9
7	緊急事態発生時の国民保護の体制を強化(070)	10
8	生活に密着したIT社会の構築(u-Japan 政策の推進) (028)	11
8	民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044)	11
8	持続可能な社会保障制度の構築(010)	11

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。

注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表2-8:2005年衆院選挙自民党マニフェスト達成度ベスト&ワースト

達成度上位ランキング		
1	郵政民営化に再挑戦(001)	14.7
1	地球規模での温室効果ガスの長期的排出削減に向けたリーダーシップの発揮(119)	14.4
3	新憲法制定への取り組みを本格化(024)	14
3	子どもたちの未来のために教育基本法を改正(025)	14
5	中国・韓国など近隣諸国との関係の改善強化とアジア「共同体」構想の推進(107)	13.5
5	新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化(113)	13.3
7	ゆるぎない日米同盟を基軸とした国際協調による平和外交の推進(105)	12.6
8	観光立国の実現(062)	12
9	不法滞在者の半減(076)	11.4
9	拉致問題の解決に向けさらに努力(109)	11.4
達成度下位ランキング		得点
1	小規模・零細企業対策を推進(051)	1
2	省庁再編レビューの実施(008)	1.2
3	登記所備付地図の整備事業を強力に推進(053)	1.6
3	沖縄科学技術大学院大学構想の実現(032)	1.6
5	簡易・迅速・柔軟な救済を行う人権救済制度の確立(078)	2.4

5	電子自治体(020-4)	2.4
6	新たな手口による詐欺など、身近な犯罪への迅速・適切な対応を行う(073-3)	3
8	不動産流通を円滑にするための条件整備(064)	3.4
8	男女ともに子育てしながら安心して働き続けることができるよう、中小企業に対して重点的に支援を行う(100-4)	3.4
8	農山漁村における体験学習などの推進(102)	3.4

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。 注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表2-9:2005年衆院選挙公明党マニフェスト進捗度ベスト&ワースト

進	渉度上位ランキング	得点	
1	国の公共事業費については、予算の重点化・効率化を進め、ムダな公共事業をなくし、一層の縮減を図ります (2-2-1-4)	22	
1	無担保・無保証の新創業支援制度を拡充するなど、ヤル気のある起業家を支援します(2-4-5-5)	22	
3	郵政民営化を推進(1-0-0-0)	21	
3	世界トップレベルのムダのない効率的な行政をめざし、国・地方を通じ、公務員数を 1 割削減します(2-2-1-1)	21	
3	談合企業へのペナルティーとして、指名停止期間を現行の最長 1 年から 2 年へ引き上げます(2-2-2-3)	21	
3	金融機関が中小企業者に対して「個人保証」を求めない融資を推進するとともに、金融の多様化を図ります (2-4-5-6)	21	
3	女性が創業するための「低利融資制度」の拡充など、SOHOも含めて女性起業家への支援を拡充します(2-4-5-7)	21	
3	燃料電池、情報家電、コンテンツなど戦略的に重要な新産業分野を育成・強化するため「新産業創造戦略」など (3-1-2)	21	
3	フリーター・ニート対策を推進します(2-1-2-4)	21	
3	発達障害者支援法の施行を踏まえ、発達障害支援センターを全都道府県に整備します(2-1-5-1)	21	
3	空き交番ゼロ作戦を実現するとともに、検挙率の向上をめざします(2-3-2-1)	21	
3	女性の農業経営における役割を一層明確化するため、家族経営協定の締結のさらなる普及を図ります(2-3-4-6)	21	
3	2010 年までに、1 日乗降客 5000 人以上の全ての駅ならびに周辺地域のパリアフリー化を実現します(2-3-5-1)	21	
3	消費者保護法制などの整備(2-3-6-1)	21	
3	基本法の理念は堅持し、補完・補強へ(3-4-0)	21	
3	イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODAを有効に活用します(2-6-2-3)	21	
3	イラク人道・復興支援の継続、行動する平和主義の時代へ(3-5-0)	21	
進	進捗度下位ランキング		
1	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します(2-1-1-20)	1	

1	国際人権規約の個人通報制度の批准(2-6-5-9)	1
1	軍縮を推進(ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則の見直し)します(2-6-5-2)	1
4	平和の拠点島「沖縄」を宣揚するため、コスタリカにある「平和大学」の地域事務所の「沖縄」への誘致をめざします (2-6-5-1)	5
5	子育て支援に積極的に取り組む企業へ社会保険料負担の軽減など支援策を拡充します(2-1-1-6)	6
5	全国の密集市街地について、救急車・消防車が進入できる道路を確保するための暫定進入路確保事業を実施 (2-3-1-2)	6
7	高校中退者再出発支援窓口の導入と推進を図ります(2-1-1-15)	7
8	現憲法に新たな条文を付け加える「加憲」の立場で具体的追加項目を検討(3-3-0)	8
9	「育児休業制度」の充実や「父親割り当て制」(パパ・クオータ)を導入します(2-1-1-8)	9
9	女性専門外来の全都道府県での開設をめざします(2-1-3-6)	9
9	国際平和に貢献できる公務員、民間人の育成は急務。総合的な施策を講じます(2-6-3-4)	9

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。

注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表2-10:2005年衆院選挙公明党マニフェスト達成度ベスト&ワースト

達成度上位ランキング		
1	郵政民営化を推進(1-0-0-0)	12.6
1	行政訴訟制度(2-6-5-11)	12.6
1	基本法の理念は堅持し、補完・補強へ(3-4-0)	12.6
4	18 歳選挙権を実現します (2-6-5-15)	12
4	医療や介護にかかる自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図る新たな高額療養費制度を実施し	12
4	ます(2-1-3-5)	12
6	歳出構造改革をさらに進めます(3-1-5)	11.9
6	国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、未然防止を図ります(2-3-2-3)	11.4
6	拉致問題については、あらゆる機会を通じ、また、経済制裁の発動も辞さず、その解決に全力を挙げます(3-6-1)	11.4
6	北朝鮮の対応次第では、経済的な制裁措置の発動など、一定の圧力をかけることも辞さない構えです(3-6-2)	11.4
6	三位一体、社会保障制度改革、税制改革、歳出改革等により、2010年代初頭にブライマリーバランスを黒字化する	11.2
J	(3–1–7)	11.2
6	小学校で英語教育を必修化(2-5-6-1)	11.2
6	家庭のクリーンエネルギーを飛躍的に普及(2-4-5-11)	11.2

達成度下位ランキング		
1	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します(2-1-1-20)	0.1
2	国際人権規約の個人通報制度の批准(2-6-5-9)	0.2
3	平和の拠点島「沖縄」を宣揚するため、コスタリカにある「平和大学」の地域事務所の「沖縄」への誘致をめざします (2-6-5-1)	0.5
4	軍縮を推進(ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則の見直し)します(2-6-5-2)	0.8
5	自治体等の賃貸住宅供給者と育児・教育施設とのハード・ソフト面での連携を推進します(2-1-1-18)	1.1
6	すべての小・中学生に少なくとも年に1回、本物の文化芸術に触れさせる機会を提供します(2-5-2-3)	1.7
7	子育て支援に積極的に取り組む企業へ社会保険料負担の軽減など支援策を拡充します(2-1-1-6)	1.8
7	女性専門外来の全都道府県での開設をめざします(2-1-3-6)	1.8
7	中国、韓国からの芸術家、文化人など民間人を積極的に招聘する人的交流を推し進め、対日理解を促進します (2-6-1-2)	1.8
10	80歳になっても自分の歯を、20本以上保つために、「8020」運動を推進します(2-1-3-2)	1.9
10	総合法律支援制度(2-6-5-12)	1.9

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。 注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

Ⅲ. 2007年参議院選挙マニフェストを検証する

1. 自民党:政権が代わっても「外交・安保」を重視

2007年参院選マニフェストは安倍総裁のもとで作成されたマニフェストである。周知の通り、安倍内閣は参院選後間もなく退陣した。したがって今回の評価は、退陣した安倍内閣を引き継いだ福田内閣が、安倍マニフェストをどのように扱ったのかを読み取るという意味合いになる。

図2-11は2007年参院選における自民党のマニフェストの評価結果を表したものである。

これを見ると、「外交・安保」分野の達成度が最も高く、2番目に高い「行財政」よりも7点高い得点をあげている。これまでの2004年参院選、2005年衆院選マニフェストの評価を通じて、自民党は常に達成度において「外交・安保」がトップであったが、今回の評価でも「外交・安保」を重視していることが確認できた。個別政策では、「自衛隊の海外での国際平和協力活動の推進」や「新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化」などで高い進捗を上げた。

2008年8月 難易度 進捗度 達成度 政治 0.48 22 53 行財政 0.48 60 29 経済 0.36 65 23 生活 0.35 61 21 教育 0.36 63 22 環境 0.45 58 26 外交•安保 0.58 62 36 分野平均 0.44 60 26

図表2-11:2007年参議院選挙自民党マニフェスト評価

また、衆院選マニフェストでは大きく進捗した「環境」の得点が、今回の評価では他の分野と比べてもさほど高くない。その理由は、「渇水対策で水資源の確保」や「生活環境対策の充実・強化」など、全く新しい公約が加わり、それらの得点がまだ低いことが挙げられる。

最後に、衆院選マニフェストの項でも触れたが、福田首相が力を入れようとし

た「生活者重視」の政策について見ておきたい。既に安倍マニフェストの「生活」 分野の公約の中にも「200年住宅」をはじめ「食の安全」、「医師不足問題への 対応」など、福田首相が取り組もうとした政策の多くは含まれていた。しかし、今 回の評価では進捗度が61点、達成度が21点と他の分野と比べても決して高 い得点には至っていない。

では、「生活者重視」を掲げた福田首相は何もやらなかったのだろうか。安倍マニフェストになかった「消費者庁の設置」を掲げたのは1つだが、その前に取り組んだことがあった。それが「生活安心プロジェクト」である。これは意外と知られていないが、「国民生活に関係がある行政のあり方について、消費者・生活者の視点から総点検に取り組む」目的で、首相や各閣僚が生活の現場を視察したり、インターネットで意見を募集したりと、「国民の声」を政策に反映させる試みにかなり力が入れられていた。

こうした過程を経て平成19年12月にとりまとめられた「緊急に講ずる具体的な施策」を見ても、以上の取り組みによって集めた生の「国民の声」が記載されており、それに必要な政策を列挙しているという構成になっている。察するに、こうした国民の声を政策に反映させているということを演出することで、国民からの支持を得て、求心力を高める狙いがあったのではないか。

しかし、こうした演出を行うには相当のPR力が必要とされるはずである。洞爺湖サミットの成果についてもPRが足りないという論調があったが、以上のような試みが失敗するのは、そうしたPR力の低さの結果であろう。さらに、国民の声を吸い上げた結果出てきた政策の目玉が「消費者庁」だけでは、国民の支持を得るには至らなかったのかもしれない。

2. 公明党:「行財政」を重視するも、すべての分野で低い難易度

図2-12は公明党の2007年参院選マニフェストの評価結果である。まず難易度を見ると、2005年衆院選マニフェストに比べて、全ての分野において下がっていることがわかる。これは「マニフェスト2005改訂」と記載されているように、2005年衆院選のマニフェストをベースに公約を作成しており、進捗が既に進んでいるものでも、衆院選マニフェストと全く同じかほぼ同じ形で掲載されている項目が多いことに拠る。

ここで指摘しておきたいのは、参院選のマニフェストであるにも関わらず、「総選挙後の国会で、改めて、郵政民営化法案の成立に万全を期します」という既に達成された衆院選の公約がそのまま掲載されていたということである。マニフェスト軽視への戒めをこめて、この項目については難易度をOとした。

また、達成度で最も得点が高かったのは「行財政」である。「税金のムダづかい」をなくすことを公約の理念として掲げている通り、「徹底した『事業仕分け作戦』で、効率的な政府に」や「天下り問題の抜本的解決」など、理念の実現に必要な公約を掲げているという印象を受けた。

図表2-12:2007年参議院選挙公明党マニフェスト評価

	難易度	2008 年 8 月		
	無勿及	進捗度	達成度	
政治	0.58	35	23	
行財政	0.42	62	25	
経済	0.34	62	21	
生活	0.34	57	19	
教育	0.31	60	19	
環境	0.34	60	21	
外交·安保	0.43	58	24	
分野平均	0.40	56	22	

ところで、公明党が前々から「生活者重視」を掲げてきたのは周知の通りである。それが同じ「生活者重視」を掲げる福田政権の下で、公明党の「生活」分野の公約実現は推進されたのだろうか。今回の評価結果を見ると、進捗度は57点と他の分野に比べてもさほど高くない。これは2004年参院選と2005年衆院選のはじめの評価の進捗度と比較しても高いわけではない(2004年参院選:59点、2005年衆院選:57点)。達成度も19点と7分野の中で最低であり、公明党が「生活」分野の公約を重視して取り組んだと読み取ることはできない。

3. 個別政策のベスト&ワースト

次の図表2-13~図表2-16は自公それぞれの個別政策の進捗度、達成 度のベスト10ならびにワースト10をあらわしている。これによって、各政党が 何に最も取り組んだのか、あるいは取り組まなかったかを知ることができる。

図表2-13:2007年参院選挙自民党マニフェスト進捗度ベスト&ワースト

進捗度上位ランキング		
1	構造改革特区の推進 (2-84)	21
2	「ふるさと」を大切にする気持ちを支援 (2-94)	20
2	子育て家庭支援対策の拡充 (2-65)	20
2	国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化 (1-14)	20
2	自衛隊の海外での国際平和協力活動の推進(4-154)	20
6	政治資金の一層の透明化 (1-30)	19
6	公益法人改革の促進 (1-23)	19
6	地方の行政改革の推進 (1-25)	19
6	中小企業金融の拡充・強化 (2-83)	19
6	新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化(1-15)	19
進捗	進捗度下位ランキング	
1	中央省庁改革の推進(1-19)	6
2	新憲法制定の推進(1-1)	8
2	時代のニーズに応える新郵政事業の展開の支援(1-24)	8
2	システム効率化・集中化の推進 (2-97)	8
2	渇水対策で水資源の確保 (2-49)	8
6	テレワークの推進(2-128)	9
7	首長の多選禁止 (1-31)	10
7 コミュニティ基本法の制定等による地域コミュニティ活動の支援(2-99)		10
7	安全保障の法的基盤の再構築 (1-13)	10
10	ICTを活用した生産性の向上(2-125)	11
10	情報通信 (ICT) による住みやすい社会の建設 (2-126)	11
10	通信・放送分野における改革の推進(2-127)	11

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。

図表2-14:2007年参院選挙自民党マニフェスト達成度ベスト&ワースト

達	成度上位ランキング	得点
1	公務員制度改革(1-26)	12.6
1	国家の威信をかけ拉致問題を解決 (4-152)	12.6
3	将来とも安定した年金制度の構築 (2-61)	11.2
3	領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築 (4-149)	11.2

注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

3	北海道洞爺湖サミットに向け「環境外交」の戦略的な展開 (4-153)	11.2
6	WTO及びEPA・FTA交渉への全力対応 (4-150)	10.8
7	経済成長戦略の確実な実行 (2-109)	10.5
8	3Rを通じた持続可能な資源循環 (2-50)	10.2
9	国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化 (1-14)	10
9	自衛隊の海外での国際平和協力活動の推進 (4-154)	10
達	成度下位ランキング	得点
1	「美しい国」の実現に向けた文化芸術の振興(2-102)	1.6
2	時代のニーズに応える新郵政事業の展開の支援(1-24)	2.4
3	高齢者の活躍の場の一層の拡大 (2-79)	2.8
4	世界トップクラスのコンテンツ産業の育成、感性価値創造の推進(2-114)	3
4	コミュニティ基本法の制定等による地域コミュニティ活動の支援 (2-99)	3
6	地域中小企業再生ネットワークの創設 (2-92)	3.2
6	頑張る地方応援プログラムの推進 (2-93)	3.2
6	コミュニティビジネス支援 (2-96)	3.2
6	一体的・総合的なバリアフリーの推進 (2-45)	3.2
6	「食育」-食べる・つくる・育む- (2-47)	3.2
6	製品安全対策の強化 (2-54)	3.2
6	国民にとってより身近で信頼できる司法の確立 (2-55)	3.2
6	子育てと仕事の両立のための環境づくり (2-69)	3.2
6	都市と農山村交流等による農山村の活性化 (3-140)	3.2
6	中国残留邦人への新たな支援 (4-151)	3.2
6	特色ある私学教育の振興 (1-7)	3.2
6	都市と農山漁村の教育交流(山村留学)等の全国展開 (2-101)	3.2
6	渇水対策で水資源の確保 (2-49)	3.2

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。 注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表2-15:2007年参院選挙公明党マニフェスト進捗度ベスト&ワースト

進掛	度上位ランキング	得点
1	談合企業へのペナルティーとして、指名停止期間を現行の最長1年から2年へ引き上げます。(2-3-3)	21
1	日本経済の活性化とより良い郵便局サービスの提供を目的とする郵政民営化は、「構造改革」の要であり、時機を 失しない速やかな改革推進が何よりも大事だと考えます。総選挙後の国会で、改めて、郵政民営化法案の成立に 万全を期します。(6-8-6)	21
1	2010年までに、1日乗降客5000人以上の全ての駅ならびに周辺地域のパリアフリー化を実現します。(3-6-1)	21
1	イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODAを有効に活用し、医療、教育、通信・放送、地雷・不発弾処理などを促進します。イラクについては、国連環境計画(UNEP)を通じて支援してきたメソポタミア湿原再生支援事業を継続して推進します。スマトラ大津波の被害に遭ったタイ、インドネシアなどの被災国への復興支援を推進します。(6-2-3)	21
5	ビジット・ジャパン・キャンペーンを促進するなど、外国人観光客を2010年までに1000万人にします。そのために、外国人受け入れ人材の育成や外国語表示の観光案内を充実させます。(4-11-1)	20
5	医療や介護に係る自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図る新たな高額療養費制度を実施します。(1-3-5)	20
5	振り込め詐欺等の犯罪行為による被害が多発している状況に鑑み、一定の要件の被害者について、被害回復のための分配金の支払いを迅速に行えるようにするため、早期に「振り込め詐欺被害者救済法」を制定します。 (3-8-3)	20
5	悪徳商法や過剰与信による被害を根絶するため、クレジットなどの利便性を確保しつつ、特定商取引法・割賦販売 法の改正を推進します。(3-8-6)	20
5	2009年の裁判員制度実施までに、ビデオ録画等による取り調べ過程の可視化を検討・策定します。(6-7-2)	20
10	指名競争入札制度を原則廃止し、技術力など一定の条件を満たせば、誰でも参加できる一般競争入札、電子入札 等を拡大し、入札改革を断行します。(2-3-2)	19
10	高い能力と経験を持ったベテラン人材が第一線を退いた後もその力を生かして企業や教育の現場で活躍し続けられるような、地域ぐるみの支援環境を整備します。 また、優れた/ウハウや幅広い人脈を持つ大企業の OB などの人材を、新事業の展開などに悩む中小企業に派遣します。そのために、企業の OB 等の登録数を1万人にします(2007年度1月末現在登録数:6520人)。(4-7-17)	19
10	国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、諸外国との連携と協力、出入国管理体制の強化などにより、未然防止を図ります。とりわけ、テロに対しては、不測の事態における対処能力の強化、公共交通機関の教育・訓練を行うほか、緊急医療体制の基盤整備を確立します。(3-2-6)	19
10	電線類の地中化を住宅地・観光地を中心に1万キロメートルまで延長します。(4-6-6)	19
10	総合法律支援制度「司法ネット」構想の実現をめざす「総合法律支援法」が2004年の第159国会で成立したことを受け、2006年に始まる日本司法支援センターによる司法過疎対策、アクセス・ポイントの設置等を推進し、弁護士がゼロないし1人しかいない「ゼロワン地域」を解消します。そのための財政支援も拡充します。(6-7-6)	19
10	NPO や地域ボランティアと連携し、補習授業、職業体験活動などを行う「放課後・土曜日子どもプラン授業」を拡充 します。また中学校第2学年時の「働くウイーク」(職業体験週間)を導入します。(5-2-5)	19
10	国際テロを撲滅するために関係各省庁の連携のもと、テロ資金の洗い出しやマネーロンダリング対策の強化をはじめ、あらゆる手だてを講じます。(6-4-1)	19

進捗	度下位ランキング	得点
1	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します。(1-1-20)	1
1	JR・高速道路等交通機関の障害者割引に、精神障害者も対象に加えます。(1-6-6)	1
1	人権侵害被害者が国連に直接訴えることができる「個人通報制度」を定めた国際人権規約の選択議定書の批准を めざします。(6-7-3)	1
1	いわゆるオタワプロセスを活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。(6-5-4)	1
5	憲法審査会での3年間の議論を踏まえ、3年後を目途に加憲案をまとめることを目指します。(6-8-5)	3
5	低廉な家賃で居住性能の高い賃貸住宅の普及の促進を図るため、民間賃貸住宅版の品質表示を制度化します。 (3-5-1)	3
5	生涯スポーツ社会の構築や国際競技力の向上、スポーツ観戦の推進など、総合的なスポーツ振興政策の充実を めざし「スポーツ庁」(仮称)の設置を提案します。(4-10-2)	3
5	船舶版アイドリングストップへの支援や、埠頭内オフロード車の電気自動車導入などによる CO2排出減対策を進めます。また、外部電源式アイドリングストップ冷暖房システムによりエコトラックパークを実現します。(4-1-7)	3
9	国民の信頼の得られる透明な政策決定プロセスを確立するため、国及び地方のすべての審議会、懇談会等について、その必要性、委員数、委員報酬、情報公開等の観点から見直しを行います。(2-2-5)	5
9	新生児から思春期までを対象に保健と医療の包括的な支援体制の充実を図る「小児保健法」を制定します。 (1-4-2)	5
9	現在の奨学金制度について、各大学ごとの採用枠を撤廃し、1次募集の段階ですべての学生に奨学金が貸与できるようにします。(5-3-2)	5
9	平和の拠点島「沖縄」を世界に宣揚するため、国際機関の誘致をめざします。(6-5-1)	5

注1:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表2-16:2007年参院選挙公明党マニフェスト達成度ベスト&ワースト

達成	達成度上位ランキング			
1	天下り問題の抜本的解決のため、専門スタッフ職の整備や定年の引き上げなど、天下り排除の人事システムに改革します。公務員の労働基本権について、改革の方向で見直しを行います。(2-2-2)	12.6		
2	18歳選挙権を実現します。(6-8-1)	12		
2	医療や介護に係る自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図る新たな高額療養費制度を実施します。(1-3-5)	12		

4	国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、諸外国との連携と協力、出入国管理体制の強化などにより、未然防止を図ります。とりわけ、テロに対しては、不測の事態における対処能力の強化、公共交通機関の教育・訓練を行うほか、緊急医療体制の基盤整備を確立します。(3-2-6)	11.4
5	21世紀型安保理の実現に向けて、我が国の平和と繁栄の経験・知見を最大限発揮し、常任・非常任理事国の構成見直しを含む安保理改革を推進します。(6-6-3)	11.2
5	ポスト京都議定書に関して、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加する、実効性ある新たな枠組みを構築し、2050年までに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2)	11.2
7	アジア諸国との EPA(経済連携協定)や FTA(自由貿易協定)を積極的に推進し、アジア地域の経済安定に貢献します。(6-1-1)	10.8
7	ODA 予算全体の20%を「人間の安全保障」分野に優先的に使われるようシステムも含め見直します(人間の安全保障分野は減額せず)。さらに、ODA 予算の5%を海外で働くわが国の NGO へ還元します。(6-2-2)	10.8
9	構造が複雑で透明性の低い「特別会計」については、廃止を含め合理化を進めます。(2-2-9)	10.2
10	京都議定書の6%削減を実現します。(4-1-1)	9.8
達成	度下位ランキング	得点
1	日本経済の活性化とより良い郵便局サービスの提供を目的とする郵政民営化は、「構造改革」の要であり、時機を 失しない速やかな改革推進が何よりも大事だと考えます。総選挙後の国会で、改めて、郵政民営化法案の成立に 万全を期します。(6-8-6)	0
2	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します。(1-1-20)	0.1
2	JR・高速道路等交通機関の障害者割引に、精神障害者も対象に加えます。(1-6-6)	0.1
4	人権侵害被害者が国連に直接訴えることができる「個人通報制度」を定めた国際人権規約の選択議定書の批准を めざします。(6-7-3)	0.2
5	平和の拠点島「沖縄」を世界に宣揚するため、国際機関の誘致をめざします。(6-5-1)	0.5
6	低廉な家賃で居住性能の高い賃貸住宅の普及の促進を図るため、民間賃貸住宅版の品質表示を制度化します。 (3-5-1)	0.6
6	船舶版アイドリングストップへの支援や、埠頭内オフロード車の電気自動車導入などによる CO2排出減対策を進めます。また、外部電源式アイドリングストップ冷暖房システムによりエコトラックパークを実現します。(4-1-7)	0.6
8	いわゆるオタワプロセスを活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。(6-5-4)	0.8
9	2007年度で繊維特別対策が終了する繊維産業については、「よろず相談窓口」を設置し、横断的施策の活用を推進します。(4-7-18)	0.9
10	国民の信頼の得られる透明な政策決定プロセスを確立するため、国及び地方のすべての審議会、懇談会等について、その必要性、委員数、委員報酬、情報公開等の観点から見直しを行います。(2-2-5)	1
10	現在の奨学金制度について、各大学ごとの採用枠を撤廃し、1次募集の段階ですべての学生に奨学金が貸与できるようにします。(5-3-2)	1

注1:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

第3部

2007年参議院選挙「政権公約検証大会」報告書

2007年7月1日、参議院選挙を前に、新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)の主催によって開催された「第3回・政権公約(マニフェスト)検証大会」でPHP総合研究所が発表したものである。

第4部

資 料

I、Ⅲについては2008年6月末の時点で行った自民と公明の200 5年衆院選マニフェストと2007年参院選マニフェストの難易度・進捗度・達成度の評価、Ⅱについては、参議院選挙を前に、2007年6月に行った自民・公明・民主の参院選マニフェストの形式評価(マニフェストの要件を備えているか)の各結果を一覧として示している。

I. 2005年衆議院選挙マニフェストの個別政策評価(難易度・進捗度・達成度)

図表4-1:自民党マニフェスト

TL 77 / 1 PZ		ID DI TEAT	***	2006	年評価	2007年評価		2008年評価	
政策分野	ID	個別政策 	難易度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
政治	1	新憲法制定への取り組みを本格化(024)	0.7	18	12.6	20	14	20	14
	2	国会改革を推進(026)	0.6	16	9.6	16	9.6	16	9.6
	3	政治資金規正法を改正(027)	0.3	18	5.4	18	5.4	19	5.7
行財政	4	郵政民営化に再挑戦(001)	0.7	20	14	20	14	21	14.7
	5	規制改革の強力な推進(002)	0.6	18	10.8	18	10.8	18	10.8
	6	公共サービス効率化制度(市場化テスト)(003-1)	0.2	21	4.2	22	4.4	23	4.6
	7	官業の民間開放の推進(003-2)	0.5	17	8.5	17	8.5	17	8.5
	8	法令の整理(003-3)	0.8	5	4	5	4	5	4
	9	地方支分部局の見直し(003-4)	0.6	8	4.8	8	4.8	9	5.4
	10	情報通信技術の活用(003-5)	0.4	15	6	15	6	15	6
	11	簡素で効率的な電子政府の実現(004)	0.4	15	6	16	6.4	16	6.4
	12	公務員制度改革(005-1)	0.5	16	8	18	9	20	10
	13	総人件費削減(005-2)	0.5	16	8	17	8.5	17	8.5
	14	法令遵守(コンプライアンス)の徹底(官製談合、公金管理)(005-3)	0.3	14	4.2	16	4.8	16	4.8
	15	国会・裁判所などの組織改革を推進(006)	0.5	16	8	16	8	16	8
	16	政策金融機関の改革(007-1)	0.5	15	7.5	17	8.5	18	9
	17	独立行政法人の改革(007-2)	0.6	13	7.8	15	9	16	9.6
	18	行政代行法人等の改革(007-3)	0.3	16	4.8	16	4.8	16	4.8
	19	省庁再編レビューの実施(008)	0.2	5	1	6	1.2	6	1.2
	20	2010 年代初頭の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の回復(009-1)	0.8	13	10.4	14	11.2	14	11.2
	21	公共事業コスト改革(009-2)	0.4	15	6	16	6.4	17	6.8
	22	特別会計・特定財源制度の見直し(009-3)	0.5	13	6.5	15	7.5	18	9
	23	政策評価等の予算反映(009-4)	0.3	16	4.8	16	4.8	16	4.8
	24	予算・決算の関係重視(009-5)	0.3	14	4.2	14	4.2	14	4.2
	25	公会計・「国家財政ナビゲーション」の整備(009-6)	0.2	16	3.2	18	3.6	18	3.6
	26	税制の抜本的改革(009-7)	0.7	12	8.4	12	8.4	13	9.1
	27	三位一体改革の推進(017)	0.5	19	9.5	20	10	20	10
	28	市町村合併をさらに推進(018)	0.6	12	7.2	12	7.2	13	7.8
	29	道州制導入の検討を促進(019)	0.5	15	7.5	16	8	18	9
	30	「集中改革プラン」(020-1)	0.3	16	4.8	17	5.1	17	5.1
	31	公務員改革(020-2)	0.5	16	8	17	8.5	18	9
	32	法令遵守(コンプライアンス)(020-3)	0.3	14	4.2	16	4.8	16	4.8

北 八服	10	(G) Dil 71- 155	*** = **	2006	年評価	2007	年評価	2008	年評価
政策分野	ID	個別政策	難易度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	33	電子自治体(020-4)	0.2	10	2	11	2.2	12	2.4
	34	生活に密着したIT社会の構築(u-Japan 政策の推進) (028)	0.6	7	4.2	10	6	11	6.6
	35	社会資本整備の重点的な推進(056)	0.4	17	6.8	18	7.2	18	7.2
	36	PFIの積極的活用(057)	0.3	22	6.6	22	6.6	22	6.6
経済	37	人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現(031)	0.3	20	6	20	6	20	6
	38	資源燃料確保戦略を強化して安定供給を確保(033)	0.6	16	9.6	17	10.2	17	10.2
	39	団塊の世代の高齢化(2007年問題)に伴う技術継承の支援(036)	0.2	18	3.6	18	3.6	18	3.6
	40	担い手育成による農業構造改革の推進(039)	0.4	16	6.4	17	6.8	17	6.8
	41	食料自給率 45%の達成のための攻めの農政を実施(040)	0.5	15	7.5	16	8	17	8.5
	42	農山村地域の活性化を推進(041)	0.3	16	4.8	16	4.8	17	5.1
	43	グローバル化に挑むわが国水産業・漁村の再生(043)	0.3	10	3	12	3.6	14	4.2
	44	民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044)	0.6	10	6	11	6.6	11	6.6
	45	新しい金融システムの構築(045)	0.5	17	8.5	17	8.5	18	9
	46	経済法制の整備(046)	0.4	16	6.4	17	6.8	17	6.8
	47	競争政策の充実(047)	0.3	8	2.4	9	2.7	12	3.6
	48	知的財産戦略の継続強化(048)	0.5	16	8	17	8.5	18	9
	49	イノベーションを通じた競争力ある産業群の創出(049)	0.2	21	4.2	21	4.2	21	4.2
	50	中小企業支援を強化(050)	0.4	19	7.6	19	7.6	19	7.6
	51	小規模・零細企業対策を推進(051)	0.2	5	1	5	1	5	1
	52	建設業の再生と入札・契約の適正化(054)	0.3	17	5.1	18	5.4	18	5.4
	53	国際・国内物流政策の推進(059)	0.4	17	6.8	18	7.2	18	7.2
	54	構造改革特区の推進(061)	0.4	21	8.4	21	8.4	21	8.4
	55	観光立国の実現(062)	0.6	17	10.2	19	11.4	20	12
	56	地域公共交通の再生(063)	0.2	20	4	20	4	20	4
	57	不動産流通を円滑にするための条件整備(064)	0.2	16	3.2	16	3.2	17	3.4
	58	「まちづくり三法」の見直しと中心市街地の再活性化(066)	0.3	20	6	20	6	20	6
	59	ひとづくりを重視した地域再生の推進(067)	0.3	16	4.8	16	4.8	16	4.8
	60	農山漁村、過疎地域の活性化(068)	0.2	21	4.2	21	4.2	21	4.2
	61	都市再生の推進(065)	0.3	18	5.4	18	5.4	18	5.4
	62	WTO交渉に努力UFTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)の推進(110)	0.6	16	9.6	17	10.2	18	10.8
生活	63	持続可能な社会保障制度の構築(010)	0.7	11	7.7	11	7.7	11	7.7
	64	健康フロンティア戦略のさらなる推進(健康寿命の伸長)(011)	0.4	16	6.4	16	6.4	17	6.8
	65	医療制度改革の断行(安心で質の高い医療提供体制、持続可能な医療保険	0.7	12	8.4	12	8.4	16	11.2
		制度の確立)(012)							
	66	介護保険制度改革の着実な実施(介護予防、地域介護の推進)(013)	0.4	17	6.8	17	6.8	18	7.2
	67	年金制度を引き続き見直し信頼と安心を強化(014)	0.8	13	10.4	14	11.2	14	11.2

個別の表現 10 10 10 10 10 10 10 1	政策分野	ID	個別政策	難易度	2006年評価		2007年評価		2008年評価	
日本語画の自立に地域主語を実践するための振術を推進(016)	以東方野	טו	间 別 以 录	無勿及	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
70 労産国用機会科等などを会に進の男女共同学育社会を実施(021)		68	社会保険庁改革の断行(社会保険制度への信頼を回復)(015)	0.4	15	6	15	6	16	6.4
71 公会法人制度改革の母産(022) 0.3 16 4.8 17 5.1 18 5.4 72 NPOなど社会活動・ポラシティア権権の育成之実権(028) 0.3 17 5.1 18 5.4 19 5.7 73 悪傷・敬育へのITの活用(028) 0.3 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 16 4.8 17 5 公益保証人工程を対している文を支いなどは会の実践(039) 0.4 10 4 14 5.6 15 6 6 6 0.0 6 0.0 6 20 6 20 6 20 6 20 6 2		69	障害者の自立した地域生活を支援するための施策を推進(016)	0.4	20	8	20	8	20	8
72 NPOGと社会活動・ボランティブ植物の資献と支援(023)		70	男女雇用機会均等などをさらに進め男女共同参画社会を実現(021)	0.3	19	5.7	20	6	20	6
73 医他・検育へのITの活用(029)		71	公益法人制度改革の促進(022)	0.3	16	4.8	17	5.1	18	5.4
74 情報報金の是正など口による安全・安心な社会の表現(030) 0.4 10 4 14 5.6 15 6 75 安全協僚を入前提とした原子力の推進(034) 0.5 13 6.5 14 7 14 7 76 合世代に応じた職乗権力勝乗基務の登庫(035) 0.3 20 6 20 6 20 6 77 非正規労働者対策の先覚(037) 0.5 16 8 17 8.5 17 8.5 78 層用ミスマッチ報消に向けた層用対策の推進(038) 0.3 20 6 20 6 20 6 79 図家基値としての衛星減位の確立と骨格的空間情報の登権(052) 0.3 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15 4.5 15		72	NPOなど社会活動・ボランティア組織の育成と支援(023)	0.3	17	5.1	18	5.4	19	5.7
75 安金衛管を大制理とした原子力の推進(034)		73	医療・教育へのITの活用(029)	0.3	16	4.8	16	4.8	16	4.8
76 各世代に応じた編集能力開発基準の發揮(035)		74	情報格差の是正などITによる安全・安心な社会の実現(030)	0.4	10	4	14	5.6	15	6
77 非正規労働き対策の完実(037)		75	安全確保を大前提とした原子力の推進(034)	0.5	13	6.5	14	7	14	7
78		76	各世代に応じた職業能力開発基盤の整備(035)	0.3	20	6	20	6	20	6
79 国家基盤としての衛星製作の確立と骨格的空間情報の整備(052)		77	非正規労働者対策の充実(037)	0.5	16	8	17	8.5	17	8.5
80 登記所備付地図の整備事業を強力に推進(053) 0.1 16 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.		78	雇用ミスマッチ解消に向けた雇用対策の推進(038)	0.3	20	6	20	6	20	6
81 住宅政策の新しい枠組みづくりを推進(058) 0.2 20 4 21 4.2 21 4.2 82 パリアフリーの推進(060) 0.3 17 5.1 18 5.4 19 5.7 83 災害に強い国づくりの推進(060) 0.3 17 5.1 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 5.4 18 19 年末でに「空き交番」をゼロに(073-0) 0.3 16 4.8 17 5.1 18 5.4 18 19 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 4.2 14 18 15 6.3 18 15.4 15 18 15 18 15 18 18 19 19 15 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		79	国家基盤としての衛星測位の確立と骨格的空間情報の整備(052)	0.3	15	4.5	15	4.5	15	4.5
82		80	登記所備付地図の整備事業を強力に推進(053)	0.1	16	1.6	16	1.6	16	1.6
83 災害に強い国づくりの推進(089) 0.3 17 5.1 18 5.4 18 5.4 18 5.4 34 34 34 34 34 34 34		81	住宅政策の新しい枠組みづくりを推進(058)	0.2	20	4	21	4.2	21	4.2
84		82	パリアフリーの推進(060)	0.3	17	5.1	18	5.4	19	5.7
85 緊急消防援助隊を増強(071)		83	災害に強い国づくりの推進(069)	0.3	17	5.1	18	5.4	18	5.4
86 公共交通の安全対策を強化(072) 0.3 16 4.8 17 5.1 18 5.4 87 新宿歌舞伎町刷新プランをモデルに安全な街づくりを推進する(073-1) 0.3 14 4.2 14 4.2 14 4.2 88 19 年までに「空き交番」をゼロに(073-2) 0.3 19 5.7 21 6.3 21 6.3 89 新たな手口による詐欺など、身近な犯罪への迅速・適切な対応を行う 0.2 13 2.6 14 2.8 15 3 再犯防止のための保護観察機能について、その強化のための関連法を整備 0.4 11 4.4 15 6 16 6.4 する(073-4) 0.3 16 4.8 17 5.1 17 5.1 91 微せい利など薬物取締りの強化と、薬物乱用防止の普及啓発の推進を行う 0.3 16 4.8 17 5.1 17 5.1 92 組織犯罪、サイバー犯罪、少年犯罪に対処する関連法整備を推進する 0.4 15 6 16 6.4 16 6.4 (073-6) 0.4 15 6 16 6.4 16 6.4 26 27 20 8 20 20 20 20 20 20		84	緊急事態発生時の国民保護の体制を強化(070)	0.5	10	5	10	5	10	5
87 新宿歌舞伎町刷新プランをモデルに安全な街づくりを推進する(073-1)		85	緊急消防援助隊を増強(071)	0.4	17	6.8	18	7.2	18	7.2
88 19 年までに「空き交番」をゼロに(073-2) 0.3 19 5.7 21 6.3 21 6.3 89 新たな手口による詐欺など、身近な犯罪への迅速・適切な対応を行う 0.2 13 2.6 14 2.8 15 3 3 3 3 3 3 3 3 3		86	公共交通の安全対策を強化(072)	0.3	16	4.8	17	5.1	18	5.4
89 新たな手口による詐欺など、身近な犯罪への迅速・適切な対応を行う		87	新宿歌舞伎町刷新プランをモデルに安全な街づくりを推進する(073-1)	0.3	14	4.2	14	4.2	14	4.2
1		88	19 年までに「空き交番」をゼロに(073-2)	0.3	19	5.7	21	6.3	21	6.3
90 する(073-4) 0.4 11 4.4 15 6 16 6.4 91 覚せい剤など薬物取締りの強化と、薬物乱用防止の普及啓発の推進を行う (073-5) 0.3 16 4.8 17 5.1 17 5.1 92 組織犯罪、サイバー犯罪、少年犯罪に対処する関連法整備を推進する (0.4 15 6 16 6.4 16 6.4 073-6) 3 治安回復の基盤となる治安関係職員の増員、矯正施設の過剰収容の解消な ど体制の強化を行う(073-7) 94 テロの未然防止と対処能力の強化(074) 0.5 17 8.5 18 9 19 9.5 95 出入国管理の厳格化(075) 0.4 17 6.8 18 7.2 19 7.6 96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 11.4 19 1		89		0.2	13	2.6	14	2.8	15	3
91 覚せい剤など薬物取締りの強化と、薬物乱用防止の普及啓発の推進を行う (073-5)		90		0.4	11	4.4	15	6	16	6.4
91 (073-5) 0.3 16 4.8 17 5.1 17 5.1 92 組織犯罪、サイバー犯罪、少年犯罪に対処する関連法整備を推進する (073-6) 0.4 15 6 16 6.4 16 6.4 93 治安回復の基盤となる治安関係職員の増員、矯正施設の過剰収容の解消な ど体制の強化を行う(073-7) 0.4 17 6.8 19 7.6 20 8 94 テロの未然防止と対処能力の強化(074) 0.5 17 8.5 18 9 19 9.5 95 出入国管理の厳格化(075) 0.4 17 6.8 18 7.2 19 7.6 96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4										
92 (073-6) 0.4 15 6 16 6.4 16 6.4 93 治安回復の基盤となる治安関係職員の増員、矯正施設の過剰収容の解消なと体制の強化を行う(073-7) 0.4 17 6.8 19 7.6 20 8 94 テロの未然防止と対処能力の強化(074) 0.5 17 8.5 18 9 19 9.5 95 出入国管理の厳格化(075) 0.4 17 6.8 18 7.2 19 7.6 96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4		91		0.3	16	4.8	17	5.1	17	5.1
93 治安回復の基盤となる治安関係職員の増員、矯正施設の過剰収容の解消な 0.4 17 6.8 19 7.6 20 8 2 2 2 2 2 2 2 2 2		92		0.4	15	6	16	6.4	16	6.4
93 ど体制の強化を行う(073-7) 0.4 17 6.8 19 7.6 20 8 94 テロの未然防止と対処能力の強化(074) 0.5 17 8.5 18 9 19 9.5 95 出入国管理の厳格化(075) 0.4 17 6.8 18 7.2 19 7.6 96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4			(073-6)							
95 出入国管理の厳格化(075) 0.4 17 6.8 18 7.2 19 7.6 96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4		93		0.4	17	6.8	19	7.6	20	8
95 出入国管理の厳格化(075) 0.4 17 6.8 18 7.2 19 7.6 96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4		94	テロの未然防止と対処能力の強化(074)	0.5	17	8.5	18	9	19	9.5
96 不法滞在者の半減(076) 0.6 19 11.4 19 11.4 19 11.4		95	出入国管理の厳格化(075)	0.4	17	6.8	18	7.2	19	7.6
97 「犯罪被害者等基本計画」の策定と実施体制の整備(077) 0.5 18 9 19 9.5 20 10		96	不法滞在者の半滅(076)							
		97	「犯罪被害者等基本計画」の策定と実施体制の整備(077)	0.5	18	9	19	9.5	20	10
98 簡易・迅速・柔軟な救済を行う人権救済制度の確立(078) 0.3 8 2.4 8 2.4 8 2.4 8 2.4		98	簡易·迅速·柔軟な救済を行う人権救済制度の確立(078)	0.3	8	2.4	8	2.4	8	2.4

非禁八服	ID.	/로리 다니 그는 ASE	***	2006	年評価	2007	年評価	2008	年評価
政策分野	ID	個別政策	難易度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	99	消費者行政の推進(079)	0.4	20	8	20	8	20	8
	100	情報セキュリティの確保(080)	0.4	17	6.8	18	7.2	18	7.2
	101	高度情報化の進展に伴うプライバシー保護の充実(081)	0.4	18	7.2	19	7.6	19	7.6
	102	がん対策・自殺予防対策の推進(082)	0.6	16	9.6	17	10.2	17	10.2
	103	食育の推進(083)	0.3	18	5.4	18	5.4	18	5.4
	104	食品安全対策(残留農薬、輸入食品、生産履歴)(084)	0.4	19	7.6	19	7.6	19	7.6
	105	安全な水の確保(085)	0.4	16	6.4	16	6.4	16	6.4
	106	感染症・疾病対策の推進(新興・再興感染症、難病対策)(086)	0.5	16	8	17	8.5	18	9
	107	医療安全対策の強化(087)	0.3	17	5.1	17	5.1	17	5.1
	108	医療品・医療機器の安全対策(088)	0.3	17	5.1	17	5.1	17	5.1
	109	アスベスト問題対策の迅速な実施(089)	0.4	18	7.2	19	7.6	20	8
	110	動物愛護管理行政の推進(091)	0.2	16	3.2	17	3.4	18	3.6
	111	児童手当や子育て支援税制について合わせて検討を行い、子育て期の経済 負担を軽減させる(100-1)	0.3	16	4.8	17	5.1	17	5.1
	112	すべての子どもとすべての家庭へ支援が行き届くよう、子育てを支えあう体制 を確立する(100-2)	0.3	10	3	15	4.5	15	4.5
	113	「待機児童ゼロ作戦」の継続と一時預かりなどだれもが利用できる保育サービスを充実させる(100-3)	0.5	18	9	19	9.5	19	9.5
	114	男女ともに子育てしながら安心して働き続けることができるよう、中小企業に 対して重点的に支援を行う(100-4)	0.2	16	3.2	17	3.4	17	3.4
	115	児童虐待を防止するための地域ネットワークの全国整備や児童相談体制を 充実させる(100-5)	0.3	13	3.9	15	4.5	15	4.5
	116	輪番制や小児救急電話相談の実施など(100-6)	0.4	11	4.4	14	5.6	14	5.6
	117	青少年健全育成の推進(101)	0.6	13	7.8	13	7.8	13	7.8
	118	フリーター・ニート対策の強化(103)	0.4	20	8	21	8.4	21	8.4
教育	119	子どもたちの未来のために教育基本法を改正(025)	0.7	14	9.8	17	11.9	20	14
	120	沖縄科学技術大学院大学構想の実現(032)	0.1	11	1.1	15	1.5	16	1.6
	121	幼児教育を国家戦略として展開(093)	0.5	6	3	7	3.5	7	3.5
	122	義務教育の質的向上のための教育改革(094)	0.6	13	7.8	16	9.6	17	10.2
	123	「確かな学力」と「豊かな心」の育成(095)	0.3	12	3.6	12	3.6	16	4.8
	124	学校の安全確保(096)	0.4	17	6.8	17	6.8	17	6.8
	125	個性輝く大学づくりの推進(097)	0.5	17	8.5	17	8.5	17	8.5
	126	奨学制度の拡充による学生支援(098)	0.2	18	3.6	19	3.8	19	3.8
	127	私学教育の振興(099)	0.2	22	4.4	22	4.4	22	4.4
	128	農山漁村における体験学習などの推進(102)	0.2	17	3.4	17	3.4	17	3.4

TL 1/1 () E7		個別政策	***	2006	年評価	2007年評価		2008年評価	
政策分野	ID	[難易度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	129	「文化力」の向上と豊かなスポーツ環境の推進(104)	0.5	17	8.5	17	8.5	17	8.5
環境	130	森林の環境資源政策・林業対策を積極的に推進(042)	0.3	17	5.1	17	5.1	18	5.4
	131	環境を軸とした豊かな経済社会の創出(055)	0.3	18	5.4	18	5.4	19	5.7
	132	産業廃棄物対策、環境基準の徹底(090)	0.6	14	8.4	15	9	15	9
	133	外来生物対策の推進(092)	0.3	16	4.8	16	4.8	17	5.1
	134	京都議定書の温室効果ガス 6%削減約束の達成(118)	0.5	16	8	17	8.5	18	9
	135	地球規模での温室効果ガスの長期的排出削減に向けたリーダーシップの発	0.9	7	6.3	9	8.1	16	14.4
	133	揮(119)	0.9	,	0.3	9	0.1	10	14.4
'	136	「3R」の推進と国際的な展開(120)	0.6	16	9.6	17	10.2	18	10.8
外交·安保	137	ゆるぎない日米同盟を基軸とした国際協調による平和外交の推進(105)	0.6	22	13.2	22	13.2	21	12.6
	138	「人間の安全保障」を念頭にODAの積極的な活用(106)	0.5	18	9	17	8.5	17	8.5
	139	中国・韓国など近隣諸国との関係の改善強化とアジア「共同体」構想の推進	0.9 11	11	9.9	13	11.7	15	12.5
	139	(107)		0.0	13	11.7	15	13.5	
	140	領土問題の解決への努力と海洋権益の確保(108)	0.7	14	9.8	14	9.8	16	11.2
	141	拉致問題の解決に向けさらに努力(109)	0.6	19	11.4	19	11.4	19	11.4
	142	防衛庁を「省」に、自衛官に一層の名誉と誇りを(111)	0.5	16	8	20	10	20	10
	143	国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化(112)	0.5	22	11	22	11	22	11
	144	新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化(113)	0.7	18	12.6	19	13.3	19	13.3
	145	国際化などに対応した防衛庁・自衛隊の組織改編(114)	0.5	18	9	20	10	20	10
	146	国家の情報収集能力の向上(115)	0.6	10	6	14	8.4	16	9.6
	147	自衛隊の海外での国際協力活動の推進(116)	0.5	21	10.5	21	10.5	21	10.5
	148	国際平和協力に関する一般法の検討(117)	0.4	15	6	15	6	15	6

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。 注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表4-2:公明党マニフェスト

政策公野	·	(G) DUTE ##*	***	2006	2006年評価		2007年評価		2008年評価	
政策分野	ID	個別政策	難易度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	
政治	1	18 歳選挙権を実現します(2-6-5-15)	0.8	8	6.4	15	12	15	12	
	2	永住外国人の地方選挙権の付与を実現します(2-6-5-16)	0.8	12	9.6	12	9.6	12	9.6	
	3	現憲法に新たな条文を付け加える「加憲」の立場で具体的追加項目を検討 (3-3-0)	0.5	5	2.5	8	4	8	4	
行財政	4	郵政民営化を推進(1-0-0-0)	0.6	20	12	20	12	21	12.6	
	5	世界トップレベルのムダのない効率的な行政をめざし、国・地方を通じ、公務員数を1割削減します(2-2-1-1)	0.3	19	5.7	20	6	21	6.3	
	6	徹底した行政改革を行うことにより約5万件の行政手続きをオンライン化するとともに、2割を削減合理化します(2-2-1-2)	0.4	16	6.4	16	6.4	16	6.4	
	7	市町村合併を強力に進め、1000 自治体をめざします(2-2-1-3)	0.6	12	7.2	12	7.2	13	7.8	
	8	国の公共事業費については、予算の重点化・効率化を進め、ムダな公共事業をなくし、一層の縮減を図ります(2-2-1-4)	0.3	21	6.3	22	6.6	22	6.6	
	9	構造が複雑で透明性の低い「特別会計」については、廃止を含め合理化を進めます(2-2-1-5)	0.6	13	7.8	15	9	17	10.2	
	10	特殊法人等の役員の公共工事受注企業への天下りを原則禁止します (2-2-2-1)	0.3	12	3.6	12	3.6	13	3.9	
	11	指名競争入札制度を原則廃止し、入札改革を断行します(2-2-2-2)	0.4	17	6.8	18	7.2	19	7.6	
	12	談合企業へのペナルティーとして、指名停止期間を現行の最長 1 年から 2 年へ 引き上げます (2-2-2-3)	0.2	5	1	20	4	21	4.2	
	13	自動車関係諸税は、公共事業 5 カ年計画や道路特定財源のあり方の検討に あわせ、見直します(2-2-2-4)	0.4	10	4	12	4.8	18	7.2	
	14	行政訴訟制度(2-6-5-11)	0.7	16	11.2	16	11.2	18	12.6	
	15	歳出構造改革をさらに進めます(3-1-5)	0.7	15	10.5	17	11.9	17	11.9	
	16	社会保障にかかる財源のあり方の検討なども踏まえ、2007 年度をめどに抜本 的税制改革を実現します(3-1-6)	0.7	12	8.4	12	8.4	13	9.1	
	17	三位一体、社会保障制度改革、税制改革、歳出改革等により、2010 年代初頭 にプライマリーバランスを黒字化する(3-1-7)	0.8	13	10.4	14	11.2	14	11.2	
	18	2006 年度までの改革において、概ね3兆円規模の税源移譲をめざし、国庫補助負担金の改革を行います(3-2-1)	0.5	19	9.5	20	10	20	10	

政策分野	ID	個別政策	2006:		2006年評価		2007年評価		2008年評価	
以東方野	טו	四刀収米	XII 997.X	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度	
	19	2006 年度以降は、国と地方の税源比率を 1 対 1 とすることをめざし、国と地方	0.4	10	4	12	4.8	13	5.2	
	10	の関係の抜本的な見直しを検討していきます(3-2-2)	0.4	10	•	12	1.0			
経済	20	意欲のある担い手の支援強化のため、品目横断的な直接支払制度を導入しま	0.4	16	6.4	17	6.8	17	6.8	
		प ्रं (2-3-4-5)								
	21	異分野の中小企業同士が連携して新事業を創出することを強力に支援します	0.3	13	3.9	14	4.2	15	4.5	
		(2-4-5-1)								
	22	中小企業のベテランの技能・技術を若手技術者が継承しやすくするために、プ	0.4	5	2	10	4	12	4.8	
		ログラムの体系化など(2-4-5-2)								
	23	新産業育成、規制改革により、経済を活性化させ、新たな雇用を500万人創出	0.4	17	6.8	18	7.2	18	7.2	
		します(2-4-5-3)								
	24	環境、バイオ、情報通信、ナノテクなどの重点戦略分野への重点投資を行いま	0.5	16	8	17	8.5	17	8.5	
		र्ज (2-4-5-4)								
	25	無担保・無保証の新創業支援制度を拡充するなど、ヤル気のある起業家を支	0.2	21	4.2	22	4.4	22	4.4	
		援します(2-4-5-5)								
	26	金融機関が中小企業者に対して「個人保証」を求めない融資を推進するととも	0.4	21	8.4	21	8.4	21	8.4	
		に、金融の多様化を図ります(2-4-5-6)								
	27	女性が創業するための「低利融資制度」の拡充など、SOHOも含めて女性起	0.2	21	4.2	21	4.2	21	4.2	
		業家への支援を拡充します(2-4-5-7)								
	28	優れたノウハウや幅広い人脈を持つ大企業のOBなどの人材を、新事業の展開などに悩む中小企業に派遣します(2-4-5-8)	0.2	19	3.8	19	3.8	19	3.8	
		用はとに関の中小正末に水道します \								
	29	外国人観光客を 2010 年までに 1000 万人にします(2-4-8-1)	0.3	18	5.4	19	5.7	20	6	
	30	日本経済は、小泉内閣が推進してきた構造改革の進展等もあり、景気回復が	0.5	13	6.5	14	7	15	7.5	
		続いています。構造改革を加速・強化します(3-1-1)					-			
	31	燃料電池、情報家電、コンテンツなど戦略的に重要な新産業分野を育成・強化	0.2	21	4.2	21	4.2	21	4.2	
		するため「新産業創造戦略」など(3-1-2)								
	32	アジア各国などとの経済連携協定・自由貿易協定の早期締結を実現し、国内	0.6	16	9.6	17	10.2	18	10.8	
		産業構造改革を強力に推進します(3-1-3)						10	. 5.5	
	33	金融実態に対応した利用者保護ルールの整備・徹底、地域における中小企業	0.5	15	7.5	16	8	17	8.5	
		の円滑化など、金融改革プログラムを推進(3-1-4)								
	34	政策金融改革については、その目的や機能、また財政的観点から十分に議論	0.4	15	6	17	6.8	18	7.2	
		を行い、検討を進めます(3-1-8)								
生活	35	児童手当の拡充(2-1-1-1)	0.4	18	7.2	19	7.6	19	7.6	

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006年評価		2007年評価		2008年評価	
				進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	36	出産育児一時金を現行の 30 万円から 50 万円に拡充します(2-1-1-2)	0.2	16	3.2	17	3.4	17	3.4
	37	保育サービスの充実(2-1-1-3)	0.5	18	9	19	9.5	19	9.5
	38	小児救急医療体制の整備(24 時間対応可能)と小児難病対策の推進を行います(2-1-1-4)	0.6	9	5.4	16	9.6	16	9.6
	39	育児休業の取得や短時間勤務の導入を奨励(2-1-1-5)	0.3	16	4.8	18	5.4	18	5.4
	40	子育て支援に積極的に取り組む企業へ社会保険料負担の軽減など支援策を 拡充します(2-1-1-6)	0.3	6	1.8	6	1.8	6	1.8
	41	事業所内託児施設の設置・運営にかかわる助成を拡大します(2-1-1-7)	0.3	8	2.4	15	4.5	16	4.8
	42	「育児休業制度」の充実や「父親割り当て制」(パパ・クオータ)を導入します (2-1-1-8)	0.5	8	4	8	4	9	4.5
	43	つどいの広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など地域子育て支援体制を充実します(2-1-1-9)	0.2	18	3.6	19	3.8	19	3.8
	44	長時間労働対策やメンタルヘルス(心の健康)対策等の強化で職場環境を改善します(2-1-1-10)	0.3	16	4.8	17	5.1	17	5.1
	45	シングルマザーの雇用の確保など、就労支援をハローワーク等と連携を図りながら促進します(2-1-1-11)	0.2	18	3.6	18	3.6	18	3.6
	46	女性の再就職を支援する相談体制の整備や再雇用制度の導入を進めます (2-1-1-12)	0.6	14	8.4	16	9.6	17	10.2
	47	「若者自立・挑戦プラン」の効率化を図り、フリーター、ニートの総合的な若年雇用対策を強力に推進します(2-1-1-13)	0.5	16	8	17	8.5	17	8.5
	48	新規学卒者のミスマッチ縮小のための若年者ジョブサポーターを拡充します (2-1-1-14)	0.2	18	3.6	19	3.8	19	3.8
	49	高校中退者再出発支援窓口の導入と推進を図ります(2-1-1-15)	0.3	6	1.8	7	2.1	7	2.1
	50	就業経歴を書き込める「キャリアパスポート」制度を創設します(2-1-1-16)	0.2	5	1	16	3.2	16	3.2
	51	子育て世代の経済的負担を軽減するために、優良住宅を提供する支援策を促進します(2-1-1-17)	0.2	8	1.6	11	2.2	14	2.8
	52	自治体等の賃貸住宅供給者と育児・教育施設とのハード・ソフト面での連携を 推進します(2-1-1-18)	0.1	3	0.3	7	0.7	11	1.1
	53	公営住宅の整備など安心して子育てできる公的住宅の整備による住宅セーフ ティネットの確保を図ります(2-1-1-19)	0.2	3	0.6	5	1	11	2.2

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006	2006年評価		年評価	2008	年評価
		.=.//		進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	54	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します(2-1-1-20)	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
	55	被用者年金の一元化、女性の年金権の確立ならびに厚生年金、共済年金の個人単位化を進めます(2-1-2-1)	0.6	13	7.8	15	9	15	9
	56	国民年金の未納・未加入問題を、年次を区切って解決します(2-1-2-2)	0.3	14	4.2	14	4.2	16	4.8
	57	社会保険庁のさらなる改革を断行します(2-1-2-3)	0.3	12	3.6	15	4.5	16	4.8
	58	フリーター・ニート対策を推進します(2-1-2-4)	0.4	20	8	21	8.4	21	8.4
	59	議員年金制度については廃止し、最終的には公的年金制度との統合をめざします(2-1-2-5)	0.2	17	3.4	17	3.4	17	3.4
	60	がん対策の強化(がん対策予算の倍増)(2-1-3-1)	0.5	15	7.5	16	8	16	8
	61	80歳になっても自分の歯を、20本以上保つために、「8020」運動を推進します (2-1-3-2)	0.1	19	1.9	19	1.9	19	1.9
	62	新たな高齢者医療制度創設、保険者の再編統合、診療報酬体系の見直しを 行います(2-1-3-3)	0.7	14	9.8	14	9.8	15	10.5
	63	地域や職域における健康増進、予防の取り組みの連携強化を図ります (2-1-3-4)	0.2	11	2.2	12	2.4	13	2.6
	64	医療や介護にかかる自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図 る新たな高額療養費制度を実施します(2-1-3-5)	0.6	11	6.6	12	7.2	20	12
	65	女性専門外来の全都道府県での開設をめざします(2-1-3-6)	0.2	8	1.6	9	1.8	9	1.8
	66	生涯を通じた女性の健康支援を充実させます(2-1-3-7)	0.3	18	5.4	19	5.7	19	5.7
	67	アレルギー疾患対策を抜本的に強化します(2-1-3-8)	0.4	9	3.6	11	4.4	11	4.4
	68	温泉を活用した健康づくりの推進を図ります(2-1-3-9)	0.2	20	4	20	4	20	4
	69	ニーズが高まる認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設など、必要な施設体系の整備・充実を図ります(2-1-4-1)	0.6	10	6	10	6	10	6
	70	認知症高齢者、独居高齢者をリフォーム詐欺などの被害から守ります (2-1-4-2)	0.4	16	6.4	16	6.4	17	6.8
	71	発達障害者支援法の施行を踏まえ、発達障害支援センターを全都道府県に整備します(2-1-5-1)	0.3	20	6	21	6.3	21	6.3
	72	障害者の生活基盤となるグループホームや福祉ホームを 2007 年度末までに 6.5 万人分の整備を進めます(2-1-5-2)	0.5	18	9	18	9	18	9

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006	年評価	2007年評価		2008年評価	
				進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	73	福祉的雇用から一般就労への移行推進のため、トライアル雇用、職場適応援 護者を拡充します(2-1-5-3)	0.3	17	5.1	17	5.1	18	5.4
	74	児童虐待のない地域をめざすため「児童虐待防止市町村ネットワーク」「育児 支援家庭訪問事業」を整備します(2-1-6-1)	0.4	19	7.6	19	7.6	20	8
	75	「情緒障害育児短期治療施設」「自立援助ホーム」を全都道府県に整備します (2-1-6-2)	0.3	14	4.2	15	4.5	16	4.8
	76	耐震診断と耐震改修への補助や耐震化を促進する減税によって、建て替え・リフォームなどで耐震化を進めます(2-3-1-1)	0.7	10	7	11	7.7	11	7.7
	77	全国の密集市街地について、救急車・消防車が進入できる道路を確保するための暫定進入路確保事業を実施(2-3-1-2)	0.7	5	3.5	5	3.5	6	4.2
	78	狭い道路へ救急車や消防車が入れるよう緊急自動車の規格を小型化します (2-3-1-3)	0.2	11	2.2	11	2.2	11	2.2
	79	広域緊急援助隊の強化、特殊な救援・救助車両等や資機材を装備した救助部 隊の政令市への配備(2-3-1-4)	0.5	16	8	17	8.5	17	8.5
	80	ドクターヘリを 10 年内に全都道府県に配備をめざします(2-3-1-5)	0.2	11	2.2	14	2.8	15	3
	81	空き交番ゼロ作戦を実現するとともに、検挙率の向上をめざします(2-3-2-1)	0.3	21	6.3	21	6.3	21	6.3
	82	警官OBや民間警備員を活用した地域や学校等のパトロール体制を強化、「地域安全安心ステーション」モデル事業(2-3-2-2)	0.2	17	3.4	18	3.6	19	3.8
	83	国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、未然防止を図ります(2-3-2-3)	0.6	17	10.2	18	10.8	19	11.4
	84	全国に 600 カ所ある「開かずの踏切」を、今後 5 年以内に 70%、10 年以内に 100%解消します(2-3-3-1)	0.5	16	8	16	8	16	8
	85	食料自給率 50%へ引き上げることをめざします(2-3-4-1)	0.5	13	6.5	13	6.5	13	6.5
	86	食について自ら考え、判断できる能力を養成する食育の取り組みを、国民的な 運動として推進します(2-3-4-2)	0.3	17	5.1	17	5.1	17	5.1
	87	有機栽培・減農薬栽培農家の倍増などにより、消費者の安心を確保します (2-3-4-3)	0.5	17	8.5	18	9	19	9.5
	88	農地の集約化を強力に推進するとともに、地産地消、耕畜連携、米粉の拡大 等を推進します(2-3-4-4)	0.4	15	6	16	6.4	16	6.4
	89	女性の農業経営における役割を一層明確化するため、家族経営協定の締結 のさらなる普及を図ります(2-3-4-6)	0.4	20	8	21	8.4	21	8.4

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006	年評価	2007	年評価	2008	年評価
30,07,1		四刀岭木	AL NO CO	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	90	2010年までに、1日乗降客5000人以上の全ての駅ならびに周辺地域のパリアフリー化を実現します(2-3-5-1)	0.3	20	6	21	6.3	21	6.3
	91	コミュニティーバス、低床バス、福祉タクシーを倍増します(2-3-5-2)	0.4	17	6.8	18	7.2	18	7.2
	92	段差解消、車イス通行可能な廊下等のパリアフリー化住宅を、公営住宅全体 の5割まで高めます(2-3-5-3)	0.3	18	5.4	18	5.4	18	5.4
	93	「ユニバーサル社会形成推進法」の制定を推進します(2-3-5-4)	0.3	11	3.3	11	3.3	12	3.6
	94	消費者保護法制などの整備(2-3-6-1)	0.5	21	10.5	21	10.5	21	10.5
	95	インターネットバンキングや盗難通帳に係る犯罪等について、立法措置も含め 必要な措置を講じます(2-3-6-2)	0.5	15	7.5	15	7.5	17	8.5
	96	まちづくり三法を抜本的に見直し、「コンパクトシティー形成促進法」を制定します(2-4-4-1)	0.4	16	6.4	16	6.4	17	6.8
	97	医・職・住・遊など日常生活の諸機能が集約された、歩いて暮らせる街づくり事 業を全国で推進します(2-4-4-2)	0.4	18	7.2	18	7.2	19	7.6
	98	住宅リフォーム融資制度の拡充で中古住宅市場の流通量を3倍に引き上げま す(2-4-4-3)	0.5	17	8.5	17	8.5	17	8.5
	99	高齢者向け賃貸住宅を10万戸建設します(2-4-4-4)	0.5	16	8	16	8	16	8
	100	都市公園(1 小学校区に 5 カ所)の整備率を 70%まで高めます(2-4-4-5)	0.3	18	5.4	18	5.4	18	5.4
	101	電線類の地中化を住宅地・観光地を中心に 1 万キロ気まで延長します (2-4-4-6)	0.5	18	9	19	9.5	19	9.5
	102	地域の文化施設や多様な文化の人材を活用し、多くの人が文化芸術に親しめ るための環境を整備します(2-4-6-1)	0.2	17	3.4	17	3.4	17	3.4
	103	文化芸術への行政支援に関するワンストップサービスが受けられる総合窓口 を国及び全都道府県に設置など(2-4-6-2)	0.3	15	4.5	15	4.5	15	4.5
	104	芸術家個人や文化団体への公的助成の対象に稽古手当てや創作研究費などを支援項目に追加するなど(2-4-6-3)	0.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2
	105	地域の誰もが、いつでも気軽に利用できる「総合型地域スポーツクラブ」の設置を強力に推進(2-4-7-1)	0.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2
	106	家族旅行や個人旅行を活性化するため、有給休暇の連続取得の推進と学校 長期休暇制度の分散化を図ります(2-4-8-2)	0.5	10	5	10	5	10	5
	107	人的警備を必要とする小学校等に、警官OB、ボランティア等を活用した「スクールガード」を 5 年間で配置します(2-5-7-1)	0.2	16	3.2	17	3.4	17	3.4

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006	年評価	2007	年評価	2008	年評価
		i=7,7,5,1,5		進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	108	大規模地震など緊急事態の発生に対しては、災害派遣能力の向上、即応態勢 の強化を図ります(2-6-4-2)	0.5	18	9	18	9	18	9
	109	刑事司法制度改革(2-6-5-8)	0.2	20	4	20	4	20	4
	110	国際人権規約の個人通報制度の批准(2-6-5-9)	0.2	1	0.2	1	0.2	1	0.2
	111	裁判員制度(2-6-5-10)	0.4	16	6.4	17	6.8	18	7.2
	112	総合法律支援制度(2-6-5-12)	0.1	17	1.7	18	1.8	19	1.9
	113	法律扶助のさらなる拡充、犯罪被害者等の保護・救済(2-6-5-13)	0.4	18	7.2	19	7.6	20	8
	114	夫婦の姓(氏)について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します(2-6-5-14)	0.7	11	7.7	11	7.7	11	7.7
教育	115	「新たな少人数教育システム」の導入や、「学校運営協議会」の全国展開等により、権限を地域・学校に移します(2-5-1-1)	0.6	16	9.6	16	9.6	16	9.6
	116	小・中学校において、保護者、地域住民等が授業で教員をサポートする「教員 サポーター制」を導入します(2-5-1-2)	0.6	15	9	16	9.6	17	10.2
	117	すべての小・中学生が 1 週間以上の自然体験活動ができる機会を提供します (2-5-2-1)	0.3	13	3.9	13	3.9	13	3.9
	118	すべての小・中学生が 1 週間以上の職場体験活動ができるようにします (2-5-2-2)	0.4	16	6.4	16	6.4	16	6.4
	119	すべての小・中学生に少なくとも年に 1 回、本物の文化芸術に触れさせる機会 を提供します(2-5-2-3)	0.1	17	1.7	17	1.7	17	1.7
	120	文科省、環境省、NPO等の連携で、全国の市町村に環境体験学習のコーディ ネーターを配置します(2-5-2-4)	0.2	18	3.6	18	3.6	18	3.6
	121	小中学校等で地域や企業、NPO、ボランティア等と連携し、社会の仕組みを学ぶ「未来プラン授業」を導入します(2-5-2-5)	0.4	19	7.6	19	7.6	19	7.6
	122	現在の奨学金制度について、すべての学生に奨学金が貸与できるようにしま す(2-5-3-1)	0.2	18	3.6	18	3.6	18	3.6
	123	海外留学を希望する学生への奨学金について、派遣 1 万人計画等を策定し、 抜本的に拡充します(2-5-3-2)	0.3	13	3.9	13	3.9	13	3.9
	124	学校における発達障害児等への対応を充実させるため、教育の研修体制の 強化、特殊学級の見直しなど(2-5-4-1)	0.3	17	5.1	17	5.1	17	5.1
	125	普通科を含め、1 週間以上のインターンシップを実施します(2-5-5-1)	0.4	16	6.4	16	6.4	16	6.4

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006	年評価	2007	年評価	2008	年評価
20072		四刀岭木	25.00	進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	126	地域の産業界等と連携し、専門高校の職業教育を強化、国が財政支援を行 い、スーパー専門高校を拡充します(2-5-5-2)	0.3	16	4.8	16	4.8	16	4.8
	127	小学校で英語教育を必修化(2-5-6-1)	0.7	11	7.7	11	7.7	16	11.2
	128	法曹養成制度(2-6-5-7)	0.2	17	3.4	17	3.4	17	3.4
	129	基本法の理念は堅持し、補完・補強へ(3-4-0)	0.6	14	8.4	20	12	21	12.6
環境	130	「水と緑のマイタウン」モデル事業を全国 100 カ所で実施(2-4-1-1)	0.3	17	5.1	17	5.1	17	5.1
	131	緑を倍増、都市を自然が生きる"水と緑と土の街"に(2-4-1-2)	0.3	18	5.4	18	5.4	18	5.4
	132	都市にあって多面的な機能を担う都市農業が持続可能なものとなるよう農地 保全と農業振興策を講じます(2-4-2-1)	0.3	16	4.8	16	4.8	16	4.8
	133	農業体験農園や児童農園等の普及・拡大、都市農業から発生する農業残滓を 堆肥化するリサイクルシステムなど(2-4-2-2)	0.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2
	134	市民農園や体験農業など農山漁村をフィールドとしたグリーン・ツーリズムを積極的に推進します(2-4-2-3)	0.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2
	135	遅れている森林の整備を早急に進めるとともに、複層林化、針・広混交林化等 を推進します(2-4-2-4)	0.2	20	4	20	4	20	4
	136	GDPの約 1%弱にのぼる各種イベントのごみゼロ・省エネ化を推進します (2-4-3-1)	0.2	16	3.2	16	3.2	17	3.4
	137	エコ産業の市場規模を 70 兆円に、雇用を 160 万人に拡大します(2-4-5-9)	0.5	18	9	18	9	18	9
	138	省エネ・クリーンエネルギー促進作戦で国際公約であるCO2.6%削減を実現します(2-4-5-10)	0.7	12	8.4	13	9.1	14	9.8
	139	家庭のクリーンエネルギーを飛躍的に普及(2-4-5-11)	0.7	13	9.1	16	11.2	16	11.2
	140	現行制度で教済されない中皮腫などアスベスト疾患患者・遺族の教済へ 新 法の早期実現をめざす(3-7-0)	0.4	18	7.2	19	7.6	20	8
外交·安保	141	アジア各国とのEPAやFTAを積極的に推進し、アジア地域の経済安定に貢献 します(2-6-1-1)	0.6	16	9.6	17	10.2	18	10.8
	142	中国、韓国からの芸術家、文化人など民間人を積極的に招聘する人的交流を 推し進め、対日理解を促進します(2-6-1-2)	0.1	16	1.6	17	1.7	18	1.8
	143	経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、「人間の安全保障」 分野に向けてODAを戦略的に活用します(2-6-2-1)	0.5	18	9	17	8.5	18	9
	144	ODA予算全体の 20%を「人間の安全保障」分野に優先的に使われるようシステムも含め見直します(2-6-2-2)	0.6	17	10.2	16	9.6	18	10.8

政策分野	ID	個別政策	難易度	2006	年評価	2007	年評価	2008	年評価
33,772				進捗度	達成度	進捗度	達成度	進捗度	達成度
	145	イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODAを有効に活用します(2-6-2-3)	0.3	21	6.3	21	6.3	21	6.3
	146	ODA事業を進めるにあたっては、個別プロジェクトごとに事後評価を展開して、質的な改善を図ります(2-6-2-4)	0.2	18	3.6	18	3.6	17	3.4
	147	PKOについては、行政・司法・人権などシビリアン部門にも積極的に取り組んでいきます(2-6-3-1)	0.6	11	6.6	11	6.6	11	6.6
	148	国際平和協力活動は、NGOを含め民間の持つ平和構築力を育成することが 大事(2-6-3-2)	0.3	16	4.8	17	5.1	17	5.1
	149	自衛隊のPKOに取り組む姿勢を内外にアピールするために、PKO訓練センターおよびPKO広報センターを設立(2-6-3-3)	0.3	1	0.3	13	3.9	13	3.9
	150	国際平和に貢献できる公務員、民間人の育成は急務。総合的な施策を講じます(2-6-3-4)	0.4	7	2.8	8	3.2	9	3.6
	151	国際テロを撲滅するために関係各省庁の連携のもと、あらゆる手立てを講じます(2-6-4-1)	0.5	16	8	18	9	19	9.5
	152	平和の拠点島「沖縄」を宣揚するため、コスタリカにある「平和大学」の地域事務所の「沖縄」への誘致をめざします(2-6-5-1)	0.1	5	0.5	5	0.5	5	0.5
	153	軍縮を推進(ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則の見直し)します (2-6-5-2)	0.8	1	0.8	1	0.8	1	0.8
	154	国際刑事裁判所の設立条約への早期批准をめざします(2-6-5-3)	0.5	8	4	9	4.5	20	10
	155	対人地雷除去を推進するため、ロボットなど技術協力、人材育成、ODAの活用を含めた財政支援を実施します(2-6-5-4)	0.3	17	5.1	17	5.1	18	5.4
	156	わが国の難民の受け入れについては、難民条約の趣旨に基づき適切に審査 を実施し、その拡大をめざします(2-6-5-5)	0.5	18	9	18	9	18	9
	157	麻薬撲滅へ向けて、国連関係機関への協力、技術・財政支援、警察機関の取り締まり態勢を強化します(2-6-5-6)	0.5	18	9	18	9	18	9
	158	イラク人道・復興支援の継続、行動する平和主義の時代へ(3-5-0)	0.5	21	10.5	21	10.5	21	10.5
	159	拉致問題については、あらゆる機会を通じ、また、経済制裁の発動も辞さず、 その解決に全力を挙げます(3-6-1)	0.6	19	11.4	19	11.4	19	11.4
	160	北朝鮮の対応次第では、経済的な制裁措置の発動など、一定の圧力をかける ことも辞さない構えです(3-6-2)	0.6	19	11.4	19	11.4	19	11.4
	161	北朝鮮による核開発問題は、6カ国協議を軸に粘り強くその解決をめざします (3-6-3)	0.6	18	10.8	18	10.8	18	10.8

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。 注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

Ⅱ. 2007年参議院選挙マニフェストの個別政策評価(マニフェストの要件を備えているか)

図表4-3:自民党マニフェスト

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
政治	1	新憲法制定の推進(1-1)	4.00	2.60	5.00	4.00	4.14	19.74
	2	政治資金の一層の透明化(1-30)	4.00	3.00	1.00	4.00	3.29	15.29
	3	首長の多選禁止(1-31)	4.20	4.20	1.00	4.40	3.71	17.51
	4	党改革・国会改革のさらなる断行(1-32)	3.80	4.00	1.00	3.40	3.29	15.49
行財政	5	歳出・歳入一体の財政構造改革(1-17)	4.80	4.20	4.60	4.20	4.29	22.09
	6	国家公務員の総人件費改革(1-18)	4.80	3.00	5.00	2.40	3.57	18.77
	7	中央省庁改革の推進(1-19)	4.00	3.40	1.00	3.40	3.86	15.66
	8	公共サービス改革(市場化テスト)の推進(1-20)	4.20	3.20	1.00	4.00	3.57	15.97
	9	電子政府・電子自治体の推進(1-21)	2.80	3.20	1.00	1.80	2.43	11.23
	10	独立行政法人改革の徹底(1-22)	4.00	3.20	1.00	3.40	3.71	15.31
	11	公益法人改革の促進(1-23)	3.80	3.80	3.40	3.60	3.14	17.74
	12	時代のニーズに応える新郵政事業の展開の支援(1-24)	3.40	3.20	2.40	1.40	2.29	12.69
	13	地方の行政改革の推進(1-25)	3.60	2.60	1.00	1.20	3.00	11.40
	14	公務員制度改革(1-26)	4.60	2.80	4.00	4.40	3.86	19.66
	15	道州制の導入の推進(1-27)	3.80	3.80	1.00	3.80	3.43	15.83
	16	地方分権改革の推進(1-28)	4.00	3.40	5.00	4.20	4.00	20.60
	17	地域間・地方自治体間の財政力格差の縮小(1-29)	3.60	4.20	1.00	2.60	3.14	14.54
	18	「ふるさと」を大切にする気持ちを支援(2-94)	2.00	3.00	1.00	2.00	2.00	10.00
	19	システム効率化・集中化の推進(2-97)	3.60	3.20	1.00	3.00	2.14	12.94
	20	社会資本整備の重点的な推進と国の役割(3-133)	2.60	2.80	1.00	2.00	2.43	10.83
経済	21	地域雇用対策の推進(2-82)	3.00	3.60	1.00	2.20	2.57	12.37
	22	中小企業金融の拡充・強化(2-83)	3.80	3.20	1.00	3.40	3.00	14.40
	23	構造改革特区の推進(2-84)	2.40	2.80	1.00	2.20	2.57	10.97
	24	地域再生の推進(2-85)	3.40	3.40	1.00	2.40	2.43	12.63
	25	地域資源等を活用した中小企業の活性化(2-86)	4.00	3.40	3.20	3.60	3.14	17.34
	26	企業立地の促進等による地域の活性化(2-87)	3.40	3.80	1.00	2.40	2.57	13.17
	27	中心市街地の活性化によるにぎわいの創出(2-89)	2.20	3.60	1.00	2.20	2.43	11.43
	28	観光立国の実現(2-90)	3.40	3.20	4.40	2.80	2.71	16.51
	29	科学技術による地域製造産業再生や地域活性化(2-91)	2.80	3.00	1.00	2.20	2.57	11.57
	30	地域中小企業再生ネットワークの創設(2-92)	4.00	3.00	1.00	3.20	2.71	13.91

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	31	頑張る地方応援プログラムの推進(2-93)	3.60	2.80	1.00	3.60	2.71	13.71
	32	入札契約制度の改革と建設業の活力の回復(2-95)	2.40	2.40	1.00	2.20	1.71	9.71
	33	コミュニティビジネス支援(2-96)	2.00	2.40	1.00	2.20	1.86	9.46
	34	沖縄振興と沖縄科学技術大学院大学構想の実現(2-98)	3.00	3.20	1.00	2.20	2.29	11.69
	35	「科学技術創造立国」による国際競争力の強化(2-103)	3.20	3.40	1.00	3.80	3.00	14.40
	36	基礎科学·基礎研究の振興と国家基幹技術の開発(2-104)	3.20	3.00	1.00	3.20	2.71	13.11
	37	宇宙基本法の制定と宇宙産業の育成(2-108)	3.80	3.60	1.00	3.80	3.00	15.20
	38	経済成長戦略の確実な実行(2-109)	3.80	3.40	1.00	3.40	3.71	15.31
	39	M&Aルールの点検(2-110)	2.40	3.00	1.00	2.00	2.43	10.83
	40	安心して投資できる金融・資本市場の整備(2-111)	2.80	3.60	1.00	2.00	2.43	11.83
	41	規制改革の推進(2-112)	2.80	2.60	1.00	1.60	2.14	10.14
	42	競争政策の充実(2-113)	2.80	3.20	1.00	3.40	3.00	13.40
	43	世界トップクラスのコンテンツ産業の育成、感性価値創造の推進(2-114)	2.40	3.40	2.20	2.20	2.43	12.63
	44	知的財産戦略の展開(2-115)	4.00	3.00	3.60	3.60	3.86	18.06
	45	ものづくり産業の競争力強化(2-116)	3.40	3.00	1.00	2.20	3.29	12.89
	46	サービス産業の生産性向上(2-117)	2.60	3.00	1.00	2.20	2.57	11.37
	47	医薬品・医療機器産業、健康関連産業の育成(2-118)	3.80	3.60	1.00	3.40	3.14	14.94
	48	海事立国の実現(2-119)	2.60	3.00	1.00	3.60	2.86	13.06
	49	国際競争力を強化する人流・物流体系の構築(2-120)	3.80	3.80	1.00	3.60	3.57	15.77
	50	中小企業の事業承継の円滑化(2-121)	2.60	3.00	1.00	2.40	2.71	11.71
	51	下請中小企業対策の充実・強化(2-122)	3.80	3.40	1.00	3.40	3.00	14.60
	52	小規模・零細企業対策の強化(2-123)	2.80	3.00	1.00	3.40	2.86	13.06
	53	情報通信産業(ICT産業)の国際競争力強化(2-124)	3.60	3.60	1.00	3.60	3.71	15.51
	54	暮らしの安全を支えるエネルギー・水・食料の戦略的確保(2-129)	3.60	3.80	1.00	3.80	3.00	15.20
	55	地域の創意工夫を活かした都市再生や美しく潤いのある都市・地域づくり(3-134)	3.40	3.00	1.00	2.80	2.86	13.06
	56	担い手の育成で強い農業の実現(3-136)	2.20	3.00	1.00	2.20	2.43	10.83
	57	時代の変化に対応する農地政策の確立(3-137)	2.20	2.80	1.00	2.00	2.29	10.29
	58	美味しいニッポンを世界へ(3-138)	4.00	3.00	5.00	3.80	3.57	19.37
	59	バイオマス・ニッポンを目指して(3-142)	2.40	2.80	1.00	1.20	2.57	9.97
	60	力強い水産業の確立(3-143)	3.40	3.60	1.00	3.20	2.57	13.77
	61	WTO及びEPA・FTA交渉への全力対応(4-150)	3.40	3.00	1.00	2.80	3.00	13.20
生活	62	地震・防災対策の推進(2-33)	3.00	3.00	1.00	3.00	2.86	12.86
	63	災害に強い安全・安心の地域づくりの推進(2-34)	3.40	4.00	1.00	2.60	3.00	14.00

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	64	消防団等による地域防災力の強化(2-35)	4.00	3.00	1.00	3.00	3.14	14.14
	65	犯罪のない世界一安全な国づくり(2-36)	4.20	3.20	1.80	3.60	3.71	16.51
	66	テロ対策の推進・海上保安体制の充実強化(2-37)	4.20	4.20	1.00	3.40	3.14	15.94
	67	公共交通の安全対策の強化(2-38)	2.40	3.60	1.00	1.40	2.57	10.97
	68	飲酒運転の根絶(2-39)	4.20	3.60	4.80	3.80	3.71	20.11
	69	犯罪被害者対策の推進(2-40)	2.80	3.40	1.00	2.00	2.57	11.77
	70	多重債務者問題の解決(2-41)	4.20	3.60	4.80	4.00	3.29	19.89
	71	「振り込め詐欺」被害者の救済と悪質商法の被害防止(2-42)	4.00	4.00	2.00	3.80	3.29	17.09
	72	自殺防止総合対策の推進(2-43)	2.40	3.80	1.00	2.40	2.71	12.31
	73	住宅・建築物等の身近な安全・安心の確保(2-44)	3.20	3.60	1.00	3.00	2.71	13.51
	74	一体的・総合的なパリアフリーの推進(2-45)	3.60	3.40	1.00	2.20	2.71	12.91
	75	水俣病、原爆被爆者、アスベスト、公害健康被害者対策の推進(2-46)	3.80	3.40	1.00	2.80	3.00	14.00
	76	「食育」一食べる・つくる・育むー(2-47)	4.20	4.40	1.00	4.00	3.00	16.60
	77	食品の安全確保(2-48)	3.00	3.00	1.00	1.60	2.43	11.03
	78	安全・安心な情報通信社会の構築(2-53)	4.00	3.60	1.00	2.80	3.29	14.69
	79	製品安全対策の強化(2-54)	4.00	4.00	1.20	3.60	2.86	15.66
	80	国民にとってより身近で信頼できる司法の確立(2-55)	3.40	3.20	1.00	2.60	2.86	13.06
	81	国民の紛争解決の多様化(2-56)	3.00	2.20	1.00	3.20	2.57	11.97
	82	医師不足問題への早急な対応・地域医療の再構築(2-57)	4.40	4.20	1.00	4.00	4.43	18.03
	83	救急医療の拡充(2-58)	4.00	3.80	1.00	3.80	3.86	16.46
	84	国民が安心して受けられる医療の確保(2-59)	3.60	3.80	1.00	3.40	3.43	15.23
	85	社会保険庁解体の断行と年金記録問題への徹底対応(2-60)	4.60	4.40	4.00	4.40	4.00	21.40
	86	将来とも安定した年金制度の構築(2-61)	3.80	4.00	4.00	3.60	3.43	18.83
	87	介護保険制度の着実な実施で老後不安の解消(2-62)	3.80	4.20	1.00	2.60	3.00	14.60
	88	健康で安心できる国民生活の確保(2-63)	4.00	3.80	1.00	3.20	3.43	15.43
	89	障害者施策の充実・拡充(2-64)	2.60	3.60	1.00	3.20	2.57	12.97
	90	子育て家庭支援対策の拡充(2-65)	3.20	4.00	1.00	3.20	2.86	14.26
	91	乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センター等子育てを地域社会で支える体制 づくり(2-66)	3.60	3.60	1.00	3.40	2.86	14.46
-	92	 待機児童ゼロ作戦の推進と延長保育など多様な保育サービスの拡充(2-67)	4.00	3.00	1.00	2.80	3.29	14.09
-	93	障害児、病児・病後児保育の拡充(2-68)	3.60	3.80	1.00	3.40	2.86	14.66
_	94	子育てと仕事の両立のための環境づくり(2-69)	4.00	3.40	1.00	3.40	3.14	14.94
	95	虐待から子どもたちを守る(2-70)	3.00	3.20	1.00	2.20	2.86	12.26
	96	子どもたちが適切に養護を受けられる仕組みの充実(2-71)	3.80	4.00	1.00	2.80	3.00	14.60

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	97	ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方の実現(2-72)	2.60	3.80	1.00	1.80	2.57	11.77
	98	女性の意欲・能力を活かせる環境づくり(2-73)	3.80	4.00	1.00	3.00	2.57	14.37
	99	「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築(2-75)	2.60	3.80	1.00	2.20	2.43	12.03
	100	若者の雇用機会の確保(2-76)	3.40	4.00	1.00	4.00	3.29	15.69
	101	団塊世代を活用した「新現役チャレンジプラン」の創設(2-77)	3.60	4.00	1.00	3.40	3.29	15.29
	101	団塊世代の意欲や活力を活かし、その技能を次世代に継承できる仕組みづくり	3.00	4.00	1.00	3.40	0.23	10.23
	102	(2-78)	2.60	3.80	1.00	2.00	2.43	11.83
	103	高齢者の活躍の場の一層の拡大(2-79)	4.00	4.00	1.00	3.00	2.86	14.86
	104	障害者の就労支援の抜本的強化(2-80)	4.00	4.00	1.00	4.00	3.29	16.29
	105	働く人の公正な処遇に向けた取組みとパート労働者の待遇改善(2-81)	4.00	3.60	1.40	4.00	3.71	16.71
	106		3.00	4.00	1.40	1.60	2.43	12.03
	107	コミュニティ基本法の制定等による地域コミュニティ活動の支援(2-99)	3.00	4.00	1.00	3.00	2.43	13.43
		コミュー / 1 本本点の前た寺による地域コミュー / 1 / 1 期の文法(2-99) NPOの育成・支援(2-100)						
	108		3.80	4.00	1.00	3.40	3.00	15.20
	109	「美しい国」の実現に向けた文化芸術の振興(2-102)	2.80	3.00	1.00	2.00	2.71	11.51
	110	地理空間情報を高度に活用する社会(2-107)	3.60	2.20	1.00	3.00	2.00	11.80
	111	ICTを活用した生産性の向上(2-125)	4.00	3.60	4.60	3.20	3.29	18.69
	112	情報通信(ICT)による住みやすい社会の建設(2-126)	3.60	3.60	1.00	2.80	3.14	14.14
	113	通信・放送分野における改革の推進(2-127)	3.20	3.00	2.80	3.40	2.86	15.26
	114	テレワークの推進(2-128)	3.80	3.00	4.80	2.60	3.29	17.49
	115	広域ブロックの発展を目指す国土づくりと離島・半島・豪雪地帯・過疎・山村等の振興 (3-130)	2.40	3.40	1.00	2.40	2.71	11.91
	116	地域の活力を高める交通施策の推進(3-131)	3.60	3.00	1.00	2.60	2.71	12.91
	117	真に必要な道路の整備促進及び高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化 (3-132)	4.00	3.40	4.80	4.00	3.43	19.63
	118	「200 年住宅ビジョン」の推進ーより長く大事に、より豊かに、より優しくー(3-135)	2.80	4.00	1.00	3.20	2.86	13.86
	119	消費者重視の農業へ(3-139)	3.80	3.80	1.00	3.40	3.43	15.43
	120	都市と農山村交流等による農山村の活性化(3-140)	3.20	3.60	1.00	3.00	2.71	13.51
	121	中国残留邦人への新たな支援(4-151)	2.80	3.00	1.20	1.60	2.43	11.03
 教育	122	教員の資質·能力の向上(1-2)	3.80	3.40	1.00	3.60	3.29	15.09
	123	安全・安心な教育環境の整備(1-3)	4.00	3.00	1.00	2.80	3.29	14.09
	124	学校・家庭・地域の連携(1-4)	4.00	2.60	1.00	2.40	3.29	13.29
	125	幼児教育無償化の検討と教育費負担の軽減(1-5)	3.80	2.60	1.00	2.40	3.43	13.23
	126	国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開(1-6)	4.00	3.00	1.00	1.80	3.57	13.37
	120		7.00	0.00	1.00	1.00	5.67	10.07

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
2007.1								
-	127	特色ある私学教育の振興(1-7)	3.80	2.00	1.00	1.80	2.43	11.03
-	128	「確かな学力」と「規範意識」の育成(1-8)	3.80	3.00	1.00	3.60	3.43	14.83
	129	青少年の健全な育成(1-9)	3.60	4.20	1.00	4.00	3.14	15.94
	130	豊かなスポーツ環境づくり(1-10)	3.20	3.00	1.00	2.00	2.29	11.49
	131	特別支援教育のさらなる推進(2-74)	3.00	4.00	1.00	1.80	2.71	12.51
	132	都市と農山漁村の教育交流(山村留学)等の全国展開(2-101)	3.80	3.00	1.00	2.80	2.57	13.17
	133	世界をリードするイノベーション創出人材の育成(2-105)	3.20	3.00	1.00	2.00	2.14	11.34
環境	134	渇水対策で水資源の確保(2-49)	3.60	4.40	1.00	2.40	2.86	14.26
	135	3Rを通じた持続可能な資源循環(2-50)	4.00	3.40	1.00	4.00	3.29	15.69
	136	生活環境対策の充実・強化(2-51)	3.80	3.20	1.00	4.00	3.14	15.14
	137	美しく活力のある自然と共生する地域づくり(2-52)	3.20	2.80	1.00	2.40	2.86	12.26
	138	科学技術による環境問題の克服と経済成長の両立(2-106)	3.40	3.00	1.00	2.40	2.57	12.37
	139	「美しい森林(もり)づくり」と地球温暖化の防止(3-141)	4.00	3.60	1.00	2.60	3.00	14.20
	140	京都議定書目標の確実な達成に向けた制度等、あらゆる面からの抜本的強化	0.00	0.00	1.40	0.00	0.00	15.40
		(3–144)	3.80	3.60	1.40	3.60	3.00	15.40
	141	世界に先駆けた「低炭素社会づくり」に向けた国民運動の推進(3-145)	3.40	3.80	1.00	4.00	3.71	15.91
外交·安保	142	国家の安全保障政策の強化と官邸の司令塔機能の強化(1-11)	4.00	4.20	1.00	2.00	3.57	14.77
	143	国家の情報機能の強化(1-12)	3.60	3.20	1.00	1.80	3.14	12.74
	144	安全保障の法的基盤の再構築(1-13)	3.40	2.40	1.00	3.00	3.29	13.09
	145	国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化(1-14)	4.00	3.20	1.00	3.40	3.43	15.03
	146	新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化(1-15)	4.00	3.40	1.00	2.80	3.71	14.91
	147	技術開発と共同研究の抜本的な改革(1-16)	3.00	3.00	1.00	1.60	2.86	11.46
	148	わが国の総合的な外交力の強化 (4-146)	3.80	4.00	1.00	3.80	3.14	15.74
	149	日米同盟に立脚した価値観を共有する国々との連携強化、「自由と繁栄の弧」の形	0.40	0.00	1.00	0.00	0.40	10.00
		成(4–147)	3.40	3.20	1.00	2.60	3.43	13.63
	150	アジア・ゲートウェイ構想の推進、アジア地域への主導力の発揮(4-148)	2.60	3.00	1.00	2.80	3.00	12.40
	151	領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築 (4-149)	2.60	3.60	1.00	2.20	2.86	12.26
	152	国家の威信をかけ拉致問題を解決 (4-152)	3.60	3.00	2.20	3.60	3.00	15.40
	153	北海道洞爺湖サミットに向け「環境外交」の戦略的な展開(4-153)	3.60	4.00	3.60	3.40	3.86	18.46
	154	自衛隊の海外での国際平和協力活動の推進(4-154)	3.40	3.00	1.20	2.60	2.57	12.77
	155	国際平和協力に関する一般法の制定(4-155)	4.00	3.00	1.00	3.80	3.14	14.94

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。

注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表4-4:公明党マニフェスト

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
政治	1	18歳選挙権を実現します。(6-8-1)	4.83	2.17	1.00	1.83	2.00	11.83
	2	永住外国人の地方選挙権の付与を実現します。(6-8-2)	5.00	1.33	1.00	1.83	1.25	10.41
	3	戸別訪問による選挙運動の解禁を実現します。(6-8-3)	4.00	1.40	1.00	1.80	2.00	10.20
	4	次期国会で衆参両院に設置される憲法審査会での議論を深め、国民的な議論を喚起します。(6-8-4)	2.00	3.00	1.40	2.40	2.43	11.23
	5	憲法審査会での3年間の議論を踏まえ、3年後を目途に加憲案をまとめることを目指します。(6-8-5)	3.00	2.40	3.80	2.60	3.00	14.80
行財政	6	徹底した「事業仕分け作戦」で、効率的な政府に(2-1-1)	4.20	3.20	3.40	3.80	4.00	18.60
	7	世界トッフ!レベルのムダのない効率的な行政をめざし、国・地方を通じ、公務員数を1割削減します(国家公務員・約33万人	5.00	4.17	1.00	1.83	2.75	14.75
		=2005年3月現在、地方公務員・約308万人=2004年4月現在)。(2-2-1)	0.00	4.17	1.00	1.00	2.70	14.70
	8	天下り問題の抜本的解決のため、専門スタッフ職の整備や定年の引き上げなど、天下り排除の人事システムに改革します。	3.60	3.60	1.00	3.00	3.14	14.34
		公務員の労働基本権について、改革の方向で見直しを行います。(2-2-2)						
	9	公務員給与について、地域の民間給与を一層反映させること等により、地方公共団体の歳出を削減します。(2-2-3)	3.40	3.00	1.00	2.60	2.71	12.71
	10	独立行政法人の徹底した効率化・合理化を実現するため、101の全法人を対象とした本格的な見直しを実施します。また、社	3.20	3.80	1.20	2.60	3.14	13.94
		会情勢の変化により迅速に対応するため、より短めの中期目標期間を設定します。(2-2-4)						
	11	国民の信頼の得られる透明な政策決定プロセスを確立するため、国及び地方のすべての審議会、懇談会等について、その	3.40	3.60	1.00	2.00	2.86	12.86
		必要性、委員数、委員報酬、情報公開等の観点から見直しを行います。(2-2-5)						
	12	国・地方を通じて行政のオンライン化を推迦するとともに、国・自治体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上にします。特に、自治体においては、公共施設の予約や各種イベントの申し込みなど住民に身近な行政サービスのオンライン利用率の向上を図ります。(2-2-6)	4.00	2.80	4.40	3.20	3.43	17.83
	13	地方公共団体において市場化テストの活用の推進が図られるよう、必要な環境を整備します。(2-2-7)	2.20	2.40	1.00	1.20	2.00	8.80
	14	国の公共事業費については、予算の重点化・効率化を進め、ムダな公共事業をなくすことは当然として、経済動向を勘案しつつ、一層の縮減を図ります。なお、この間、公共事業コストの縮減により、所要の事業量を確保するとともに、官公需について、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国等の中小企業向け契約目標を拡大します。(2-2-8)	4.42	3.38	3.17	3.13	2.42	16.52
	15	構造が複雑で透明性の低い「特別会計」については、廃止を含め合理化を進めます。(2-2-9)	4.17	3.83	1.00	2.00	2.75	13.75
	16	特殊法人等の役員の公共工事受注企業への天下りを原則禁止します。(2-3-1)	4.00	3.00	1.00	2.50	2.33	12.83
	17	指名競争入札制度を原則廃止し、技術力など一定の条件を満たせば、誰でも参加できる一般競争入札、電子入札等を拡大 し、入札改革を断行します。(2-3-2)	4.25	3.00	1.00	2.00	2.50	12.75
	18	談合企業へのペナルティーとして、指名停止期間を現行の最長1年から2年へ引き上げます。(2-3-3)	4.00	3.25	1.00	2.75	2.33	13.33
	19	新しい国と地方の関係の構築に向けて、国から地方への権限・財源の移譲を進め、「地方分権改革一括法」を制定します。中						
		長期的な課題として、道州制への移行を積極的に推進します。(2-4-1)	4.00	3.20	1.00	3.40	3.14	14.74
	20	地域間における財政格差、税源偏在の是正に向けた措置について検討するとともに、将来的には、国一地方の税源比率を1 対1にすることをめざします。地域活性化の観点から、「ふるさと納税制度」(仮称)の導入に向けて検討します。(2-4-2)	3.60	3.20	1.00	2.80	2.86	13.46
	21	市町村合併を強力に進め、1000自治体をめざします。(2-4-3)	4.67	1.67	1.00	1.50	1.63	10.47
	22	自動車関係諸税は、公共事業5ヵ年計画や道路特定財源のあり方の検討にあわせ、見直します。その際、特に自動車重量税 については、その財源が本来の道路整備事業に活用されていない現状にかんがみ、例えば、暫定税率の引き下げにより納 税者に還元することや、その使途のあり方を検討することなど、見直します。(2-5-1)	3.50	3.25	1.00	3.25	3.33	14.33

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	ttoal
	23	日本経済の活性化とより良い郵便局サービスの提供を目的とする郵政民営化は、「構造改革」の要であり、時機を失しない速やかな改革推進が何よりも大事だと考えます。総選挙後の国会で、改めて、郵政民営化法案の成立に万全を期します。 (6-8-6)	4.00	3.40	3.40	2.80	2.71	16.31
経済	24	異分野の中小企業同士が連携して新事業を創出することを強力に支援します。連携を行う企業グループを新たに1000グル ープ構築するなど連携促進を図ります。(4-7-1)	3.75	2.75	1.00	1.75	2.00	11.25
	25	中小企業のベテランの技能・技術を若手技術者が継承しやすくするために、技能・技術を教育プログラムとして体系化を行い、大学等の教育機関で100講座を開設し若手人材を育成します。(4-7-2)	4.00	3.50	1.00	2.75	2.17	13.42
	26	経済成長の原動力となる地域・中小企業の活力を引き出すため、「経済成長戦略大綱」を推進します。(4-7-3)	2.40	3.60	1.00	2.00	1.86	10.86
	27	中小企業予算(2007年度1625億円)の倍増をめざします。また、地域中小企業応援ファンドを積極的に活用します。 (4-7-4)	3.80	2.80	1.00	2.20	2.29	12.09
	28	成長力底上げ戦略に基づき、最低賃金法の改正や障害者の工賃倍増5カ年計画、下請取引適正化ガイドラインの策定、下請 代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の執行強化などの諸施策を講じ、個人間格差の固定化を防ぎます。(4-7-5)	3.80	3.40	1.80	2.80	2.71	14.51
	29	産業活力再生や企業立地促進など中小企業対策の推進などにより地域の活性化を進めます。「頑張る地方応援プログラム」を推進するとともに、地域の資源を活用した中小企業支援など5年間で1000の「中小企業地域資源活用プログラム」を策定・実施します。(4-7-6)	3.80	3.00	4.00	3.20	3.00	17.00
	30	創業・経営革新・事業承継などに関するファンドの強化等の総合的な支援を進めるなど、地域の小規模・零細企業の経営力 の強化を図ります。(4-7-7)	2.80	2.80	1.00	2.60	2.29	11.49
	31	中小零細企業への貸し洗りなどの影響を防ぐため小口零細企業保証制度の導入を実現します。国民生活金融公庫の貸付制度(マル経融資)や信用保証制度の充実等により資金調達の円滑化を図ります。(4-7-8)	3.40	4.00	1.00	3.40	2.71	14.51
	32	中小企業の事業承継の円滑化を支援するため、非上場株式の相続税負担の減免など、事業承継税制の抜本的拡充を図ります。情報面、税制面、金融面、法制面など中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し総合的対策を講じます。(4-7-9)	3.20	3.40	1.00	2.80	2.57	12.97
	33	無担保・無保証の新創業支援制度を拡充するなど、ヤル気のある起業家を支援します。(4-7-10)	4.05	3.00	1.00	3.00	2.38	13.43
	34	在庫・売掛債権を活用する売掛債権担保融資保証制度を拡充し、新たに在庫(棚卸資産)を担保とする融資についても保証を 行う流動資産担保保証制度を確立します。また、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を確立します。(4-7-11)	3.80	3.00	1.00	3.60	2.57	13.97
	35	新産業育成、規制改革により、経済を活性化させ、新たな雇用を500万人創出します。(4-7-12)	4.20	3.00	1.00	2.40	2.57	13.17
	36	「経済成長戦略大綱」の核心であるイノベーションを創出するため、産学官の連携強化による研究開発投資や人材育成など総合的・一体的な推進を図ります。 イノベーションへの民間投資の加速(研究開発、「人財」、IT)などを図ります。また、環境、バイオ、情報通信、ナノテウなどの重点戦略分野への重点投資を行います。特に、ロボット、燃料電池、次世代環境航空機、宇宙利用など、近い将来に実用化が見込まれ人々の暮らしをより良くすることが期待できる研究開発に対して、大規模かつ先行的に集中投資します。(4-7-13)	3.20	3.40	1.20	3.20	3.00	14.00
	37	中小企業の事業再生のため必要な資金を供給する環境を整備するとともに、再チャレンジに関する気軽に利用できる相談窓口を全国約350分所に開設し中小・小規模企業の再生や再チャレンジの取り組みを支援します。 中小企業の事業再生のため、中小企業再生支援協議会の全国組織を中心に中小企業再生支援協議会・再生ファンド等を一体的に連携させる「地域中小企業再生ネットワーク」を創設します。(4-7-14)	3.80	3.00	1.00	3.80	2.86	14.46
	38	やる気のある商店街を支援するために、中心市街地活性化人材支援事業などの予算(2007年度103億円)を倍増します。また、IT商店街の推進や少子高齢化等に対応した商業サービスの提供、空き店舗を利用した保育施設支援など、商店街を地域コミュニティの顔として住民が憩える場所として活性化する商店街の取り組みを支援します。(4-7-15)	4.20	3.60	1.00	3.40	2.86	15.06
	39	女性が創業するための「低利融資制度」の拡充など、SOHO も含めて女性起業家への支援を拡充します。(4-7-16)	4.00	2.20	1.00	3.20	2.43	12.83
	40	高い能力と経験を持ったペテラン人材が第一線を退いた後もその力を生かして企業や教育の現場で活躍し続けられるような、地域ぐるみの支援環境を整備します。 また、優れたパウハウや幅広い人脈を持つ大企業の OB などの人材を、新事業の展開などに悩む中小企業に派遣します。そのために、企業の OB 等の登録数を1万人にします(2007年度1月末現在登録数:6520人)。(4-7-17)	3.60	3.00	1.00	3.60	2.71	13.91
	41	2007年度で繊維特別対策が終了する繊維産業については、「よろず相談窓口」を設置し、模断的施策の活用を推進します。 (4-7-18)	3.20	3.00	1.20	2.80	1.57	11.77
	42	ビジット・ジャパン・キャンペーンを促進するなど、外国人観光客を2010年までに1000万人にします。そのために、外国人受け入れ人材の育成や外国語表示の観光案内を充実させます。(4-11-1)	4.40	2.40	4.80	3.00	2.00	16.60
	43	アジア諸国との EPA(経済連携協定)や FTA(自由貿易協定)を積極的に推進し、アジア地域の経済安定に貢献します。 (6-1-1)	3.60	3.00	1.00	2.40	2.71	12.71

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	44	日本の金融・資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、アジア経済の発展・拡大に資する国際金融センターをめざします。具体的には、アジアに貢献し、アジアの活力を取り込むよう、直接資金を供給できる仕組みや取引所の強化、空港アクセスの改善などのインフラ整備、市場関係者の人材・専門家の育成など、計画的・一体的に整備します。(6-1-4)	3.00	3.60	1.00	2.60	2.86	13.06
生活	45	児童手当の支給対象を中学3年生まで引き上げます。また、次の段階として支給額も第1子1万円、第2子1万円、第3子以降2万円へと倍増をめざします。(1-1-1)	4.40	2.80	1.00	3.00	2.86	14.06
	46	出産育児一時金を現行35万円から50万円への引き上げをめざします。(1-1-2)	4.20	3.00	1.00	2.80	2.43	13.43
	47	保育所受け入れ児童数を拡大します。いつでも誰でも利用できる「保育サービス」、延長保育、休日保育、保育ママなど多様なサービスを拡大します。(1-1-3)	3.50	3.00	1.00	2.25	2.33	12.08
	48	産科・小児科など医師が不足している特定の診療科に対して診療報酬の引き上げなどにより増員を図るとともに、小児教急 医療体制の整備(24時間対応可能)を含め、小児医療、周産期医療の提供体制の充実を図ります。(1-1-4)	4.00	3.00	1.00	2.80	2.86	13.66
	49	育児休業の取得や短時間勤務の導入を奨励するため、100 人未満の中小企業に対し、育児休業取得者1人当たり100万円 の助成を行うなどの支援の拡大を進めます。(1-1-5)	4.50	3.25	1.00	3.25	2.33	14.33
	50	子育て支援に積極的に取り組む企業への税制の優遇や社会保険料負担の軽減など支援策を拡充します。(1-1-6)	3.40	3.00	1.00	2.80	2.71	12.91
	51	事業所内託児施設の設置・運営に係る助成を拡大するとともに、こうした施設の地域や他企業への共同利用を進めます。 (1-1-7)	3.60	3.00	1.00	2.40	2.71	12.71
	52	育児介護休業制度の普及拡大を図るため、分割取得や短時間利用を認めるなど柔軟性の高い制度へと改善します。また、 父親の育児参加を促すため、育児休業を父親が必ず何日か取得する「父親割り当て制」(パパ・クオータ)を導入します。 (1-1-8)	4.00	3.20	1.00	3.00	2.71	13.91
	53	つどいの広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など地域子育て支援体制を充実します。(1-1-9)	4.25	3.10	1.00	2.55	1.93	12.83
	54	時間外労働の割増賃金の引き上げやサービス残業の取り締まり強化など長時間労働対策を進めるとともに、メンタルヘルス (心の健康)対策等の強化で職場環境を改善します。(1-1-10)	3.60	3.00	1.00	2.40	2.43	12.43
	55	職業訓練機会の充実やトライアル雇用の拡充など、母子家庭等が自立できる「正規就労への移行」をハローワーク等と連携 を図りながら促進します。(1-1-11)	2.80	3.00	1.00	2.20	2.14	11.14
	56	女性の再就職を支援する相談体制の整備や再雇用制度の導入を進めます。通常労働者とパート労働者の処遇均衡を図るための条件整備を推進します。(1-1-12)	3.50	3.00	1.00	2.25	2.17	11.92
	57	「若者自立・挑戦プラン」の効率化を図り、フリーター、ニートの総合的な若年雇用対策を強力に推進します(教育段階からの 予防的対策に重点化を図ります)。(1-1-13)	4.00	3.45	1.60	3.15	2.38	14.58
	58	新規学卒者のミスマッチ縮小のための若年者ジョブサポーターを拡充します。(1-1-14)	3.25	3.25	1.00	2.25	1.67	11.42
	59	高校中退者再出発支援窓口の導入と推進を図ります。(1-1-15)	3.00	2.75	1.00	1.50	1.67	9.92
	60	就業経歴を書き込める「キャリアバスポート」制度を創設します。就職活動の手順が分かる「キャリアマップ」の作成と推進を図ります。生涯を通じて教育訓練・スキルアップできるシステムの整備を推進します。パソコンやIT等を活用し、職業教育をいるいろな場所で気軽に受講できる「日本版ラーンダイレクト(草の根e-ラーニング)」を創設します。社会が必要とする職業能力を身に付けた著者に国が「証明書」を発行する仕組み「YESープログラム(若年者就職基礎能力支援事業)」の整備、推進を図ります。(1-1-16)	3.60	2.60	1.00	2.40	2.57	12.17
	61	子育て世代の経済的負担を軽減するために、優良住宅を提供する支援策を促進します。(1-1-17)	3.25	3.00	1.00	1.50	1.83	10.58
	62	自治体等の賃貸住宅供給者と育児・教育施設とのハード・ソフト面での連携(団地の空きスペースを使った保育事業の展開など)を推進します。公共(公営・公社・機構)団地内への医院や福祉施設の開設を推進します。(1-1-18)	3.60	1.40	1.00	2.00	2.29	10.29
	63	公営住宅の整備など安心して子育てできる公的住宅の整備による住宅セーフティーネットの確保を図ります。(1-1-19)	3.00	3.00	1.00	1.75	1.50	10.25

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	64	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します。(1-1-20)	4.00	3.25	1.00	2.00	1.50	11.75
	65	「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定し、国を挙げて企業と国民が一体となった「働き方改革」を推進します。また、 テレワーク(ICTを活用した場所と時間に制約されない柔軟な働き方)普及に向けた環境整備を図ります。(1-1-21)	2.40	2.40	1.00	3.20	2.29	11.29
	66	が稚園や保育園の利用料の軽減など、就学前の子育てにかかる負担軽減を推進します。特に、私立幼稚園の就園奨励費を	3.00	3.20	1.00	3.00	3.00	13.20
	_	拡充し、公立幼稚園や保育園がない地域の教育費の負担軽減を図ります。(1-1-22)						
	67	基礎年金番号に続合されていない約5000万件については早急に調査を行い、2008年6月から確認のための手続きを実施し、受給者へは2008年8月まで、被保険者へは2008年8月まで、お知らせします。また、5年の時効を廃止し、過去にさかのぼっての受給を確実に行うなど、本来受け取ることができる年金額を全額支給します。 年金保険料を納めた領収書等がない場合でも、第三者委員会で合理的に納付していたことが推定されれば、積極的に年金受給権を認めるようにします。 「ねんきん定期便」を拡充し、08年4月からすべての被保険者に対して、毎年、加入期間、納付履歴等を本人にお知らせできるようにします。(1-2-1)	4.60	3.40	4.40	3.60	3.71	19.71
	68	基礎年金番号を軸として年金・医療・介護の負担と給付を総合的に管理する総合社会保障口座を創設します。これにより、国 民一人ひとりの自らの社会保障に係る情報の取得を容易にするとともに、負担の総合的な調整が可能となります。(1-2-2)	3.80	3.40	1.00	3.20	3.43	14.83
	69	年金制度の財政基盤を安定させるため、2004年の年金改革(「1 0 0年を見通す改革」)の道筋に沿って、2009年度から 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げを実現します。(1-2-3)	3.00	3.80	3.40	2.80	3.14	16.14
	70	被用者年金(厚生年金と共済年金)の一元化、女性の年金権の確立ならびに厚生年金、共済年金の個人単位化を進めます。 (1-2-4)	4.00	3.50	1.00	2.25	2.67	13.42
	71	国民年金の未納·未加入問題を、年次を区切って解決します。(1-2-5)	3.25	3.00	1.50	1.25	1.67	10.67
	72	現在2年の年金保険料の事後納付期間を5年に延長する制度を創設し、無年金・低年金の防止を図るとともに、国民年金基 金の加入期間の延長や保険料の小口化など利用しやすい制度へと改善します。(1-2-6)	3.60	3.00	1.00	3.40	3.14	14.14
	73	社会保険庁の抜本改革を行うため、現行組織を解体し、業務の効率化・民間手法の導入を進めつつ、国民サービスの向上を図る「新組織」へと移行します。(1-2-7)	3.20	3.00	2.20	3.20	3.00	14.60
	74	フリーター・ニート対策(雇用機会の提供・確保も含めて)を推進します。(1-2-8)	2.50	3.00	1.00	1.50	1.83	9.83
	75	議員年金制度については廃止し、最終的には公的年金制度との統合をめざします。当面は、国庫負担を70%から50%へ減	4.50	0.00	0.75	0.75		10.00
		額し、議員が受け取る年金は33%減らし、既裁定者の給付額を10%減額します。(1-2-9)	4.50	3.00	2.75	3.75	2.33	16.33
	76	中国残留帰国者の生活基盤の安定を図るため、年金制度の充実や新たな給付金制度の創設など、抜本的な支援策を講じます。(1-2-10)	3.40	3.60	1.00	3.00	2.29	13.29
	77	「がん対策基本法」に基づき、治療の質や情報の地域格差を是正し、がん登録制度の導入も進めつつ、全国どこでも最適ながん治療を受けられる体制を整備します。(1-3-1)	3.80	3.40	2.60	3.60	3.57	16.97
	78	80歳になっても自分の歯を、20本以上保つために、歯科健診と自己管理を通じて、健康づくりを行う「8020(ハチマルニイマル)」運動を推進します。(1-3-2)	3.25	3.25	1.00	2.25	1.83	11.58
	79	後期高齢者医療制度のスタートに向けた体制整備、生活習慣病対策を中心とする医療費適正化対策等を強力に推進すると						
		ともに、在宅を含めた地域における医療提供体制の整備を図ります。(1-3-3)	2.40	2.80	1.00	2.00	2.43	10.63
	80	医療保険者による特定健診の義務付けを踏まえ、メタボリック症候群の予防・減少の取り組みに対し、関係機関の連携強化を	2.20	2.80	1.00	1.80	2.14	9.94
		図ります。(1-3-4)						
	81	医療や介護に係る自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図る新たな高額療養費制度を実施します。(1-3-5)	3.80	2.00	1.00	2.80	1.71	11.31
	82	女性専門外来の全都道府県での開設をめざします。(1-3-6)	3.90	3.10	1.00	2.20	1.88	12.08

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	83	生涯を通じた女性の健康支援を充実させます。(1-3-7)	4.00	3.00	1.00	3.00	2.71	13.71
	84	アレルギー疾患対策を抜本的に強化します。(1-3-8)	4.40	2.60	1.00	3.20	2.14	13.34
	85	温泉を活用した健康づくりの推進を図ります。(1-3-9)	3.80	2.80	1.00	2.40	1.43	11.43
	86	特定疾患治療研究事業の安定的な運営の確保や対象外疾患の教済策の検討、小児難病対策の充実など、総合的な難病対 策の充実を図ります。(1-3-10)	3.00	3.00	1.00	2.20	2.57	11.77
	87	肝炎対策の充実を図るため、地域における専門治療施設の整備など検査・治療体制を強化するとともに、治療費の負担軽減 に取り組みます。(1-3-11)	2.80	3.40	1.00	2.00	2.00	11.20
	88	医師不足地域に対する国レベルでの緊急的な医師派遣システムを構築するとともに、病院勤務医の過重労働を解消するための集約化や交代勤務の推進など、総合的な対策を迅速に進めます。(1-4-1)	2.60	3.00	1.00	2.40	2.57	11.57
	89	新生児から思春期までを対象に保健と医療の包括的な支援体制の充実を図る「小児保健法」を制定します。(1-4-2)	2.60	2.40	1.00	2.80	2.14	10.94
	90	出産分娩等に伴う無過失の医療事故を教済するため「無過失補償制度」を創設するとともに、医療事故の裁判外紛争処理制度の創設を進めます。(1-4-3)	3.60	3.00	1.00	3.40	3.00	14.00
	91	育児休業取得や短時間勤務の推進、院内保育所の整備、女性医師バンクの体制強化など、女性医師が働き続けられる環境 整備を進めます。(1-4-4)	3.40	3.20	1.00	3.40	2.43	13.43
	92	ニーズが高まる認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設など、地域の実情を踏まえ、必要な施設体系の整備・充実 を図ります。(1-5-1)	3.25	3.00	1.00	2.00	1.83	11.08
	93	療養病床の再編成を踏まえ、老健施設等への転換支援など地域ケア体制の整備・充実を図ります。(1-5-2)	2.20	2.20	1.00	2.40	2.43	10.23
	94	高齢者の介護保険料について、所得の変化や税制改正よる急激な負担増を回避するため、現行の所得段階別保険料を見直し、所得比例方式へと改めます。(1-5-3)	3.20	3.80	1.00	3.00	2.43	13.43
	95	難病やがん末期の要介護者などに対し、医療機関や訪問看護ステーション等と連携してサービスを提供する「療養通所介護」を本格的に実施する体制を整備します。(1-5-4)	3.20	3.00	1.00	2.60	2.71	12.51
	96	発達障害者支援法の施行を踏まえ、早期発見・早期療育・教育・就労等、地域における一貫した支援体制の構築を図るとともに、発達障害支援センターを全都道府県に整備します。(1-6-1)	4.00	3.00	1.00	3.00	2.17	13.17
	97	地域生活における障害者の生活基盤となるグループホームや福祉ホームを2007年度末までに6・5万人分の整備を進めます。小規模作業所の新事業体系への移行支援を行い、地域における作業活動の場などの受け皿づくりを推進します。(1-6-2)	4.80	3.00	4.70	3.85	2.45	18.80
	98	福祉的雇用から一般就労への移行推進のため、トライアル雇用、職場適応援護者(ジョブコーチ)の拡充により、2008年度 に行われる障害者雇用実態調査において、雇用障害者数を60万人にすることをめざします。(1-6-3)	4.60	3.80	4.20	4.00	2.57	19.17
	99	障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」の全国展開を図るとともに、障害者の就業及び日常生活に係る助言・相談 等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の倍増をめざします。(1-6-4)	3.20	3.00	1.00	2.60	2.57	12.37
	100	活字文書読み上げ装置や音声コードの普及など、視覚障害者のための情報パリアフリー化を推進します。また、選挙公報等の全文の点字化・音声コード化を図り、視覚障害者に配布できるようにします。(1-6-5)	3.80	3.00	1.00	3.60	2.43	13.83
	101	JR・高速道路等交通機関の障害者割引に、精神障害者も対象に加えます。(1-6-6)	3.40	2.20	1.00	2.60	2.14	11.34
	102	児童虐待のない地域をめざすため、児童相談所、児童福祉施設、学校、保健所、病院、警察、地域ボランティア、住民などの 選携による「児童虐待防止市町村ネットワーク」及び児童虐待またはその恐れのある家庭の早期発見にも資する「育児支援 家庭訪問事業」を全市町村に整備します。(1-7-1)	4.20	3.80	4.60	3.40	2.71	18.71
	103	虐待やいじめなどで情緒障害を被った児童の治療等を行う「情緒障害児短期治療施設」や施設退所後も社会生活が困難な 子どもの自立支援を行う「自立援助ホーム」を全都道府県に整備します。(1-7-2)	4.00	3.00	1.00	2.00	2.00	12.00

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	104	児童虐待、育児放棄などを未然に防ぐため、「親学習プログラム」を推進し、親自身が育児を学ぶ環境を整えるとともに、里親 制度や児童養護施設の拡充を図るなど被虐待児の保護及び自立支援のための施策を拡充します。(1-7-3)	3.40	3.80	1.00	3.20	3.00	14.40
	105	大規模地震、大規模風水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪対策等を戦略的・重点的に推進し、防災・減災対策を強化します。 (3-1-1)	2.40	3.00	1.00	2.00	2.29	10.69
	106	地球温暖化に伴う台風の大型化、集中豪雨、高潮等に備えるため、ゼロメートル地帯における海岸保全施設の老朽化・耐震 化対策、中小河川の護岸・改修、土砂崩れ対策を推進します。(3-1-2)	3.40	3.40	1.00	3.00	2.43	13.23
	107	耐震診断と耐震改修への補助や耐震化を促進する滅税によって、今後10年間に住宅700万戸、学校や病院などの特定建築物5万棟とその他の建築物50万棟についても、建て替え・リフォームなどで耐震化を進めます。さらにその5年後の2020年までにすべての住宅・建築物の耐震化をめざします。(3-1-3)	5.00	3.25	4.75	4.00	3.00	20.00
	108	全国の密集市街地について、教急車・消防車が進入できる道路を確保するための暫定進入路確保事業を実施し10年以内に 完了します。(3-1-4)	4.25	3.50	4.25	3.25	2.33	17.58
	109	狭い道路へ教急車や消防車が入れるよう緊急自動車の規格を小型化します。(3-1-5)	4.25	3.50	1.00	2.25	2.00	13.00
	110	広域緊急援助隊(警察)の強化、特殊な教援・教助車両等や資機材を装備した東京都のハイバーレスキュー隊同等の教助部隊(消防庁)の政令市への配備、いつでも、どこでも、災害発生時に人命教助・避難誘導等に万全な態勢を確立します。 (3-1-6)	4.00	3.00	1.00	3.00	2.17	13.17
	111	教急医療や災害発生時等に重要な役割を果たすドクターへ川について、「教急医療へリコプター特別措置法案」に基づき、5年 以内に全都道府県(50機)への配備をめざします。 日没後の教急対応が可能となるよう、山間部など医療過疎地を中心に 夜間照明付きのヘリポート(災害広場兼用)の整備を推進します。 フライトドクターなどドクターへリ関係医療スタッフの育成 支援を実施します。 ドクターヘリ事業への都道府県負担を軽減するため、医療費の削減効果等を踏まえ、健康保険等の適 用が可能となるよう早期に措置します。(3-1-7)	4.40	3.20	4.60	3.40	3.00	18.60
	112	空き交番ゼロ作戦を実現するとともに、警察は犯罪者の検挙など警察にしかできないものに重点を置くことで検挙率の向上を めざします。(3-2-1)	3.75	3.00	1.00	2.25	2.17	12.17
	113	警察官OBや民間警備員を活用した地域や学校等のパトロール体制を強化するとともに、地域のボランティア等による自主的な取り組みを支援し、安全・安心の暮らしを徹底ガードします。地域住民、ボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充します。(3-2-2)	4.00	3.00	1.00	3.50	2.33	13.83
	114	凶悪犯罪から子どもや市民を守るため、全国で活動する防犯ポランティア団体(約3万2千団体)による「犯罪に強いまちづく り」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動に、国や自治体が積極的に支援することを責務とする「地域安全 安心まちづくり推進法」を制定します。(3-2-3)	3.40	4.00	1.00	3.60	2.86	14.86
_	115	銃器や薬物等の水際対策の強化や、暴力団等組織犯罪の取り締まりを推進します。(3-2-4)	3.00	3.00	1.00	1.60	2.57	11.17
	116	ICT技術を活用し、独居老人等の要望に地域が連携して対応できるよう、安否確認や災害発生時の避難支援など、地域全体で高齢者等を見守り支えるシステムを導入します。 また、携帯電話や電子タグを活用した子どもの登下校安全見守りシステムを全国的に導入します。(3-2-5)	3.40	3.00	1.00	3.80	2.71	13.91
	117	国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、諸外国との連携と協力、出入国管理体制の強化などにより、未然防止を図ります。とりわけ、テロに対しては、不測の事態における対処能力の強化、公共交通機関の教育・訓練を行うほか、緊急医療体制の基盤整備を確立します。(3-2-6)	4.00	3.50	1.00	3.25	2.50	14.25
	118	全国に600ヵ所ある「開かずの踏切」(ピーク時1時間の閉鎖が40分以上)を、連続立体交差(高架化)や拡幅、横断歩道橋、 交通迂回などで、今後5年以内に70%、10年以内に100%解溝します。「開かずの踏切」や歩道が狭小な踏切等(約12 00ヵ所)に対して、踏切歩道の拡幅や歩行者立体歩道橋、「賢い踏切」などの連効対策を3年間で実現します。(3-3-1)	4.60	3.00	4.80	3.40	2.86	18.66
	119	世界的な人口増加やアジア諸国の食*4 需要の増大、地球温暖化の進行等による世界の食料需給の不測の事態に備え、食料自給率50%(カロリーベース)へ引き上げることをめざします。また、金額ベースの自給率を80%程度に引き上げることをめざします。(3-4-1)	4.00	4.25	1.00	1.75	2.17	13.17
	120	食について自ら考え、判断できる能力を養成する食育の取り組みを、国民的な運動として推進します(義務教育段階での農林 水産業への体験学習の実施、2005年4月からスタートした栄養教諭を1万人に拡大く現在全国で16人〉、朝食を食べない 欠食児童の減少、など)。(3-4-2)	4.00	3.50	1.75	3.50	2.17	14.92
	121	有機栽培減農薬栽培農家の倍増、国産農水産物へのトレーサビリティーシステム(生産流通情報把握システム)の導入、食品表示や外食等も含めた原産地表示の充実、不正表示や虚偽表示対策の強化、農業等の適正使用の徹底、家畜伝染病対策など、総合的な食の安全対策により、消費者の安心を確保します。(3~4~3)	4.00	3.00	1.00	3.75	2.33	14.08
	122	低廉な家賃で居住性能の高い賃貸住宅の普及の促進を図るため、民間賃貸住宅版の品質表示を制度化します。(3-5-1)	3.40	3.40	1.00	3.00	2.71	13.51
	123	高齢者世帯等が旧住宅公団の賃貸住宅に安心して住み続けられるよう、国が責任をもって居住の確保の支援措置を実施します。(3-5-2)	3.20	3.60	1.00	2.20	2.00	12.00
	124	2010年までに、1日乗降客5000人以上の全ての駅ならびに周辺地域のパリアフリー化を実現します。(3-6-1)	5.00	3.00	4.80	2.20	2.29	17.29

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	125	コミュニティーパス、低床パス、福祉タクシーを倍増します。(3-6-2)	3.40	2.80	1.00	2.00	1.71	10.91
	126	段差解消、車イス通行可能な廊下等のパリアフリー化住宅を、公営住宅全体の5割まで高めます。(3-6-3)	4.60	3.00	1.00	2.40	2.00	13.00
	127	すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任と権利を分かち合い、その個性と能力に応じてそれぞれの力を十分に発揮しながら、誇りを持って自立できるユニバーサル社会の形成を推進するため、基本理念等を定めた「ユニバーサル社会形成推進法」の制定を推進します。(3-6-4)	2.85	3.90	1.00	2.70	1.86	12.31
	128	2011年7月の地上放送の完全デジタル化へ向けて、すべての世帯が視聴できるよう措置を講じます。デジタル受信機やチューナーの格段の低廉化に向けて適切な施策を講じ、低所得者層に配慮しつつ、国民・視聴者の負担の軽減を図るとともに、アナログ受信機のリサイクル対策を講じます。 多チャンネル、データ放送など地上デジタル放送の機能を活用し、電子自治体サービスや防災、教育情報の提供などコンテンツの充実を早急に図ります。(3-7-1)	3.60	3.20	3.40	2.80	2.57	15.57
	129	固定通信と移動通信の融合の展開等により携帯電話市場の競争を促進するとともに、移動通信分野へのIP技術の積極的導 入等を図ることにより、サービスの多様化、料金の引き下げを促進します。(3-7-2)	3.20	2.80	1.00	2.60	2.00	11.60
	130	悪質住宅リフオームをはじめさまざまな消費者被害を未然に防止し、被害者救済を促進するため、消費者団体訴訟制度を20 の6年の通常国会で法制化します。その他、消費者保護に必要な法制化を行い、政省令・規則競を整備します。消費者をめぐ るトラブル増加に対処できるよう消費生活センターなど担当窓口の相談員確保や資質向上も図ります。(3-8-1)	4.50	4.75	4.75	4.00	3.00	21.00
	131	インターネットパンキングや盗難通帳に係る犯罪等について、その防止策を検討するとともに、預貯金者等の保護のため、立 法措置も含め必要な措置を講じます。(3-8-2)	3.25	3.50	1.00	3.00	2.17	12.92
	132	振り込め詐欺等の犯罪行為による被害が多発している状況に鑑み、一定の要件の被害者について、被害回復のための分配 金の支払いを迅速に行えるようにするため、早期に「振り込め詐欺被害者教済法」を制定します。(3-8-3)	3.40	4.00	1.80	3.20	2.71	15.11
	133	生活に身近な製品の安全の徹底を図るため、諸能策を拡充するとともに、製品の安全情報を一元的に入手できるようにします。 さらに、従来の事故拡大防止や類似事故再発防止の対策に加え、未然に事故の発生を防ぐ経年劣化製品等の点検検査システムの構築を進めます。(3-8-4)	2.60	3.60	1.00	2.40	2.57	12.17
	134	多重債務者問題の解決に向け、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、カウンセリング体制やセーフティーネット貸付の充実、ヤミ金融や登録業者への取り締まり・監督強化、金融経済教育の充実などについて、着実に推進します。(3-8-5)	3.40	3.20	1.00	2.60	2.43	12.63
	135	悪徳商法や過剰与信による被害を根絶するため、クレジットなどの利便性を確保しつつ、特定商取引法・割賦販売法の改正 を推進します。(3-8-6)	3.00	3.60	1.00	3.00	2.29	12.89
	136	エネルギー安定供給のため、原子力発電の一層の安全性の徹底を図り適正に推進します。事故情報の迅速な情報開示など 安全性向上に向け事業者の体質改善を促します。(4-2-2)	2.60	3.60	1.00	2.40	2.29	11.89
	137	まちづくり三法を抜本的に見直し、大規模施設等の立地について広域的・社会環境からのアセスメントや調整が可能な仕組み を盛り込んだ新法「コンパクトシティー形成促進法」(仮称)を制定します。(4-6-1)	4.00	2.25	1.00	3.50	1.83	12.58
	138	医・職・住・遊など日常生活の諸機能が集約された、安心・快適な歩いて暮らせる生活圏を形成するため、歩いて暮らせる街 づくり事業を全国で推進します。(4-6-2)	3.50	2.75	1.00	1.75	1.83	10.83
	139	住宅リフォーム融資制度の拡充で中古住宅市場の流通量を3倍に引き上げます。(4-6-3)	4.20	1.80	1.00	3.20	2.17	12.37
	140	高齢者向け賃貸住宅を10万戸建設します。(4-6-4)	4.20	2.20	1.00	1.60	1.93	10.93
	141	都市公園(1小学校区に5カ所)の整備率を70%まで高めます。(4-6-5)	4.30	2.00	2.70	1.45	1.79	12.24
	142	電線類の地中化を住宅地・観光地を中心に1万キロメートルまで延長します。(4-6-6)	4.60	1.80	1.00	1.80	1.71	10.91
	143	歩行者、自転車、自動車の安全な通行環境を確保するため、道路空間の再配分等により、自転車専用の走行空間を新たに1 000路線で整備します。(4-6-7)	4.40	3.60	1.00	2.60	2.57	14.17
	144	土や木などの自然素材を活用し、ヒートアイランド対策も含めた「人にやさしい歩道」を全国100地区で整備を進めます。 (4-6-8)	3.80	2.80	1.00	2.80	2.00	12.40
	145	ETC を活用し有料道路料金を特定の時間・曜日・地域等のニーズに対応して、よりきめ細かく引き下げます。(4-6-9)	3.80	3.00	1.00	3.60	2.71	14.11

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	146	今後の具体的な道路整備の姿をわかりやすく示した中期計画に基づき、国民のニーズに即した真に必要な道路整備を進めます。(4-6-10)	2.20	2.20	1.00	2.40	2.00	9.80
	147	美しい海岸の景観や生態系の保護に留意しつつ、ビーチスポーツや観光など多様な海岸利用ニーズに応えるため、海岸環境整備事業を拡充します。(4-6-11)	2.20	2.80	1.00	2.40	2.00	10.40
	148	農地保全や耕作放棄地の解消、農地の集約化を強力に推進するとともに、地産地消、耕畜連携、米粉(こめこ)の拡大等を推進します。(4-8-1)	3.40	2.00	1.00	1.60	2.29	10.29
	149	意欲のある担い手の支援強化のため、従来の作物ごとの価格支持、経営安定政策に代えて品目横断的な直接支払制度を導入します。対象は、①効率的な経営体②効率的な経営を目指す意欲ある担い手③効率的で一体性が高い集落営農ーーです。併せて集落が共同で行う地域資源の維持管理及び環境保全型農業に対しても直接支払制度を導入します。財源は農林水産省予算の見直しなどで行います。(4-8-2)	4.20	3.80	1.80	3.80	2.14	15.74
	150	女性の農業経営における役割を一層明確化するため、農業経営における役割分担、収益配分、就業条件等を取り決める家 族経営協定の締結のさらなる普及を図ります。(4-8-3)	4.10	3.25	2.70	2.30	2.33	14.68
	151	食用魚介類の自給率を早期(2010年まで)に60%以上に回復させます。そのためにつくり育てる漁業を推進し、藻場・干潟の 増生を図ります。"魚食文化"を振興し、若年世代の魚離れに歯止めをかけます。(4-8-4)	4.20	2.60	3.80	2.80	2.86	16.26
	152	水産基本計画に基づき、意欲のある漁業者を対象とする経営安定対策の導入を進めます。漁業の有する多面的機能を評価 し、重要な役割を担っている離島等の生活環境改善等を図ります。(4-8-5)	2.80	3.00	1.00	2.60	2.14	11.54
	153	漁港などの周辺地域等における海岸環境の改善を図るとともに、防災対策を強化します。(4-8-6)	2.60	2.20	1.00	2.00	1.57	9.37
	154	製材加工の大規模化や流通の効率化等により、地域材安定供給体制の整備を推進し、地域材の利用促進を図ることにより、 木材(用材)自給率を2012年までに25%に引き上げます。(4-8-8)	4.40	2.60	4.80	2.80	2.71	17.31
	155	地域の文化施設や多様な文化の人材を活用し、多くの人が文化芸術に親しめるための環境を整備します。(4-9-1)	3.00	1.80	1.00	2.40	1.00	9.20
	156	文化芸術への行政支援に関するワンストップサービスが受けられる総合窓口を、国及び全都道府県に設置するとともに、芸 術家や文化人を任期付き(または短時間勤務)公務員として地方公共団体で採用します。(4-9-2)	3.85	2.15	1.00	2.60	1.52	11.12
	157	芸術家個人や文化団体への公的助成の対象として稽古手当や創作研究費などを支援費目に追加するとともに、創作や公演 が終了するまでの一時融資制度の創設をめざします。(4-9-3)	4.00	2.20	1.40	2.40	1.43	11.43
	158	地域の誰もが、いつでも気軽に利用できる「総合型地域スポーツクラブ」の設置を強力に推進し、5年間で全市町村に、10年間で全中学校区域(約1万カ所)の設置をめざします。(4-10-1)	4.60	2.60	4.20	3.00	1.93	16.33
	159	生涯スポーツ社会の構築や国際競技力の向上、スポーツ観戦の推進など、総合的なスポーツ振興政策の充実をめざし「スポーツ庁」(仮称)の設置を提案します。(4-10-2)	3.00	2.80	1.00	3.20	2.00	12.00
	160	家族旅行や個人旅行を活性化するため、有給休暇の連続取得の推進と学校長期休暇の分散化等、長期の休暇取得に向け た施策を推進します。このための環境整備として中小企業への新規雇用支援と学校休暇制度の改善を行います。(4-11-2)	3.60	3.40	1.00	3.40	2.43	13.83
	161	北京-羽田間の日中定期チャーター便の就航を推進します。(4-11-3)	3.20	1.80	1.00	2.20	2.29	10.49
	162	人的警備を必要とする小学校等に、警察官 OB、ボランティア等を活用した「スクールガード」(学校安全警備員)を5年間で配置します。(5-7-1)	4.20	3.20	4.20	2.80	2.57	16.97
	163	大規模地震や原子力事故など緊急事態の発生に対してはより迅速かつ適切に対処しうるように、災害派遣能力の向上、即応 態勢の強化を図ります。(6-4-2)	3.25	3.25	1.00	2.25	2.00	11.75
	164	2009年の裁判員制度実施までに、ビデオ録画等による取り調べ過程の可視化を検討・策定します。(6-7-2)	4.00	2.50	5.00	2.75	2.00	16.25

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	165	人権侵害被害者が国連に直接訴えることができる「個人通報制度」を定めた国際人権規約の選択議定書の批准をめざします。(6-7-3)	4.00	2.60	1.40	1.80	2.00	11.80
	166	2004年の第159国会で成立させた裁判員法に基づき、2009年から実施予定の裁判員制度について、国民の理解と協力が得られるよう、学校における法教育を広めるとともに、広報宣伝活動を実施します。また国民に参加しやすい制度にするため、育児・介護・就労への配慮等、環境整備を行います。(6-7-4)	4.00	3.50	3.25	3.25	2.33	16.33
	167	2004年の第159国会で公明党の主張を盛り込んで成立させた行政事件訴訟法一部改正法については、体制整備を含めたさらなる改革を推進し、誰でもが行政の不正をただせるような、より国民に開かれた行政訴訟制度を創設します。(6-7-5)	3.75	3.25	1.50	3.50	2.17	14.17
	168	総合法律支援制度「司法ネット」構想の実現をめざす「総合法律支援法」が2004年の第159国会で成立したことを受け、2006年に始まる日本司法支援センターによる司法通疎対策、アクセス・ポイントの設置等を推進し、弁護士がゼロないし1人しかいない「ゼロワン地域」を解消します。そのための財政支援も拡充します。(6-7-6)	3.25	2.75	2.75	3.00	1.83	13.58
	169	法テラスのスタッフ弁護士を大幅に増員するとともに、訪問・出張相談等を実施し、高齢者や障害者などの司法アクセス困難者のための相談体制を整備します。併せて、若者や外国人向けの法律相談等のサービスを充実させます。また、被疑者国選弁護対象の拡大に対応できる体制の整備を図ります。(6-7-7)	3.60	2.80	1.00	2.80	2.71	12.91
	170	法律扶助制度予算をさらに拡充します。また、犯罪被害者等給付金を大幅に増額するとともに、犯罪被害者等が刑事手続へ参加する際の公費による弁護人制度の創設など、犯罪被害者等の権利確立へ向けた施策をさらに推進します。(6-7-8)	3.80	2.80	1.00	3.00	3.00	13.60
	171	改正 DV 防止法を踏まえ、DV 防止と被害者の保護と自立支援を一層進めます。(6-7-9)	2.20	3.00	1.00	2.60	2.29	11.09
	172	受刑者処遇プログラムの充実・強化や保護観察官の増員、保護司実費+偿金の増額及び更生保護施設の充実・強化により、出所者や保護観察対象者の社会復帰のための就労支援や居住支援など再犯防止に向けた取り組みを推進します。 (6-7-10)	3.40	3.40	1.00	3.60	2.57	13.97
	173	夫婦の姓(氏)について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します。(6-7-11)	4.60	3.20	1.00	3.40	2.57	14.77
	174	原爆症認定制度の認定基準の見直しや在外被爆者問題への対応など、被爆者教済制度の拡充を図ります。(6-7-12)	2.40	2.20	1.00	2.40	2.14	10.14
	175	カネミ油症患者に対し仮払金債権免除並びに油症研究調査協力金の支給など早期救済を図るとともに、ダイオキシン健康被害に関する治療法の確立及び医学的研究を推進します。(6-7-13)	3.20	2.80	1.20	3.20	2.57	12.97
	176	公明党は関係機関と連携し、中皮腫やアスペスト肺がんなどの患者の実態調査を進め、労災認定による補償を強力に推進していきます。また①時効・造族補償の申請は5年以内)のために労災認定されない患者やその遺族②アスペストに関係する労働者の家族(家庭内暴露者)③アスペストを扱っていた工場や港湾などの周辺住民(環境暴露者)、など現行制度では救済されない人たちの教済を図ることを主限にした新法の早期実現をめざしています。 なお新法には、アスペスト使用等の早期完全禁止・収益建物などに使われているアスペストの封込めと除去、建物解体時の安全環保、アスペスに関すのリスク評価と情報開示、アスペスト関係疾患の早期診断・治療法研究の開発促進、患者のための相談体制強化など、アスペストから国民の命と健康を守るさまざまな施策も盛り込んでいきます。(6-7-14)	4.25	3.75	2.75	4.00	3.00	17.75
教育	177	「新たな少人数教育システム」(画一的ではなく学校が主体的にそれぞれの実情に応じて少人数学級・ティームティーチング等 を選択できる仕組み)の導入や、「学校運営協議会」の全国展開等などにより、教員人事、学級編制の権限を技本的に地域・ 学校に移します。【国は教育条件、内容の最低限の基準だけを定め、地域・学校が教育目標、教員人事、学級編成、カリキュ ラム等を自由に設定できるようにします】(5-1-1)	4.00	3.00	1.00	3.60	3.57	15.17
	178	小・中学校において、保護者、地域住民等が授業で教員をサポートする「教員サポーター制」(仮称)を導入します。 また、教員評価を徹底するとともに、教員養成のための大学院を創設します。(5-1-2)	4.00	3.50	1.00	3.00	2.33	13.83
	179	すべての小学生が農山漁村で一週間以上の体験留学ができる機会を提供します。これにより、子どもの豊かな心を育み、地域コミュニティの再生に貢献します。(5-2-1)	4.00	3.20	1.00	2.00	2.43	12.63
	180	すべての小・中学生が1週間以上の職場体験活動ができるようにします。(5-2-2)	4.00	3.75	1.00	2.75	2.67	14.17
	181	すべての小・中学生に少なくとも年に1回、本物の文化技術に触れさせる機会を提供します。(5-2-3)	4.00	3.75	1.00	3.00	2.50	14.25
	182	文科省、環境省、NPO等の連携で、全国の市町村に環境体験学習のコーディネーターを配置します。先生が体験学習に関する情報・プログラム・ノウハウにアクセスできる体制を整備します。自然体験学習に関する全国ネットワークを構築します。 (5-2-4)	3.75	3.75	1.00	3.50	2.33	14.33
	183	NPO や地域ボランティアと連携し、補習授業、職業体験活動などを行う「放課後・土曜日子どもブラン授業」を拡充します。また中学校第2学年時の「働くウイーク」「職業体験週間)を導入します。(5-2-5)	4.00	2.60	1.00	3.00	2.86	13.46
	184	有利子奨学金の月額貸与限度額を10万円から12万円に引き上げます。また奨学金返還時には、返還額の利子相当額を税額控除できる制度を創設します。(5-3-1)	4.00	2.60	1.00	2.60	2.29	12.49
	185	現在の奨学金制度について、各大学ごとの採用枠を撤廃し、1次募集の段階ですべての学生に奨学金が貸与できるようにします。(5-3-2)	4.00	3.00	1.00	2.50	1.83	12.33

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	186	海外留学を希望する学生への奨学金について、派遣1万人計画等を策定し、抜本的に拡充します。(5-3-3)	4.00	2.50	1.00	2.50	2.00	12.00
	187	学校における発達障害児童等への対応について、必要な財政支援を含め充実を図ります。具体的には①教員配置の拡充と研修体制の強化②学校種別を問わない特別支援教育コーディネーターの配置③複数の学校を支援する地域コーディネーターの配置④幼稚園や高等学校への特別教育支援員の配置⑤医療ケア確保のために特別支援学校への看護師の配置⑥作業療法士等の外部専門家の活用などを進めます。(5-4-1)	3.80	3.00	1.00	4.00	3.14	14.94
	188	普通科を含め、1週間以上のインターンシップを実施します。(5-5-1)	4.00	2.50	1.00	2.50	1.83	11.83
	189	地域の産業界等と連携し、専門高校の職業教育を強化するとともに、国が財政支援を行い、スーパー専門高校を拡充します。(5-5-2)	4.00	2.50	1.00	3.50	2.33	13.33
	190	小学校で英語教育を必修化(毎日20~30分の英会話授業)。授業は、民間の英会話学校に委託などの方法で行い、中学校 卒業段階で日常英会話ができるまでにします(10年計画で)。(5-6-1)	4.60	2.20	2.65	4.15	2.53	16.13
	191	子どもや親などからの SOS に即時に対応できるように、第三者機関による「いじめレスキュー隊」を設置します。(5-8-1)	3.80	3.60	1.00	2.00	2.14	12.54
	192	地域の中に子どもが安心できる居場所として、NPO 法人等による不登校のためのフリースクールなどを活用し「ほっとステー	3.20	3.00	1.00	2.80	2.29	12.29
		ション」を設置します。(5-8-2)	0.20	0.00	1.00	2.00	2.20	12.20
	193	子どもたちの心の拠りどころとなり、また、教員と子どもを結ぶ懸け橋として不登校の防止に役立っている、「メンタルフレンド制度」を導入し、教員志望の学生等を学校に派遣します。(5-8-3)	4.00	3.40	1.00	2.40	2.43	13.23
	194	2004、2005年度予算において法科大学院対象の奨学金制度を創設するなど、法曹養成制度への財政支援を拡充させました。今後、法科大学院への財政支援を一層拡充するとともに、法科大学院教育が受験教育にならないようにするため、200 6年度から始まる新司法試験を、資格試験にふさわしい内容としていきます。(6-7-1)	4.00	3.50	2.50	3.25	2.00	15.25
環境	195	京都議定書の6%削減を実現します。(4-1-1)	3.80	2.80	1.40	1.20	2.29	11.49
	196	ポスト京都議定書に関して、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加する、実効性ある新たな枠組みを構築し、	2.60	3.00	4.00	1.80	2.57	13.97
	197	2050 年までに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2) 国民総がかりで、家庭で簡単に実行できる省エネ対策など、二酸化炭素(CO2)削減のための広範な国民運動を展開します。 (4-1-3)	2.80	3.00	1.00	2.20	2.29	11.29
	198	エコ産業の市場規模を70兆円に、雇用を160万人に拡大します。このため環境関連サービス、廃棄物処理・リサイクル産業などの振興に集中投資します。(4-1-4)	3.95	3.00	1.20	2.30	2.45	12.90
	199	省エネで事業費を生み出す ESCO 事業による余剰資金活用や寄付金優遇制度拡大などを通じ、環境に取り組む中小企業や NPO、学校などを支援する「市民環境基金」(仮称)を設立します。 地域の特性を生かした ESD (持続可能な開発のための教育) 推進のための国内環境整備を前進させ、各地でESD の拠点づくりを進めます。 水環境保全に有効で、経済性及び効率性に優れた浄化槽(合併浄化槽)の普及を加速します。(4-1-5)	3.40	3.20	1.00	3.60	2.86	14.06
	200	大気汚染規制強化に伴い運送トラック等の適合車買替支援を拡充するなど、中小零細企業の省エネ・環境対策の取り組みへの支援を強化します。(4-1-6)	3.60	3.00	1.00	3.60	3.29	14.49
	201	船舶版アイドリングストップへの支援や、埠頭内オフロード車の電気自動車導入などによる CO2排出滅対策を進めます。ま	3.40	3.00	1.00	3.60	2.71	13.71
	202	た、外部電源式アイドリングストップ冷暖房システムによりエコトラックパークを実現します。(4-1-7) 「バイオマス推進基本法」の早期制定により、バイオエタノール普及などバイオマス活用の仕組みを早急に構築します。 太陽 光発電、風力発電、燃料電池など自然エネルギー普及を拡大するため、支援制度の拡充や日本版 RPS(電力会社に一定の 割合の新エネルギー使用を義務付け)法等を活用します。「低公言事項人促進アクションブラン」(成務)を策定し、政府の低 公害事項目と同様本数例とします。アコンドフェビリの時のエコンはの企業を関います。(4.3.3)	3.80	3.00	1.20	4.00	3.14	15.14
	203	公害車導入目標を前倒しします。 エコハウスやエコビルの増加、エコ改修の普及も図ります。(4-2-1) 「水と緑のマイタウン」モデル事業を全国100カ所で実施 今後5年間で、眠っている水源(地下水・下水再生水・雨水など)を活用して、緑地の拡大や親水公園の設置、散水などの自然再生・ヒートアイランド(都市の温暖化)対策モデル事業を、全国100カ所で実施します。(4-3-1)	4.50	3.00	5.00	3.75	2.83	19.08
	204	緑を倍増、都市を自然が生きる"水と緑と土の街"に 公用地の自然緑地義務付け化や屋上緑化、学校ピオトーブ(野生の生 納が生きられる場所を学校の中につくること)、自然生態系の生きる街づくり、などを推進します。水と緑のネットワークをつくり ます。(4-3-2)	3.65	3.00	1.00	3.60	2.26	13.51
	205	新鮮で安全な農産物の供給、心安らぐ「農」の風景や子どもたちへの食農教育の場の提供、さらには災害に備えたオープンスベース(まとまりのある空き地)の確保、ヒートアイランド現象の緩和など、都市にあって多面的な機能を担う都市農業が持続可能なものとなるよう農地保全と農業振興策を講じます。(4-4-1)	3.50	3.25	1.00	2.25	1.83	11.83

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	206	農業体験農園や児童農園等の普及・拡大、都市農業から発生する農業残滓(ざんし)をたい肥化するリサイクルシステムの確立、防災協力農地としての協定の締結等を推進します。(4-4-2)	3.25	3.00	1.00	2.75	1.83	11.83
	207	市民農園や体験農業など農山漁村をフィールドとしたグリーン(ないしブルー)・ツーリズムを積極的に推進します。(4-4-3)	3.75	2.50	1.00	2.00	2.00	11.25
	208	GDP の約1%弱にのぼる各種イベントのごみゼロ・省エネ化を推進します。国主催の行事などについてエコ化、グリーン化、省エネ化を義務づけます。ガイドラインの作成、民間行事等への努力義務、配慮など、イベントで消費される資源電気、紙、水等)を節約し廃棄物の発生を極力抑制します。子どもたちを含めエコ意識のいっそうの浸透化を図ります。(4-5-1)	4.00	3.30	1.00	3.75	2.38	14.43
	209	遅れている森林の整備を早急に進め、国産材の活用を図るとともに、復層林化、針・広混交林化等を推進します。また、緑の 雇用を推進します。(4-8-7)	2.80	3.00	1.20	1.60	2.14	10.74
	210	日中共同出資による「日中環境基金」(仮称)を創設し、環境問題等に長期的に取り組むための資金面でのバックアップ体制を	3.80	3.20	1.00	3.60	3.29	14.89
外交・	211	構築します。地球温暖化対策の専門家や環境教育のリーダーを育成し、世界に輩出します。(6-2-5) ASEANを基軸に関係強化を進め、人材育成や留学生の受け入れ・我が国企業での活躍促進等を図り、エネルギー問題協力、観光の振興、環境破壊や汚染拡大の防止など東アジア地域全体における広範な課題に取り組む東アジア共同体構想を実現します。(6-1-2)	3.40	2.40	1.00	2.40	2.86	12.06
安保	212	中国、韓国からの芸術家、文化人など民間人を積極的に招聘(しょうへい)する人的交流を推し進め、対日理解を促進します。 (6-1-3)	4.00	3.50	1.50	2.75	2.33	14.08
	213	経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、地球の環境保全、女性の地位向上、人身取引根絶など「人間の安全保障」分野に向けて ODA(政府開発援助)を戦略的に活用します。(6-2-1)	3.75	3.50	1.50	2.50	2.67	13.92
	214	ODA 予算全体の20%を「人間の安全保障」分野に優先的に使われるようシステムも含め見直します(人間の安全保障分野は減額せず)。さらに、ODA 予算の5%を海外で働くわが国の NGO へ還元します。(6-2-2)	4.40	3.40	1.00	3.00	2.57	14.37
	215	イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODA を有効に活用し、医療、教育、通信・放送、地雷・不発弾処理などを保進します。イラクについては、国連環境計画(UNEP)を通じて支援してきたメンボタミア湿原再生支援事業を継続して推進します。スマトラ大津波の被害に遭ったタイ、インドネシアなどの被災国への復興支援を推進します。(6-2-3)	4.00	3.75	1.50	3.25	2.67	15.17
	216	ODA 事業を進めるにあたっては、無償資金協力および技術協力分野における事業を含めて、個別プロジェクトごとに事後評価を展開して、質的な改善を図ります。(6-2-4)	4.00	3.50	1.00	3.50	2.33	14.33
	217	日本の先進的な結核対策で世界に貢献するため、「ストップ TB (結核)ジャパン・イニシアティブ」を提案し、世界の年間死亡者 の1割(16万人)の教命に努めます。(6-2-6)	3.60	3.40	1.00	2.20	3.14	13.34
	218	国際平和協力活動は、自衛隊の非軍事的貢献だけではなく、NGO を含め民間の持つ平和構築力を育成することが大事。総合的な日本の国際平和協力への貢献力を高めるためにあらゆる努力を領注します。(6-3-1)	3.25	3.25	1.50	2.25	2.33	12.58
	219	国際平和に貢献できる公務員、民間人の育成は急務。従来からの国連職員、JICA職員、青年海外協力隊などの拡充は当然として、NGO の強化支援に向けて税制面の手だてなど、多方面の協力によって、当面1万人の専門家育成をめざします。そのため既存の人材育成機関への援助をはじめとして、「国際平和貢献センター」の設置も含め、総合的な施策を講じます。(6-3-2)	4.00	4.00	1.25	3.75	2.67	15.67
	220	PKO をはじめとする自衛隊の国際平和協力活動の取り組みを内外にアピールするために、国際平和協力活動関連教育・広報施設(仮称:PKO 訓練・広報センター)を設立します。(6-3-3)	4.00	3.80	1.00	2.40	2.86	14.06
	221	平和人権外交の基礎となる在外公館・マンパワーの充実をめざします。(6-3-4)	2.00	2.00	1.00	1.40	1.71	8.11
	222	国際テロを撲滅するために関係各省庁の連携のもと、テロ資金の洗い出しやマネーロンダリング対策の強化をはじめ、あらゆ る手だてを講じます。(6-4-1)	3.50	3.75	1.50	2.75	2.33	13.83
	223	弾道ミサイル防衛システムの着実な整備に努める一方、防衛関係費においてさらなる合理化・効率化を図り、防衛省の予算が拡大することのないよう歯止めをかけます。(6-4-3)	3.80	3.20	1.00	2.60	3.14	13.74
	224	抑止力の維持と地元負担の軽減という基本的な考え方のもと、米軍再編を関係地方公共団体及び住民の理解を得ながら着 実に実施し、日米間の安全保障・防衛協力の信頼性を向上させます。(6-4-4)	3.40	3.20	1.40	2.00	3.00	13.00

	1							
政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	225	平和の拠点島「沖縄」を世界に直揚するため、国際機関の誘致をめざします。(6-5-1)	2.80	3.20	1.00	1.40	1.86	10.26
	226	核兵器をはじめ大量破壊兵器の廃絶をめざした平和外交を推進します。「包括的核実験禁止条約(CTBT)」の早期発効めざ し、批准国が一定数に達した段階で暫定発効の形をとるなど、様々な提案を発信します。(6-5-2)	3.20	3.20	1.20	2.00	2.29	11.89
	227	武器貿易条約(ATT)の早期締結をめざし、小型武器を規制する国際的枠組みが構築されるよう取り組むとともに、被害の多 発する国の武器回収や開発支援を推進します。(6-5-3)	3.60	3.40	1.40	2.40	2.86	13.66
	228	いわゆるオタワプロセスを活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。(6-5-4)	2.80	1.60	1.00	1.40	2.00	8.80
	229	国際刑事裁判所(ICC)の設立条約の批准を経て、人的・資金的貢献を拡大します。(6-5-5)	3.80	1.60	1.20	2.00	2.43	11.03
	230	対人地雷の探知・除去技術がさらに進むよう、わが国の技術を活用した機材の開発、人材の育成、ODA を含めた財政支援等を行うとともに、対人地雷除去と併せて犠牲者支援や開発援助を行うなど、世界の模範となる取り組みを進めます。(6-5-6)	4.00	3.60	1.00	3.20	3.14	14.94
	231	わが国の難民の受け入れについては、難民条約の趣旨に基づき適切に審査を実施し、その拡大をめざします。日本の在外 公館に難民申請を希望する者が逃げ込んで来た場合、人道的な立場から一時的な保護を与える体制を整備します。(6-5-7)	3.80	2.60	1.40	3.20	2.14	13.14
	232	麻薬撲滅へ向けて、国連薬物統制計画(UNDCP)など、国連関係機関への協力、ケシ栽培の転作への技術・財政支援、警察機関の取り締まり聴勢を強化します。水際での取引防止に向けての海上警備態勢の拡充など、総合的な対策を推進します。 (6-5-8)	4.00	3.40	1.00	3.80	2.57	14.77
	233	公明党が推進してきた「人間の安全保障」や我が国が提唱する「平和の定着」構想を推し進めるため、我が国が平和構築委員会の活動に積極的に参加します。(6-6-1)	2.40	3.40	1.00	2.00	2.57	11.37
	234	国連総会直属の常設機関としての人権理事会が実効性をもつよう、我が国が機能強化を先導します。また、国連での人権決 議を進めることにより「拉致問題」への理解を深めます。(6-6-2)	3.60	3.60	1.00	1.80	2.57	12.57
	235	21世紀型安保理の実現に向けて、我が国の平和と繁栄の経験・知見を最大限発揮し、常任・非常任理事国の構成見直しを 含む安保理改革を推進します。(6-6-3)	2.80	3.00	1.00	1.80	2.43	11.03
	236	アジアなど国際的な防災・災害教授と復興支援の協力体制を確立するため、我が国のイニシアチブにより、国連の「国際復興 支援機構」の創設を推進するとともに、「津波早期警戒システム」の整備等を図ります。(6-6-4)	3.40	4.00	1.00	2.20	2.71	13.31

注1:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表4-5:民主党マニフェスト

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	1	政治資金の透明化(1-11)	3.80	4.00	1.00	4.00	3.29	16.09
	2	政治団体の事務所費等の改革(1-12)	4.20	3.00	1.00	3.80	3.29	15.29
	3	政治献金の規制強化(1-13)	4.00	4.40	1.20	4.00	3.43	17.03
	4	国会議員の定数 1 割以上削減(1-14)	4.40	4.40	1.00	4.00	4.00	17.80
	5	一票の価値の較差の抜本是正(1-15)	4.80	4.20	1.20	4.60	4.29	19.09
	6	選挙権年齢の引き下げ(1-16)	4.20	4.00	1.00	4.00	3.57	16.77
	7	インターネット選挙運動解禁(1-17)	4.60	4.40	1.20	4.40	4.00	18.60
	8	電子投票制度の導入(1-18)	4.00	4.20	1.00	2.60	3.14	14.94
	9	永住外国人の地方選挙権(1-19)	3.60	3.00	1.40	3.60	3.00	14.60
	10	政治家によるあっせん根絶(1-20)	3.60	3.80	1.00	4.20	3.14	15.74
	11	政と官のあり方の見直し(1-21)	4.20	4.00	1.00	4.20	3.43	16.83
	12	首長の多選制限(1-22)	4.00	4.00	1.00	3.60	3.29	15.89
	13	通信・放送委員会の設置(1-24)	3.60	3.60	1.00	3.00	2.71	13.91
	14	住民投票による民意の汲み上げ(1-37)	3.80	3.20	1.00	3.60	3.14	14.74
	15	靖国問題・国立追悼施設の建立(3-7)	4.00	4.00	1.40	3.60	3.29	16.29
	16	国民の自由闊達な憲法論議を(16-1)	3.00	3.80	1.40	2.80	3.14	14.14
行財政	17	天下りの根絶(1-1)	4.00	4.60	1.20	3.80	4.00	17.60
	18	官製談合撲滅への取り組み(1-2)	4.00	4.20	1.20	4.40	3.86	17.66
	19	国が行う契約の適正化(1-3)	4.00	4.80	1.20	3.60	3.57	17.17
	20	特殊法人・独立行政法人等の改革(1-4)	4.80	4.60	1.00	4.00	3.71	18.11
	21	地方自治体の監査機能の充実強化(1-5)	4.20	4.00	1.00	3.40	3.71	16.31
	22	地方分権推進と国家公務員総人件費の削減(1-6)	4.60	3.80	2.20	4.00	3.71	18.31
	23	能力・実績主義に基づく公務員制度(1-7)	3.60	4.00	1.00	2.20	3.00	13.80
	24	多様な人材の登用(1-8)	4.00	4.00	1.00	3.80	3.29	16.09
	25	政治任用制の拡大(1-9)	4.00	4.00	1.00	3.60	3.14	15.74
	26	公務員の労働基本権の回復(1-10)	4.20	4.00	1.00	3.80	3.29	16.29
	27	郵政改革(1-27)	4.00	3.60	1.40	3.60	3.71	16.31
	28	新たなる「国のかたち」の構築(1-28)	4.20	4.20	2.60	4.00	4.14	19.14
	29	中央政府の役割の限定(1-29)	3.80	3.20	1.00	3.20	3.43	14.63

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	30	省庁のあり方の見直し(1-30)	3.40	3.00	1.00	3.60	2.71	13.71
	31	基礎的自治体の整備(1-31)	3.20	3.40	1.00	3.00	3.57	14.17
	32	広域自治体のあり方の見直し(1-32)	3.60	3.00	1.00	3.40	2.71	13.71
	33	個別補助金の廃止(1-33)	3.80	3.60	1.00	3.40	3.71	15.51
	34	地方交付税制度の抜本的改革(1-34)	3.40	4.00	1.00	3.60	3.29	15.29
	35	国と地方の協議の制度化(1-35)	2.60	3.20	1.00	2.60	2.86	12.26
	36	政省令・条例等のあり方の見直し(1-36)	3.40	3.80	1.00	2.80	2.71	13.71
	37	地方自らによるガバナンス形態の決定(1-38)	2.80	3.60	1.00	2.20	2.86	12.46
	38	自治区の活用(1-39)	3.00	3.40	1.00	3.00	2.86	13.26
	39	財政構造改革の推進(4-1)	4.00	3.80	3.20	3.60	3.86	18.46
	40	予算編成のあり方の見直し(4-2)	4.00	4.00	1.40	3.40	3.43	16.23
	41	特別会計改革(4-3)	3.80	4.00	1.00	3.00	3.57	15.37
	42	財政構造改革推進のための体制整備(4-4)	3.80	3.60	1.00	3.20	3.29	14.89
	43	消費税改革の推進(5-4)	3.80	3.00	1.00	3.20	3.43	14.43
	44	行政訴訟制度の第二弾改革で行政に対するチェックを強化(11-3)	3.60	3.60	1.00	3.20	3.00	14.40
	45	整備新幹線(15-15)	2.60	4.20	1.00	2.40	2.71	12.91
	46	公共事業改革(15-18)	4.20	4.20	1.00	3.80	3.57	16.77
	47	大型公共事業の見直し(15-19)	2.60	3.80	1.00	2.00	2.43	11.83
	48	PFIの促進および検証(15-20)	3.00	3.60	1.00	2.60	2.57	12.77
経済	49	金融商品取引監視委員会の創設(4-5)	3.80	4.00	1.00	3.00	3.29	15.09
	50	公開会社法の制定(4-6)	2.40	3.20	1.00	2.20	2.29	11.09
	51	包括的な金融サービス・市場法の制定(4-7)	3.00	4.00	1.00	3.20	3.14	14.34
	52	中小企業向け金融検査マニュアルの策定(4-8)	3.20	3.20	1.00	3.00	3.00	13.40
	53	地域金融円滑化法の制定(4-9)	3.20	3.40	1.00	3.00	2.71	13.31
	54	所得税改革の推進(5-2)	3.80	3.80	1.00	3.80	3.57	15.97
	55	法人税率の維持(5-5)	3.80	3.20	1.60	2.60	3.43	14.63
	56	中小企業支援税制の検討(5-6)	3.80	3.80	1.00	2.80	3.00	14.40
	57	中小企業憲章の制定(8-1)	3.60	3.60	1.00	2.80	2.71	13.71
	58	中小企業支援策としての人材育成・職業訓練の充実(8-2)	3.40	3.60	1.00	3.00	2.86	13.86
	59	公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定(8-3)	3.80	3.80	1.00	2.80	3.29	14.69
	60	中小企業金融の円滑化(8-4)	3.80	3.20	1.00	3.60	3.00	14.60
	61	中小企業の技術力の発揮と向上(8-5)	3.60	3.60	1.00	3.20	3.00	14.40
	62	中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり(8-6)	2.80	2.80	1.00	2.80	2.57	11.97

政策									
64 の小井東洋等の世際中心	政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
65 物料等の環性が計り		63	地域の産業と雇用を守る中小・小規模零細 企業支援税制(8-7)	3.40	2.60	1.00	2.80	3.00	12.80
66 中小市市地・東京都の近世紀で1-10		64	中小企業支援予算3倍增(8-8)	4.40	2.40	1.00	3.20	2.71	13.71
67 期別報金属の無限に1)		65	地域経済の活性化(8-9)	3.40	3.20	1.00	2.60	3.43	13.63
68		66	中心市街地・商店街の活性化(8-10)	3.60	3.00	1.00	2.60	2.86	13.06
19		67	知的財産立国の実現(8-11)	3.20	3.20	1.00	3.20	3.00	13.60
70		68	起業・ベンチャー支援(8-12)	4.40	3.20	1.00	4.20	3.29	16.09
1		69	事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保(8-13)	3.60	3.00	1.00	2.40	3.14	13.14
1 日本の世界によって		70	貿易・投資の自由化を主導(8-14)	2.60	3.00	1.40	2.00	2.86	11.86
1		71	WTO(8-15)	3.00	3.60	1.40	2.40	2.71	13.11
74 エキルギー安全供給情報の確立(10-1) 3.80 3.80 3.40 2.20 3.14 16.34 75 イバーシュンを使する解析を開催の事情(12-30) 3.60 3.60 3.60 1.00 4.00 3.14 15.34 76 中小企業の研究規免力の任化(12-40) 3.80 3.20 1.00 3.80 3.10 1.00 3.80 3.14 14.94 77 世界最先期の確保(12-30) 3.60 3.60 3.60 3.00 3.80 2.80 3.29 16.49 78 戸房所得情報間の創設(14-2) 4.40 4.20 1.00 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 1.60 3.80 3.20 3.80 1.00 2.20 3.14 13.34 80 末村台総事の向上(14-15) 3.80 3.80 4.00 3.20 2.40 2.71 16.11 81 辞某、末村関連産業等地域産業の活性に(14-16) 3.60 3.80 1.00 3.00 3.00 1.00 2.40 2.57 12.57 83 株実の展開(ルとりのダム構想)(14-16) 3.60 3.80 1.00 3.00 3.00 1.00 2.40 2.57 12.57 83 株実の展開(ルとりのダム構想)(14-16) 3.60 3.80 1.00 3.80 1.00 3.00 3.14 15.94 84 海来の展発(資産管理業業を受理)(14-16) 3.60 3.80 1.00 3.60 3.80 1.00 3.00 3.14 15.94 85 地域活性にに立即した最大無限(15-12) 3.60 3.80 1.00 3.00 3.40 2.86 14.66 85 地域活性には同じた最大無限(15-12) 3.60 3.80 1.00 3.60 3.80 1.00 3.40 2.57 12.17 86 産業制業としての情報(16-12) 3.60 3.80 1.00 3.60 3.80 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.60 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.80 3.81 1.00 3.		72	EPA/FTA(8-16)	2.40	2.80	1.40	2.00	2.43	11.03
75		73	セーフガード(8-17)	3.80	3.60	1.00	3.00	2.71	14.11
76 中小全車の研究開発力の強化(12-40)		74	エネルギー安全供給体制の確立(10-1)	3.80	3.80	3.40	2.20	3.14	16.34
		75	イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備(12-38)	3.60	3.60	1.00	4.00	3.14	15.34
78 戸別所得権間制度の創設(14-2) 4.40 4.20 1.00 3.80 3.29 16.69 79 バイオマスの推進(14-14) 3.20 3.80 1.00 2.20 3.14 13.34 80 木村自給率の向上(14-15) 3.80 4.00 3.20 2.40 2.71 16.11 81 林素、木村関連産業等地域産業の活性化(14-16) 3.60 3.80 1.00 3.00 3.00 14.40 82 中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大(14-17) 3.60 3.00 1.00 2.40 2.57 12.57 83 林素の展異(労産労働漁業の登機)(14-18) 3.80 3.80 2.20 3.00 3.14 15.94 84 漁業の職異(資産管理漁業の登機)(14-18) 3.60 3.80 1.00 3.40 2.66 14.66 85 地域活性化に立脚した観光投棄(15-3) 2.40 3.80 1.00 3.40 2.86 14.66 86 産業放策としての物薬(15-13) 3.60 4.00 1.00 3.00 3.43 15.03 *生活 87 NHKの改革(1-23) 4.00 3.80 1.00 3.60 3.14 15.54 88 電波の有効利用(1-25) 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89 インターネットを用いたコンテンツの二次利用促薬(1-26) 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89 インターネットを用いたコンテンツの二次利用促薬(1-26) 4.00 4.00 1.00 3.60 3.57 15.97 91 消費者放棄の産業・支援税権(3-2) 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 降がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自総予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 3.20 3.43 16.03		76	中小企業の研究開発力の強化(12-40)	3.80	3.20	1.00	3.80	3.14	14.94
79		77	世界最先端の環境エネルギー技術の確立(12-41)	3.60	3.00	3.80	2.80	3.29	16.49
80 本村自給車の向上(14-15) 3.80 4.00 3.20 2.40 2.71 16.11 81 日本来、本村開連産業等地域産業の活性化(14-16) 3.60 3.60 3.60 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00		78	戸別所得補償制度の創設(14-2)	4.40	4.20	1.00	3.80	3.29	16.69
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		79	バイオマスの推進(14-14)	3.20	3.80	1.00	2.20	3.14	13.34
82 中山間地域を中心とする 100 万人の雇用拡大(14-17) 3.60 3.00 1.00 2.40 2.57 12.57 83 林東の振興(みどりのダム構想)(14-18) 3.80 3.80 2.20 3.00 3.14 15.94 84 漁業の振興(資運管理漁業の重視)(14-18) 3.60 3.80 1.00 3.40 2.86 14.66 85 地域活性化に立脚した観光放策(15-3) 2.40 3.80 1.00 2.40 2.57 12.17 86 産業政策としての物液(15-13) 3.60 4.00 1.00 3.00 3.43 15.03 生活		80	木材自給率の向上(14-15)	3.80	4.00	3.20	2.40	2.71	16.11
83 林東の振興(みどりのダム精想)(14-18) 3.80 3.80 2.20 3.00 3.14 15.94 84 漁業の振興(資源管理漁業の重視)(14-19) 3.60 3.80 1.00 3.40 2.86 14.66 85 地域活性化に立脚した観光政策(15-3) 2.40 3.80 1.00 2.40 2.57 12.17 86 産業政策としての物談(15-13) 3.60 4.00 1.00 3.00 3.43 15.03 生活 87 NHKの改革(1-23) 4.00 3.80 1.00 3.60 3.14 15.54 88 電波の有効利用(1-25) 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89 インターネットを用したコンテンツの二次利用促進(1-28) 4.00 4.00 1.00 3.40 3.57 15.97 90 コミュニティの再生・強化(1-40) 2.20 3.40 1.00 2.80 2.57 11.97 91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.20 1.80 4.00 3.57 17.57 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 降がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		81	林業、木材関連産業等地域産業の活性化(14-16)	3.60	3.80	1.00	3.00	3.00	14.40
3.60 3.80 1.00 3.40 2.86 14.66 85 地域活性化に立脚した観光政策(15-3) 2.40 3.80 1.00 2.40 2.57 12.17 86 産業政策としての物流(15-13) 3.60 4.00 1.00 3.00 3.43 15.03 年活 87 NHKの改革(1-23) 4.00 3.80 1.00 3.60 3.14 15.54 88 電波の有効利用(1-25) 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89 インターネットを用いたコンテンツの二次利用促進(1-26) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.40 3.57 15.97 90 コミュニティの再生・強化(1-40) 2.20 3.40 1.00 2.80 2.57 11.97 91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.20 1.80 4.00 3.57 17.57 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 時がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		82	中山間地域を中心とする 100 万人の雇用拡大(14-17)	3.60	3.00	1.00	2.40	2.57	12.57
85 地域活性化に立脚した観光政策(15-3) 2.40 3.80 1.00 2.40 2.57 12.17 86 産業政策としての物流(15-13) 3.60 4.00 1.00 3.00 3.43 15.03 15.03 1.00 3.60 3.14 15.54 1.00 3.60 3.14 15.54 1.00 3.60 3.43 16.03 1.00 3.60 3.43 16.03 1.00 3.60 3.43 16.03 1.00 3.60 3.43 16.03 1.00 3.60 3.43 16.03 1.00 3.60 3.43 16.03 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 1.00 3.60 3.43 3.43 3.43 3.43 3.44 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45 3.45		83	林業の振興(みどりのダム構想)(14-18)	3.80	3.80	2.20	3.00	3.14	15.94
生活 86 産業放策としての物流(15-13) 3.60 4.00 1.00 3.00 3.43 15.03 生活 87 NHKの改革(1-23) 4.00 3.80 1.00 3.60 3.14 15.54 88 電波の有効利用(1-25) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89 インターネットを用したコンテンツの二次利用促進(1-26) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.40 3.57 15.97 90 コミュニティの再生・強化(1-40) 2.20 3.40 1.00 2.80 2.57 11.97 91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.00 4.00 4.00 4.00 3.80 3.14 15.94 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 障がし・者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		84	漁業の振興(資源管理漁業の重視)(14-19)	3.60	3.80	1.00	3.40	2.86	14.66
生活 87 NHKの改革(1-23) 4.00 3.80 1.00 3.60 3.14 15.54 88 電波の有効利用(1-25) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89 インターネットを用いたコンテンツの二次利用促進(1-26) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.40 3.57 15.97 90 コミュニティの再生・強化(1-40) 2.20 3.40 1.00 2.80 2.57 11.97 91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.20 1.80 4.00 3.57 17.57 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 障がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		85	地域活性化に立脚した観光政策(15-3)	2.40	3.80	1.00	2.40	2.57	12.17
88 電液の有効利用(1-25) 4.00 4.00 1.00 3.60 3.43 16.03 89		86	産業政策としての物流(15-13)	3.60	4.00	1.00	3.00	3.43	15.03
89 インターネットを用いたコンテンツの二次利用促進(1-26) 4.00 4.00 1.00 3.40 3.57 15.97 90 コミュニティの再生・強化(1-40) 2.20 3.40 1.00 2.80 2.57 11.97 91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.20 1.80 4.00 3.57 17.57 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 障がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51	生活	87	NHKの改革(1-23)	4.00	3.80	1.00	3.60	3.14	15.54
90 コミュニティの再生・強化(1-40) 2.20 3.40 1.00 2.80 2.57 11.97 91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.20 1.80 4.00 3.57 17.57 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 障がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		88	電波の有効利用(1-25)	4.00	4.00	1.00	3.60	3.43	16.03
91 消費者政策の充実(3-1) 4.00 4.20 1.80 4.00 3.57 17.57 92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 障がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		89	インターネットを用いたコンテンツの二次利用促進(1-26)	4.00	4.00	1.00	3.40	3.57	15.97
92 NPO 活動の促進・支援税制(3-2) 4.00 4.00 1.00 3.80 3.14 15.94 93 障がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		90	コミュニティの再生・強化(1-40)	2.20	3.40	1.00	2.80	2.57	11.97
93 障がい者差別禁止(3-4) 3.80 4.60 1.00 3.20 3.43 16.03 94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		91	消費者政策の充実(3-1)	4.00	4.20	1.80	4.00	3.57	17.57
94 自殺予防対策(3-5) 2.20 4.00 1.00 2.60 2.71 12.51		92	NPO 活動の促進・支援税制(3-2)	4.00	4.00	1.00	3.80	3.14	15.94
		93	障がい者差別禁止(3-4)	3.80	4.60	1.00	3.20	3.43	16.03
95 危機管理体制の整備(3-8) 4.20 3.80 1.00 3.60 3.43 16.03		94	自殺予防対策(3-5)	2.20	4.00	1.00	2.60	2.71	12.51
		95	危機管理体制の整備(3-8)	4.20	3.80	1.00	3.60	3.43	16.03

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	96	警察改革(3-9)	3.60	4.00	1.00	3.40	3.29	15.29
	97	治安対策(3-10)	3.80	4.00	1.00	3.20	3.00	15.00
	98	総合的な銃器犯罪対策の推進(3-11)	3.40	4.20	1.00	3.40	3.14	15.14
	99	災害対策(3-12)	4.00	4.40	1.00	3.60	3.29	16.29
	100	沖縄政策(3-13)	3.60	4.40	1.40	3.80	3.43	16.63
	101	NPOパンク、小規模な共済の負担軽減(4-10)	4.00	3.20	1.00	3.60	3.00	14.80
	102	税・保険料共通の番号制度の導入(5-1)	4.00	4.00	1.00	3.20	3.71	15.91
	103	納税者權利憲章(5-3)	2.40	3.20	1.00	2.20	2.29	11.09
	104	NPO支援税制等の拡充(5-7)	3.40	3.80	1.00	3.40	2.71	14.31
	105	相続税・贈与税改革の推進(5-8)	3.60	3.80	1.00	3.60	3.29	15.29
	106	国の責任で社会保障制度を安定維持(6-1)	4.00	4.00	1.00	3.20	3.86	16.06
	107	年金制度改革(6-2)	3.60	4.00	1.00	3.80	4.00	16.40
	108	社会保険庁改革(6-3)	4.00	3.80	1.00	3.40	4.00	16.20
	109	「無年金降がい者」教済の拡充と「無年金高齢者」教済の創設(6-4)	4.00	4.20	1.00	3.60	4.00	16.80
	110	医師不足解消に向けた医学部定員確保(6-5)	4.20	4.60	1.00	4.00	4.00	17.80
	111	医師不足解消に向けた動務条件の改善(6-6)	4.20	4.40	1.00	3.80	4.00	17.40
	112	医師不足解決に向けた小児科・産科医療(6-7)	4.20	4.00	2.40	3.80	3.86	18.26
	113	医療の安心・納得・安全(6-8)	4.00	4.20	2.00	4.00	3.43	17.63
	114	医療従事者の資質の向上(6-9)	3.80	3.80	1.00	3.00	3.29	14.89
	115	医療機関の機能分化と役割分担(6-10)	4.00	4.60	1.00	3.20	3.43	16.23
	116	教急制度改革(6-11)	4.40	4.80	2.00	4.60	3.57	19.37
	117	医療事故の原因究明及び再発防止(6-12)	4.40	4.60	1.00	4.40	3.71	18.11
	118	医療保険制度の再編成(6-13)	3.60	4.40	1.00	3.60	3.14	15.74
	119	高齡者医療(6-14)	4.60	4.40	1.00	3.60	3.00	16.60
	120	包括払い制度の推進(6-15)	3.80	4.20	1.00	3.40	3.29	15.69
	121	がん対策(6-16)	3.80	3.40	1.20	3.60	2.86	14.86
	122	後発医薬品(ジェネリック薬品)(6-17)	3.60	4.00	1.20	3.20	3.29	15.29
	123	アスベスト健康対策(6-18)	4.00	4.60	1.20	4.20	3.29	17.29
	124	肝炎総合対策(6-19)	3.40	4.00	1.00	3.60	3.14	15.14
	125	感染症対策(6-20)	3.40	4.20	1.00	3.00	3.14	14.74
	126	雖治性疾患対策(6-21)	4.40	3.20	1.00	3.80	3.43	15.83
	127	被爆者援護(6-22)	4.00	3.60	1.00	2.60	3.00	14.20
	128	歯科医療改革(6-23)	4.00	3.80	1.00	3.60	2.86	15.26

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	129	介護サービス基盤の拡充(6-24)	3.80	4.00	1.00	3.00	3.00	14.80
	130	良質な介護を可能とするマンパワーの充実(6-25)	4.00	4.20	1.60	3.80	3.71	17.31
	131	障がい者福祉政策の改革(6-26)	4.20	4.80	1.00	4.20	3.57	17.77
	132	生活保護制度改革(6-27)	3.40	4.00	1.00	2.60	3.00	14.00
	133	中国残留邦人支援(6-28)	2.80	3.80	1.00	3.40	2.71	13.71
	134	ホームレス自立支援(6-29)	3.60	3.40	1.40	3.20	3.00	14.60
	135	麻薬·薬物対策(6-30)	4.00	4.00	1.00	3.20	3.29	15.49
	136	雇用基本法の制定(7-1)	4.00	4.40	1.60	4.00	3.29	17.29
	137	若年層から中高年層まで職業能力開発支援(7-2)	4.00	4.00	1.00	3.80	2.86	15.66
	138	若者の雇用就労支援(7-3)	4.00	4.40	1.60	4.00	3.00	17.00
	139	就業形態の多様化と均等待遇(7-4)	4.00	4.20	2.20	4.00	3.43	17.83
	140	最低賃金の大幅引上げ(7-5)	4.60	4.20	2.40	4.40	3.57	19.17
	141	労働契約法の制定(7-6)	4.00	4.20	2.20	3.80	3.14	17.34
	142	雇用保険制度をはじめとするセーフティネットの整備(7-7)	4.00	4.20	1.00	4.00	3.29	16.49
	143	仕事と家庭の両立支援(7-8)	3.80	3.40	1.60	4.00	3.29	16.09
	144	募集・採用における年齢差別禁止(7-9)	3.80	3.80	2.60	3.80	3.14	17.14
	145	長時間労働の是正(7-10)	4.00	4.00	1.00	3.80	3.29	16.09
	146	環境健康被害者等教済法の制定(9-9)	4.00	4.00	2.00	4.00	3.43	17.43
	147	動物愛護(9-20)	3.60	3.20	1.40	3.80	2.71	14.71
	148	原子力政策に対する基本方針(10-6)	2.80	3.60	1.00	3.00	2.86	13.26
	149	安全を最優先した、原子力行政(10-7)	4.00	3.40	1.20	4.00	3.43	16.03
	150	司法制度改革の推進(11-1)	3.80	3.80	1.00	3.00	2.71	14.31
	151	裁判員制度の円滑なスタートに向けた環境整備(11-2)	3.60	3.20	3.60	3.20	2.71	16.31
	152	取調べの可視化、証拠關示の徹底による冤罪防止(11-4)	3.80	3.40	1.00	4.00	3.29	15.49
	153	共謀罪導入には反対(11-5)	4.20	4.60	1.40	2.80	2.86	15.86
	154	犯罪被害者への支援(11-6)	3.00	3.40	1.40	3.80	3.00	14.60
	155	少年犯罪の防止(11-7)	3.60	2.80	1.00	2.80	2.71	12.91
	156	仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直U(11-8)	3.40	4.00	1.00	3.40	3.43	15.23
	157	死因究明制度改革の推進(11-10)	3.80	4.00	1.00	3.60	3.43	15.83
	158	矯正機能の強化(11-11)	3.20	3.20	1.00	2.80	2.57	12.77
	159	嫡出推定制度の改善(11-13)	4.00	4.00	1.00	3.20	3.43	15.63
	160	性同一性障がい者の人権(11-14)	3.20	3.60	1.40	3.20	2.71	14.11
	161	国籍選択制度の見直し(11-15)	3.60	4.00	1.00	3.00	2.43	14.03

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	162	成年年齢の 18 歳への引下げ(11-16)	3.80	4.00	1.00	3.00	3.00	14.80
	163	人権侵害教済機関の創設(11-17)	3.80	3.20	1.40	4.00	3.00	15.40
	164	学校安全対策基本法の制定(12-17)	3.40	3.80	1.80	3.40	2.86	15.26
	165	学校施設老朽化·環境衛生対策(12-18)	3.60	4.00	1.40	3.20	3.00	15.20
	166	芸術文化活動への支援(12-27)	3.00	4.00	1.00	2.40	2.57	12.97
	167	伝統文化の保存・継承(12-28)	2.20	3.00	1.00	2.40	2.43	11.03
	168	健康づくりの推進(国民総スポーツへの参加)(12-29)	2.80	4.00	1.00	3.00	2.57	13.37
	169	地域密着型クラブスポーツの振興(12-30)	3.20	3.40	1.00	2.00	2.00	11.60
	170	生涯スポーツの振興(12-31)	3.00	3.40	1.00	2.20	2.00	11.60
	171	高齢者スポーツの振興(12-32)	3.60	3.80	1.00	2.40	1.86	12.66
	172	障がい者スポーツの振興(12-33)	3.20	3.60	1.00	2.60	2.29	12.69
	173	スポーツ医学振興政策(12-34)	2.80	4.00	1.00	2.20	2.14	12.14
	174	学校施設の開放と複合利用の推進(12-35)	3.40	4.00	1.00	2.80	2.71	13.91
	175	出産・子育でにかかる経済的・精神的負担の軽減(13-1)	3.60	3.80	1.00	3.00	3.14	14.54
	176	月額 2 万 6000 円の「子ども手当」創設(13-2)	4.20	3.40	1.00	3.40	3.14	15.14
	177	出産時助成金(13-3)	4.00	3.40	1.00	3.80	3.00	15.20
	178	子ども家庭政策の一元的取り組み(13-4)	2.80	3.80	1.00	2.40	2.86	12.86
	179	幼保一本化の推進(13-5)	3.20	3.40	1.00	2.40	3.00	13.00
	180	学童保育の拡充(13-6)	3.80	4.00	1.00	2.40	3.00	14.20
	181	有害情報から子どもを守る(13-8)	4.00	4.00	2.20	3.80	3.29	17.29
	182	子どもを事故や事件から守るために(13-9)	3.60	4.00	2.20	4.00	3.00	16.80
	183	児童虐待防止対策の充実(13-10)	2.00	3.40	1.40	3.20	2.71	12.71
	184	ひとり親家庭への自立支援策(13-11)	3.00	4.00	1.00	3.20	2.57	13.77
	185	DV防止法の強化(13-12)	3.00	3.40	1.00	3.20	3.00	13.60
	186	生殖補助医療に係わる法整備(13-13)	3.20	4.00	1.00	3.00	3.00	14.20
	187	女性も安心な年金制度の確立(13-14)	2.60	4.00	1.00	3.20	3.29	14.09
	188	ワークライフバランスの実現(13-15)	3.80	4.00	1.80	4.00	3.00	16.60
	189	真の男女平等のための基盤づくり(13-16)	3.60	4.00	1.00	3.20	3.00	14.80
	190	生涯を通した女性の健康保障(13-17)	3.60	4.00	1.00	2.80	3.00	14.40
	191	男女共同参画の視点に立った国際協調(13-18)	2.60	4.00	1.00	3.00	3.00	13.60
	192	選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別の解消(13-19)	3.20	4.00	2.00	3.80	3.00	16.00
	193	食料の完全自給への取り組み(14-1)	2.40	4.00	1.00	2.40	2.43	12.23
	194	米の備蓄 300 万トン体制の確立(14-3)	4.00	3.60	1.00	3.20	3.00	14.80

196 大の変形を中心の関係が中の	政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
196 輸入機能が影響に出加に与	以来刀到	10	III) WA PK	Wilac	vviiy	WIICII	11000	аррсаі	totai
197 輸入・利用に対すらい上でだディの総合がは、中の		195	食の安全・安心の確保(14-4)	4.00	4.00	1.00	3.00	3.14	15.14
198		196	輸入検疫体制の強化・拡充(14-5)	4.00	4.00	1.00	3.40	3.29	15.69
199		197	輸入牛肉に対するトレーサビリティの義務づけ(14-6)	4.20	4.00	2.40	4.00	3.43	18.03
200 歴年版を全の書籍(14-10) 3.40 3.20 1.00 3.40 3.00 14.00 2.01 超機能の金属性(14-10) 3.80 3.40 1.00 2.60 2.86 13.86 2.02 超地域性を支充性支援(14-10) 3.20 3.80 1.00 3.20 2.57 13.77 2.03 かち塩田位献育分類(14-20) 3.20 4.40 2.20 4.00 2.86 16.66 2.04 正元教師(14-10) 3.00 4.00 1.00 2.40 2.71 13.11 2.05 超速域の対策(14-20) 3.20 3.40 1.00 2.40 2.71 13.11 2.05 超速域の対策(14-20) 3.20 3.40 1.00 3.00 2.43 11.83 2.07 コニニティの再系・保全(14-20) 2.80 1.00 3.00 2.43 11.83 2.07 コニニティの再系・保全(14-20) 3.80 1.00 3.00 2.43 11.83 2.07 コニニティの再系・保全(14-20) 3.80 1.00 3.80 1.20 3.80 1.00 3.80 1.50 3.80 1.20 3.80 1.00 3.00 15.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.80 1.20 3.20 3.20 3.80 1.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3		198	都市と農山漁村の交流の推進(14-7)	3.80	4.00	1.00	3.20	2.71	14.71
201 最知識特の情報(+00) 380 3.40 1.00 2.80 2.88 13.68 202 無知過程を支える会性差徴(+11) 320 3.80 1.00 3.20 2.57 13.77 203 か与知能機需等等別報(+20) 3.20 4.40 2.20 4.00 2.28 16.68 204 総立施製(モー) 3.00 4.00 1.00 2.40 2.71 13.11 205 通知報用の対象(トラン 3.20 3.40 1.00 2.40 2.71 12.71 206 通知法所名の対象(トラン 3.20 3.00 1.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.14 1.20 3.00 3.00 3.00 3.14 1.80 3.00		199	農山漁村の活性化(14-8)	2.40	3.20	1.00	2.40	2.43	11.43
202 単山陽村を大名の哲士芸術(+1) 320 380 1.00 320 2.57 13.77 203 かち込命を贈る方案(+20) 320 4.40 2.20 4.00 2.86 16.56 204 報志報報(かわ知(いたり) 320 4.00 1.00 2.40 2.71 13.11 205 海神域の対策(いたり 2.20 3.20 1.00 3.00 2.43 11.83 207 コニュニティの用生 (事金)(いたり) 2.20 3.20 1.00 3.00 2.43 11.83 207 コニュニティの用生 (事金)(いたり) 3.40 3.80 1.20 3.80 3.00 1.00 3.80 2.57 13.17 208 タテ用物をなど社会理機に対象に大きりづく(いたり) 3.40 4.00 1.00 3.40 3.20 1.50 210 本もの社会経療機能で対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		200	農地制度などの改善(14-9)	3.40	3.20	1.00	3.40	3.00	14.00
203		201	農地面積の確保(14-10)	3.80	3.40	1.00	2.60	2.86	13.66
204 日土地東(FF)		202	農山漁村を支える女性支援(14-11)	3.20	3.80	1.00	3.20	2.57	13.77
205 過避地域の対策(15-20 3.20 3.40 1.00 2.40 2.71 12.71 2.70 2.60 地域主権・人にやさいがちつくび(15-4) 2.20 3.20 1.00 3.00 2.43 11.83 2.07 3.2.5 2.08 3.00 1.00 3.80 2.57 13.17 2.08 少子高水化之社会建设に対応したまちづくび(15-4) 3.40 3.80 1.20 3.80 3.00 15.20 2.09 別策に強いまちづくび(15-4) 3.40 3.80 3.80 1.00 3.20 3.00 1.520 2.09 以策に強いまちづくび(15-4) 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80		203	カネミ油症被害者対策(14-20)	3.20	4.40	2.20	4.00	2.86	16.66
206 地球主権・人にやきにいまちづくりにから 2.20 3.20 1.00 3.00 2.43 11.83 207 コニュティの再に 特金(けいから) 2.80 3.00 1.00 3.80 2.57 13.17 208 少子英郎化など社会環境に対応したまちづくりにから 3.40 3.80 1.20 3.80 3.00 15.20 209 図面に描いまちづくりにかう 3.40 4.00 1.00 3.40 3.29 15.09 210 まかの社会監督監督等の選正化(から) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.00 1.480 211 住宅股票(にから) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.20 3.20 1.609 212 安立・安心な住宅(から) 3.80 3.80 1.20 4.00 3.29 18.09 213 交通基本法の制定(にかり) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 松室製造(にから) 3.20 3.20 3.20 3.20 4.30 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 松室製造(にから) 3.20 3.20 3.20 3.20 4.00 19.40 215 高速運動業がにから) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水業業の設施(のよどのがよ機関がにかい) 3.20 4.00 1.00 3.40 3.20 3.40 3.20 3.20 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水業業の政施(のよどのがよ機関がにかい) 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.20 3.		204	国土政策(15-1)	3.00	4.00	1.00	2.40	2.71	13.11
207 コミュニティの再生・後生(15-10) 2.80 3.00 1.00 3.80 2.57 13.17 208 少子商酢セなど社会環境に対応したまちづく(16-0) 3.40 3.80 1.20 3.80 3.00 15.20 209 災害に強い害らづく(16-0) 3.40 3.80 3.80 1.00 3.40 3.29 15.09 210 まもの社会基盤整備等の適宜化(15-0) 3.80 3.80 3.80 1.00 3.20 3.20 3.20 14.80 211 住宅を実(15-10) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.20 14.80 212 安全・安心な信宅(15-10) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 就定を実(15-11) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 就定を実(15-12) 3.40 3.80 1.00 3.00 3.14 14.34 2.15 高速道路井化(15-16) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水改革の転送(かど)のが 人情徳(15-17) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水改革の転送(かど)のが 人情徳(15-17) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 3.20 1.20 4.40 3.20 3.00 3.14 14.94 2.20 中央教育委員会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会		205	過疎地域の対策(15-2)	3.20	3.40	1.00	2.40	2.71	12.71
208		206	地域主権・人にやさしいまちづくり(15-4)	2.20	3.20	1.00	3.00	2.43	11.83
209		207	コミュニティの再生・保全(15-5)	2.80	3.00	1.00	3.80	2.57	13.17
210 まちの社会基盤整備等の適正化(15-8) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.00 14.80 211 住宅政策(15-10) 3.60 3.80 3.80 1.00 3.20 3.29 14.89 212 安全・安心な住宅(15-10) 3.80 3.80 3.80 1.20 4.00 3.29 16.09 213 安選基本法の制定(15-11) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 航空政策(15-12) 3.40 3.80 1.00 3.00 3.14 14.34 215 高速選務無料化(15-16) 4.40 4.00 3.20 3.80 4.00 19.40 216 (運輸安全委員会)(販务)の股票(安全管理の機能)(15-17) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水政策の転換(かどりのダム構想)(15-21) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 数育 218 日本国教育基本法案(2-1) 4.60 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 3.60 1.00 3.20 3.00 1.30 221 限場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-40 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.71 222 教育の第日(2-5) 3.80 3.60 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教育の政主教の元実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.60 2.71 12.71 224 少人教学報(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無理(12-9) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機能(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 3.14		208	少子高齢化など社会環境に対応したまちづくり(15-6)	3.40	3.80	1.20	3.80	3.00	15.20
211 住宅政策(15-9) 3.60 3.80 1.00 3.20 3.29 14.89 212 安全・安心な住宅(15-10) 3.80 3.80 1.20 4.00 3.29 16.09 213 交通基本法の制定(15-11) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 航空政策(15-12) 3.40 3.80 1.00 3.00 3.14 14.34 215 高速退路無料化(15-16) 4.40 4.00 3.20 3.80 4.00 19.40 216 「運輸安全委員会」(仮称)の設置(安全管理の撤退(15-17) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水政策の転換(みどりのダム構態)(15-21) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 数育 218 日本国教育基本法策(12-1) 4.60 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の財産(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 3.00 221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の免责(12-4) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の責任をの免责(12-4) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-4) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-4) 3.80 3.80 1.00 3.20 3.14 14.34 226 高等教育の機会の保険(12-9) 3.80 3.80 1.00 2.60 2.71 13.14 226 高等教育の機会の保険(12-9) 3.80 3.80 1.00 2.60 2.14 3.14 226 高等教育の機会の保険(12-9) 3.80 3.80 1.00 2.60 2.14 3.14 227 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 228 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 228 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 229 229 3.80 220 229 3.80 220 220 222 3.80 221 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 222 223 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 223 324 325 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 326 32		209	災害に強いまちづくり(15-7)	3.40	4.00	1.00	3.40	3.29	15.09
212 安全・安心な住宅(16-10) 3.80 3.80 1.20 4.00 3.29 16.09 213 交通基本法の制定(16-11) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 机空放策(16-12) 3.40 3.80 1.00 3.00 3.14 14.34 215 高速道路無料化(16-16) 4.40 4.00 3.20 3.80 4.00 19.40 216 「連接安全委員会(仮称)の設置(安全管理の徹底)(16-17) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水放策の経験(みどりのダム構想)(16-21) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 数育 218 日本国教育基本法案(12-1) 4.60 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 13.00 221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の充案(12-6) 3.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 223 教員の質と敬の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人教学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の機会の保障(12-2) 3.80 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 英等教育の機会の保障(12-2) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14 227 228 229 229 229 229 229 229 229 229 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220 220		210	まちの社会基盤整備等の適正化(15-8)	3.80	3.80	1.00	3.20	3.00	14.80
213 交通基本法の制定(15-11) 3.80 4.20 2.20 3.80 3.14 17.14 214 航空政策(15-12) 3.40 3.80 1.00 3.00 3.14 14.34 215 憲進選務無料化(15-18) 4.40 4.00 3.20 3.80 4.00 19.40 216 「運輸安全委員会」(仮称)の設置(安全管理の職能)(15-17) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水政策の転換(みどりのダム構想)(15-21) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 教育 218 日本国教育基本法案(12-1) 4.60 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 13.00 221 環境の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の完実(12-6) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と敬の元実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学様(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無機化(12-8) 3.80 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保険(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		211	住宅政策(15-9)	3.60	3.80	1.00	3.20	3.29	14.89
214 航空政策(15-12) 3.40 3.80 1.00 3.00 3.14 14.34 1.00 2.15 高速道路無料化(15-16) 4.40 4.40 4.00 3.20 3.80 4.00 19.40 216 「運輸安全委員会」(仮称)の設置(安全管理の撤席)(15-17) 4.40 4.20 1.00 4.00 3.71 17.31 217 治水政策の転換(みどりのダム構想)(15-21) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 数育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 1.300 2.20 2.21 12.31 222 教育予算の充実(12-6) 3.80 2.80 3.20 1.00 2.40 2.71 12.71 2.23 教員の責任数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人教学報(12-7) 3.40 3.60 3.80 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の構造の発展(12-9) 3.80 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.		212	安全・安心な住宅(15-10)	3.80	3.80	1.20	4.00	3.29	16.09
215 高速道路無料化(15-16)		213	交通基本法の制定(15-11)	3.80	4.20	2.20	3.80	3.14	17.14
216 「運輸安全委員会」(仮称)の設置(安全管理の機能)(15-17)		214	航空政策(15-12)	3.40	3.80	1.00	3.00	3.14	14.34
217 治水政策の転換(みどりのダム構想)(15-21) 3.20 4.00 1.00 3.40 2.86 14.46 218 日本国教育基本法案(12-1) 4.60 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 13.00 221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の充実(12-5) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-8) 3.80 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保険(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14 226 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14 226 3.60 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.80 3.		215	高速道路無料化(15-16)	4.40	4.00	3.20	3.80	4.00	19.40
数有 218 日本国教育基本法案(12-1) 4.60 3.20 1.20 3.40 3.29 15.69 219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 13.00 221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の充実(12-6) 3.80 2.80 3.20 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の機会の保険(12-9) 3.80 3.80 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14		216	「運輸安全委員会」(仮称)の設置(安全管理の徹底)(15-17)	4.40	4.20	1.00	4.00	3.71	17.31
219 教育の責任の明確化(12-2) 3.80 3.60 1.00 3.40 3.14 14.94 220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 13.00 221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の充実(12-5) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		217	治水政策の転換(みどりのダム構想)(15-21)	3.20	4.00	1.00	3.40	2.86	14.46
220 中央教育委員会の設置(12-3) 3.80 2.00 1.00 3.20 3.00 13.00 221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の充実(12-5) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3.14 3	教育	218	日本国教育基本法案(12-1)	4.60	3.20	1.20	3.40	3.29	15.69
221 現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4) 3.00 3.00 1.00 2.60 2.71 12.31 222 教育予算の充実(12-5) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		219	教育の責任の明確化(12-2)	3.80	3.60	1.00	3.40	3.14	14.94
222 教育予算の充実(12-5) 3.80 2.80 1.00 2.40 2.71 12.71 223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無價化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		220	中央教育委員会の設置(12-3)	3.80	2.00	1.00	3.20	3.00	13.00
223 教員の質と数の充実(12-6) 2.80 3.20 1.00 2.00 2.57 11.57 224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無僕化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		221	現場の教育は「学校理事会」による地域立学校で(12-4)	3.00	3.00	1.00	2.60	2.71	12.31
224 少人数学級(12-7) 3.40 3.60 1.00 3.20 3.14 14.34 225 教育の無償化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		222	教育予算の充実(12-5)	3.80	2.80	1.00	2.40	2.71	12.71
225 教育の無償化(12-8) 3.80 1.60 1.00 2.20 2.29 10.89 226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		223	教員の質と数の充実(12-6)	2.80	3.20	1.00	2.00	2.57	11.57
226 高等教育の機会の保障(12-9) 3.60 3.80 1.00 2.60 2.14 13.14		224	少人数学級(12-7)	3.40	3.60	1.00	3.20	3.14	14.34
		225	教育の無償化(12-8)	3.80	1.60	1.00	2.20	2.29	10.89
227 奨学金制度改革(12-10) 3.80 3.20 1.00 2.40 2.71 13.11		226	高等教育の機会の保障(12-9)	3.60	3.80	1.00	2.60	2.14	13.14
		227	奨学金制度改革(12-10)	3.80	3.20	1.00	2.40	2.71	13.11

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	228	私立学校改革(12-11)	3.00	3.00	1.00	3.20	2.43	12.63
	229	私立学校通学者への支援(12-12)	3.40	2.60	1.00	2.80	2.43	12.23
	230	学習指導要領の大綱化(12-13)	2.60	2.80	1.00	2.40	2.14	10.94
	231	いじめ問題(12-14)	2.40	3.80	1.00	2.40	2.57	12.17
	232	教科書検定及び採択について(12-15)	3.80	3.40	1.00	3.00	2.71	13.91
	233	拡大教科書の充実(12-16)	3.80	4.00	1.00	3.20	2.57	14.57
	234	スクールカウンセラー及びガイダンスカウンセラー制度の充実(12-19)	4.00	4.00	2.20	3.80	3.00	17.00
	235	大学改革と国の支援のあり方(12-20)	2.80	3.20	1.00	2.80	2.57	12.37
	236	専修・各種学校の充実(12-21)	2.40	3.00	1.00	2.60	2.43	11.43
	237	学校図書館の整備等(12-22)	3.40	3.40	1.00	3.20	2.57	13.57
	238	社会ルールの学習(12-23)	3.40	3.20	1.00	2.40	2.43	12.43
	239	生涯学習の充実(12-24)	3.20	3.20	1.00	3.00	2.57	12.97
	240	統合教育・障がい児教育の推進(12-25)	3.60	3.40	1.00	3.00	2.86	13.86
	241	国内外における日本語教育の充実(12-26)	3.20	3.80	1.00	3.00	3.29	14.29
	242	校庭の芝生化(12-36)	3.80	4.00	1.00	3.40	2.71	14.91
	243	国際交流の推進(12-37)	2.60	4.00	1.00	3.00	2.57	13.17
	244	科学技術人材の育成強化(12-39)	3.80	3.00	1.00	3.80	3.43	15.03
環境	245	「グッド滅税バッド増税」(5-10)	2.40	3.20	1.00	2.40	3.14	12.14
	246	地球温暖化対策税、自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化(5-11)	4.20	3.80	1.00	4.20	3.86	17.06
	247	環境政策(全般)(9-1)	3.00	4.20	1.00	2.40	3.14	13.74
	248	民主党「脱地球温暖化 戦略」の推進(9-2)	4.60	4.60	3.40	4.20	4.00	20.80
	249	実効ある国内排出権取引市場の創設(9-3)	4.00	4.00	1.00	3.40	3.43	15.83
	250	主導的な環境外交の展開(9-4)	3.60	4.00	1.00	2.60	3.00	14.20
	251	地球温暖化対策税の創設(9-5)	4.60	4.20	1.40	4.20	3.29	17.69
	252	オゾン層破壊防止・フロン回収(9-6)	4.00	4.40	1.00	3.80	3.43	16.63
	253	グリーン契約(9-7)	2.40	3.80	1.20	3.40	2.14	12.94
	254	環境教育(9-8)	3.20	4.00	1.20	3.60	2.86	14.86
	255	化学物質対策(9-10)	4.00	4.00	1.20	3.80	3.43	16.43
	256	シックハウス対策(9-11)	3.80	4.00	1.40	3.60	3.29	16.09
	257	殺虫剤による健康被害(化学物質過敏症や急性中毒等)対策(9-12)	4.00	4.40	2.20	3.80	3.29	17.69
	258	総合的な廃棄物・リサイクル対策(9-13)	4.20	4.00	1.00	4.20	3.29	16.69
	259	デポジット制度(9-14)	3.80	4.00	1.00	3.80	3.00	15.60
	260	/ンアスペスト社会の実現(9-15)	4.00	4.00	1.40	4.00	3.14	16.54

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	261	個別リサイクル法の改正(9-16)	3.80	4.20	1.00	3.20	3.14	15.34
	262	アセスメント・市民参加(9-17)	3.00	3.80	1.00	2.20	2.57	12.57
	263	環境産業・技術等の振興(9-18)	3.20	3.00	1.00	2.60	2.86	12.66
	264	生物多様性の保全(野生生物保護)(9-19)	4.00	3.40	1.00	4.00	3.00	15.40
	265	移入種対策(外来生物対策)(9-21)	3.40	3.80	2.20	2.60	2.71	14.71
	266	クマ対策(9-22)	2.80	3.80	1.00	2.60	2.29	12.49
	267	自然環境保護(9-23)	2.40	3.60	1.00	2.20	2.57	11.77
	268	里地・里山の保全(9-24)	3.20	3.60	1.00	2.80	2.71	13.31
	269	新エネルギー・省エネルギー技術の推進(10-2)	3.60	3.80	3.40	2.80	3.14	16.74
	270	環境・エネルギー効率化における新たな国際協力の推進(10-4)	2.60	3.20	1.00	2.20	2.57	11.57
	271	「国際エネルギー効率化計画 2030」の実現(10-5)	2.40	3.40	1.00	2.40	2.57	11.77
	272	環境保全型農業の推進(14-12)	3.40	3.80	1.00	3.40	3.00	14.60
	273	都市型農業の振興(14-13)	3.20	3.60	1.00	2.20	2.43	12.43
	274	交通面における環境負荷の軽減(15-14)	4.00	4.00	1.20	4.00	3.57	16.77
外交·安保	275	イラク問題: 航空自衛隊のイラク派遣を直ちに終了(2-1)	3.20	4.00	1.00	3.20	3.00	14.40
	276	新時代の日米同盟の確立(2-2)	3.80	3.80	1.00	2.40	2.71	13.71
	277	在日米軍再編問題(2-3)	4.00	4.00	1.20	2.80	3.14	15.14
	278	アジア外交の強化(2-4)	3.00	2.80	1.00	2.20	2.71	11.71
	279	日中関係(2-5)	3.20	4.00	1.00	2.40	3.00	13.60
	280	台湾問題(2-6)	3.00	3.60	1.00	3.20	3.00	13.80
	281	日朝関係: 拉致・核・ミサイル問題への対応(2-7)	3.40	3.60	1.20	2.40	2.86	13.46
	282	日韓関係(2-8)	2.60	3.40	1.00	2.60	2.57	12.17
	283	領土・領海の保全(2-9)	3.00	3.20	1.00	2.40	2.57	12.17
	284	日露関係(2-10)	2.60	3.60	1.00	2.20	2.71	12.11
	285	南西アジア地域との関係(2-11)	2.40	3.40	1.00	2.20	2.57	11.57
	286	テロへの取り組み/テロ特措法延長の対応(2-12)	3.20	3.60	1.00	2.40	2.71	12.91
	287	中東情勢(2-13)	2.40	2.80	1.00	2.20	2.57	10.97
	288	欧州・EUとの関係(2-14)	2.40	3.80	1.00	2.40	2.29	11.89
	289	ODAの抜本見直し(2-16)	2.80	3.00	1.00	2.40	2.86	12.06
	290	国連改革(2-17)	3.80	3.60	1.00	2.40	2.71	13.51
	291	核廃絶の先頭に立つ(2-18)	3.00	3.80	1.00	2.40	2.71	12.91
	292	ミサイル防衛への対応(2-19)	2.60	3.20	1.00	2.40	2.43	11.63
	293	情報収集・分析体制の強化(2-20)	3.00	4.00	1.00	2.40	2.43	12.83

政策分野	ID	個別政策	what	why	when	how	appeal	total
	294	自衛権の行使は専守防衛に限定(2-21)	3.60	3.40	1.40	2.40	2.14	12.94
	295	国連平和活動への積極参加(2-22)	3.20	3.60	1.20	2.20	2.43	12.63
	296	戦後処理問題(3-6)	4.00	4.00	1.40	4.00	3.29	16.69
	297	北方領土問題(3-14)	2.80	3.60	1.40	2.80	2.86	13.46
	298	国際連帯税の検討(5-9)	2.20	3.00	1.00	2.20	2.57	10.97
	299	エネルギー戦略外交の強化(10-3)	3.60	3.80	1.00	2.00	2.86	13.26
	300	難民認定委員会の創設・難民の生活支援(11-18)	4.00	4.00	1.00	3.80	3.00	15.80

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。

注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

Ⅲ. 2007年参議院選挙マニフェストの個別政策評価(難易度・進捗度・達成度)

図表4-6:自民党マニフェスト

本华八 服	īD	/FEI Pul Tita des	## 9 4	2008:	年評価
政策分野	ID	個別政策 	難易度	進捗度	達成度
政治	1	新憲法制定の推進(1-1)	0.6	8	4.8
	2	政治資金の一層の透明化 (1-30)	0.3	19	5.7
	3	首長の多選禁止(1-31)	0.7	10	7
	4	党改革・国会改革のさらなる断行 (1-32)	0.3	16	4.8
行財政	5	歳出・歳入一体の財政構造改革 (1-17)	0.7	13	9.1
	6	国家公務員の総人件費改革 (1-18)	0.3	18	5.4
	7	中央省庁改革の推進(1-19)	0.6	6	3.6
	8	公共サービス改革(市場化テスト)の推進(1-20)	0.4	16	6.4
	9	電子政府・電子自治体の推進 (1-21)	0.3	16	4.8
	10	独立行政法人改革の徹底 (1-22)	0.6	16	9.6
	11	公益法人改革の促進 (1-23)	0.4	19	7.6
	12	時代のニーズに応える新郵政事業の展開の支援(1-24)	0.3	8	2.4
	13	地方の行政改革の推進(1-25)	0.5	19	9.5
	14	公務員制度改革(1-26)	0.7	18	12.6
	15	道州制の導入の推進 (1-27)	0.6	16	9.6
	16	地方分権改革の推進(1-28)	0.7	14	9.8
	17	地域間・地方自治体間の財政力格差の縮小 (1-29)	0.4	18	7.2
	18	「ふるさと」を大切にする気持ちを支援 (2-94)	0.3	20	6
	19	システム効率化・集中化の推進 (2-97)	0.5	8	4
	20	社会資本整備の重点的な推進と国の役割 (3-133)	0.4	16	6.4
経済	21	地域雇用対策の推進(2-82)	0.3	16	4.8
	22	中小企業金融の拡充・強化 (2-83)	0.3	19	5.7
	23	構造改革特区の推進 (2-84)	0.3	21	6.3
	24	地域再生の推進 (2-85)	0.4	17	6.8
	25	地域資源等を活用した中小企業の活性化 (2-86)	0.3	16	4.8
	26	企業立地の促進等による地域の活性化 (2-87)	0.3	16	4.8
	27	中心市街地の活性化によるにぎわいの創出 (2-89)	0.3	16	4.8
	28	観光立国の実現 (2-90)	0.5	18	9

7L 647 () 107		ID DI TLAY	## 5 +	2008	年評価
政策分野	ID	個別政策	難易度	進捗度	達成度
	29	科学技術による地域製造産業再生や地域活性化 (2-91)	0.3	16	4.8
	30	地域中小企業再生ネットワークの創設 (2-92)	0.2	16	3.2
	31	頑張る地方応援プログラムの推進 (2-93)	0.2	16	3.2
	32	入札契約制度の改革と建設業の活力の回復 (2-95)	0.3	16	4.8
	33	コミュニティビジネス支援 (2-96)	0.2	16	3.2
	34	沖縄振興と沖縄科学技術大学院大学構想の実現 (2-98)	0.4	16	6.4
	35	「科学技術創造立国」による国際競争力の強化 (2-103)	0.3	16	4.8
	36	基礎科学・基礎研究の振興と国家基幹技術の開発 (2-104)	0.3	16	4.8
	37	宇宙基本法の制定と宇宙産業の育成 (2-108)	0.3	18	5.4
	38	経済成長戦略の確実な実行 (2-109)	0.7	15	10.5
	39	M&Aルールの点検 (2-110)	0.4	17	6.8
	40	安心して投資できる金融・資本市場の整備 (2-111)	0.5	18	9
	41	規制改革の推進 (2-112)	0.6	13	7.8
	42	競争政策の充実 (2-113)	0.3	14	4.2
	43	世界トップクラスのコンテンツ産業の育成、感性価値創造の推進(2-114)	0.2	15	3
	44	知的財産戦略の展開 (2-115)	0.5	18	9
	45	ものづくり産業の競争力強化 (2-116)	0.3	14	4.2
	46	サービス産業の生産性向上 (2-117)	0.3	14	4.2
	47	医薬品・医療機器産業、健康関連産業の育成 (2-118)	0.3	16	4.8
	48	海事立国の実現 (2-119)	0.3	18	5.4
	49	国際競争力を強化する人流・物流体系の構築 (2-120)	0.5	16	8
	50	中小企業の事業承継の円滑化 (2-121)	0.3	18	5.4
	51	下請中小企業対策の充実・強化 (2-122)	0.2	18	3.6
	52	小規模・零細企業対策の強化 (2-123)	0.3	16	4.8
	53	情報通信産業 (ICT産業) の国際競争力強化 (2-124)	0.3	17	5.1
	54	暮らしの安全を支えるエネルギー・水・食料の戦略的確保 (2-129)	0.7	14	9.8
	55	地域の創意工夫を活かした都市再生や美しく潤いのある都市・地域づくり (3-134)	0.3	16	4.8
	56	担い手の育成で強い農業の実現 (3-136)	0.3	17	5.1
	57	時代の変化に対応する農地政策の確立 (3-137)	0.4	14	5.6
	58	美味しいニッポンを世界へ (3-138)	0.4	16	6.4
	59	バイオマス・ニッポンを目指して(3-142)	0.3	16	4.8
	60	カ強い水産業の確立 (3-143)	0.4	16	6.4
	61	WTO及びEPA・FTA交渉への全力対応(4-150)	0.6	18	10.8

TL MT () MZ		/TO DUTE Arts	## 5 +	2008	年評価
政策分野	ID	個別政策	難易度	進捗度	達成度
生活	62	地震・防災対策の推進 (2-33)	0.3	16	4.8
	63	災害に強い安全・安心の地域づくりの推進 (2-34)	0.3	16	4.8
	64	消防団等による地域防災力の強化 (2-35)	0.4	16	6.4
	65	犯罪のない世界一安全な国づくり (2-36)	0.4	16	6.4
	66	テロ対策の推進・海上保安体制の充実強化 (2-37)	0.5	16	8
	67	公共交通の安全対策の強化 (2-38)	0.3	17	5.1
	68	飲酒運転の根絶 (2-39)	0.3	17	5.1
	69	犯罪被害者対策の推進 (2-40)	0.3	16	4.8
	70	多重債務者問題の解決 (2-41)	0.6	16	9.6
	71	「振り込め詐欺」被害者の救済と悪質商法の被害防止 (2-42)	0.3	15	4.5
	72	自殺防止総合対策の推進 (2-43)	0.3	16	4.8
	73	住宅・建築物等の身近な安全・安心の確保 (2-44)	0.3	16	4.8
	74	一体的・総合的なパリアフリーの推進 (2-45)	0.2	16	3.2
	75	水俣病、原爆被爆者、アスペスト、公害健康被害者対策の推進 (2-46)	0.3	17	5.1
	76	「食育」一食べる・つくる・育むー (2-47)	0.2	16	3.2
	77	食品の安全確保 (2-48)	0.4	16	6.4
	78	安全・安心な情報通信社会の構築 (2-53)	0.4	16	6.4
	79	製品安全対策の強化 (2-54)	0.2	16	3.2
	80	国民にとってより身近で信頼できる司法の確立 (2-55)	0.2	16	3.2
	81	国民の紛争解決の多様化 (2-56)	0.3	15	4.5
	82	医師不足問題への早急な対応・地域医療の再構築 (2-57)	0.6	13	7.8
	83	教急医療の拡充 (2-58)	0.5	16	8
	84	国民が安心して受けられる医療の確保 (2-59)	0.7	14	9.8
	85	社会保険庁解体の断行と年金記録問題への徹底対応 (2-60)	0.5	12	6
	86	将来とも安定した年金制度の構築 (2-61)	0.8	14	11.2
	87	介護保険制度の着実な実施で老後不安の解消 (2-62)	0.4	16	6.4
	88	健康で安心できる国民生活の確保 (2-63)	0.4	16	6.4
	89	障害者施策の充実・拡充 (2-64)	0.3	16	4.8
	90	子育で家庭支援対策の拡充 (2-65)	0.2	20	4
	91	乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センター等子育てを地域社会で支える体制づくり (2-66)	0.3	14	4.2
	92	待機児童ゼロ作戦の推進と延長保育など多様な保育サービスの拡充(2-67)	0.5	16	8
	93	障害児、病児・病後児保育の拡充 (2-68)	0.3	16	4.8
	94	子育てと仕事の両立のための環境づくり (2-69)	0.2	16	3.2

拉笠八 服	ID.	/ PD DUTA / 455	*# = c	2008:	年評価
政策分野	ID	個別政策 	難易度	進捗度	達成度
	95	虐待から子どもたちを守る (2-70)	0.3	15	4.5
	96	子どもたちが適切に養護を受けられる仕組みの充実(2-71)	0.3	14	4.2
	97	ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方の実現 (2-72)	0.5	12	6
	98	女性の意欲・能力を活かせる環境づくり(2-73)	0.3	16	4.8
	99	「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築(2-75)	0.3	16	4.8
	100	若者の雇用機会の確保 (2-76)	0.3	16	4.8
	101	団塊世代を活用した「新現役チャレンジプラン」の創設(2-77)	0.3	16	4.8
	102	団塊世代の意欲や活力を活かし、その技能を次世代に継承できる仕組みづくり (2-78)	0.3	14	4.2
	103	高齢者の活躍の場の一層の拡大 (2-79)	0.2	14	2.8
	104	障害者の就労支援の抜本的強化 (2-80)	0.3	16	4.8
	105	働く人の公正な処遇に向けた取組みとパート労働者の待遇改善 (2-81)	0.5	17	8.5
	106	デジタル・ディバイドの解消 (2-88)	0.3	15	4.5
	107	コミュニティ基本法の制定等による地域コミュニティ活動の支援 (2-99)	0.3	10	3
	108	NPOの育成・支援(2-100)	0.3	15	4.5
	109	「美しい国」の実現に向けた文化芸術の振興(2-102)	0.1	16	1.6
	110	地理空間情報を高度に活用する社会 (2-107)	0.3	15	4.5
	111	ICTを活用した生産性の向上 (2-125)	0.4	11	4.4
	112	情報通信 (ICT) による住みやすい社会の建設 (2-126)	0.4	11	4.4
	113	通信・放送分野における改革の推進 (2-127)	0.5	11	5.5
	114	テレワークの推進 (2-128)	0.6	9	5.4
	115	広域ブロックの発展を目指す国土づくりと離島・半島・豪雪地帯・過疎・山村等の振興(3-130)	0.3	15	4.5
	116	地域の活力を高める交通施策の推進 (3-131)	0.3	16	4.8
	117	真に必要な道路の整備促進及び高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化 (3-132)	0.4	16	6.4
	118	「200 年住宅ビジョン」の推進ーより長く大事に、より豊かに、より優しく一 (3-135)	0.3	16	4.8
	119	消費者重視の農業へ (3-139)	0.3	16	4.8
	120	都市と農山村交流等による農山村の活性化 (3-140)	0.2	16	3.2
	121	中国残留邦人への新たな支援(4-151)	0.2	16	3.2
教育	122	教員の資質・能力の向上 (1-2)	0.5	17	8.5
	123	安全・安心な教育環境の整備 (1-3)	0.4	16	6.4
	124	学校・家庭・地域の連携(1-4)	0.4	16	6.4
	125	幼児教育無償化の検討と教育費負担の軽減 (1-5)	0.5	13	6.5
	126	国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開 (1-6)	0.5	16	8
	127	特色ある私学教育の振興 (1-7)	0.2	16	3.2

亚 英八服	ID	/图 Pul 工产 位生	## B ##	2008	年評価
政策分野	ID	個別政策 	難易度	進捗度	達成度
	128	「確かな学力」と「規範意識」の育成 (1-8)	0.3	16	4.8
	129	青少年の健全な育成 (1-9)	0.3	16	4.8
	130	豊かなスポーツ環境づくり (1-10)	0.3	16	4.8
	131	特別支援教育のさらなる推進 (2-74)	0.3	16	4.8
	132	都市と農山漁村の教育交流(山村留学)等の全国展開 (2-101)	0.2	16	3.2
	133	世界をリードするイノベーション創出人材の育成 (2-105)	0.4	15	6
環境	134	渇水対策で水資源の確保 (2-49)	0.4	8	3.2
	135	3Rを通じた持続可能な資源循環 (2-50)	0.6	17	10.2
	136	生活環境対策の充実・強化 (2-51)	0.4	14	5.6
	137	美しく活力のある自然と共生する地域づくり(2-52)	0.4	16	6.4
	138	科学技術による環境問題の克服と経済成長の両立 (2-106)	0.6	16	9.6
	139	「美しい森林(もり)づくり」と地球温暖化の防止(3-141)	0.3	17	5.1
	140	京都議定書目標の確実な達成に向けた制度等、あらゆる面からの抜本的強化 (3-144)	0.6	12	7.2
	141	世界に先駆けた「低炭素社会づくり」に向けた国民運動の推進 (3-145)	0.3	16	4.8
外交•安保	142	国家の安全保障政策の強化と官邸の司令塔機能の強化 (1-11)	0.5	15	7.5
	143	国家の情報機能の強化 (1-12)	0.6	16	9.6
	144	安全保障の法的基盤の再構築 (1-13)	0.7	10	7
	145	国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化 (1-14)	0.5	20	10
	146	新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化 (1-15)	0.5	19	9.5
	147	技術開発と共同研究の抜本的な改革 (1-16)	0.5	12	6
	148	わが国の総合的な外交力の強化(4-146)	0.5	12	6
	149	日米同盟に立脚した価値観を共有する国々との連携強化、「自由と繁栄の弧」の形成(4-147)	0.6	12	7.2
	150	アジア・ゲートウェイ構想の推進、アジア地域への主導力の発揮 (4-148)	0.5	16	8
	151	領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築 (4-149)	0.7	16	11.2
	152	国家の威信をかけ拉致問題を解決 (4-152)	0.7	18	12.6
	153	北海道洞爺湖サミットに向け「環境外交」の戦略的な展開 (4-153)	0.7	16	11.2
	154	自衛隊の海外での国際平和協力活動の推進 (4-154)	0.5	20	10
	155	国際平和協力に関する一般法の制定 (4-155)	0.6	15	9

注1:個別政策の内容は見出しのみ。具体的な公約内容は実際のマニフェストを参照のこと。 注2:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

図表4-7:公明党マニフェスト

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008:	08年評価	
以東方到	ID		無勿反		達成度	
政治	1	18歳選挙権を実現します。(6-8-1)	0.8	15	12	
	2	永住外国人の地方選挙権の付与を実現します。(6-8-2)	0.8	12	9.6	
	3	戸別訪問による選挙運動の解禁を実現します。(6-8-3)	0.4	8	3.2	
	4	次期国会で衆参両院に設置される憲法審査会での議論を深め、国民的な議論を喚起します。(6-8-4)	0.4	6	2.4	
	5	憲法審査会での3年間の議論を踏まえ、3年後を目途に加憲案をまとめることを目指します。(6-8-5)	0.5	3	1.5	
行財政	6	徹底した「事業仕分け作戦」で、効率的な政府に(2-1-1)	0.6	10	6	
	7	世界トップ!レベルのムダのない効率的な行政をめざし、国・地方を通じ、公務員数を1割削減します(国家公務員・約33万人=200	0.4	16	6.4	
		5年3月現在、地方公務員・約308万人=2004年4月現在)。(2-2-1)				
	8	天下り問題の抜本的解決のため、専門スタッフ職の整備や定年の引き上げなど、天下り排除の人事システムに改革します。公務員	0.7	18	12.6	
	9	の労働基本権について、改革の方向で見直しを行います。(2-2-2) 公務員給与について、地域の民間給与を一層反映させること等により、地方公共団体の歳出を削減します。(2-2-3)	0.4	16	6.4	
	10	な物質和サにプレビ、地域の氏間和サと一層及味でともこと等により、地方な大凹体の風出を削減します。(ビエーコ) 独立行政法人の徹底した効率化・合理化を実現するため、101の全法人を対象とした本格的な見直しを実施します。また、社会情	0.4	16	6.4	
	10	独立11以及人の版化したが中心。日本10と天然するから、10100年22人と外外とした。本語ロウル光通しと天泥します。 さん、社芸 旧 勢の変化により迅速に対応するため、より短めの中期目標期間を設定します。(2-2-4)	0.6	16	9.6	
	11	国民の信頼の得られる透明な政策決定プロセスを確立するため、国及び地方のすべての審議会、懇談会等について、その必要				
		性、委員数、委員報酬、情報公開等の観点から見直しを行います。(2-2-5)	0.2	5	1	
	12	国・地方を通じて行政のオンライン化を推迦するとともに、国・自治体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を201 0年度までに50%以上にします。特に、自治体においては、公共施設の予約や各種イベントの申し込みなど住民に身近な行政サービスのオンライン利用率の向上を図ります。(2-2-6)	0.3	16	4.8	
	13	地方公共団体において市場化テストの活用の推進が図られるよう、必要な環境を整備します。(2-2-7)	0.4	10	4	
	14	国の公共事業費については、予算の重点化・効率化を進め、ムダな公共事業をなくすことは当然として、経済動向を勘案しつつ、一層の縮減を図ります。なお、この間、公共事業コストの縮減により、所要の事業量を確保するとともに、官公需について、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国等の中小企業向け契約目標を拡大します。(2-2-8)	0.4	18	7.2	
	15	構造が複雑で透明性の低い「特別会計」については、廃止を含め合理化を進めます。(2-2-9)	0.6	17	10.2	
	16	特殊法人等の役員の公共工事受注企業への天下りを原則禁止します。(2-3-1)	0.3	13	3.9	
	17	指名競争入札制度を原則廃止し、技術力など一定の条件を満たせば、誰でも参加できる一般競争入札、電子入札等を拡大し、入 札改革を断行します。(2-3-2)	0.4	19	7.6	
	18	談合企業へのペナルティーとして、指名停止期間を現行の最長1年から2年へ引き上げます。(2-3-3)	0.2	21	4.2	
	19	新しい国と地方の関係の構築に向けて、国から地方への権限・財源の移譲を進め、「地方分権改革一括法」を制定します。中長期	0.6	15	9	
		的な課題として、道州制への移行を積極的に推進します。(2-4-1)	0.0			
	20	地域間における財政格差、税源偏在の是正に向けた措置について検討するとともに、将来的には、国一地方の税源比率を1対1に	0.4	17	6.8	
		することをめざします。地域活性化の観点から、「ふるさと納税制度」(仮称)の導入に向けて検討します。(2-4-2)	5.7	.,	0.0	
	21	市町村合併を強力に進め、1000自治体をめざします。(2-4-3)	0.6	13	7.8	
	22	自動車関係諸税は、公共事業5ヵ年計画や道路特定財源のあり方の検討にあわせ、見直します。その際、特に自動車重量税については、その財源が本来の道路整備事業に活用されていない現状にかんがみ、例えば、暫定税率の引き下げにより納税者に還元することや、その使途のあり方を検討することなど、見直します。(2-5-1)	0.4	18	7.2	

政策分野		個別政策	難易度	2008年評価	
	ID	凹別以來	無勿反	進捗度	達成度
	23	日本経済の活性化とより良い郵便局サービスの提供を目的とする郵政民営化は、「構造改革」の要であり、時機を失しない速やかな改革推進が何よりも大事だと考えます。総選挙後の国会で、改めて、郵政民営化法案の成立に万全を期します。(6-8-6)	0	21	0
経済	24	異分野の中小企業同士が連携して新事業を創出することを強力に支援します。連携を行う企業グループを新たに1000グループ構	0.3	15	4.5
_		築するなど連携促進を図ります。(4-7-1)			
	25	中小企業のペテランの技能・技術を若手技術者が継承しやすくするために、技能・技術を教育プログラムとして体系化を行い、大学 等の教育機関で100講座を開設し若手人材を育成します。(4-7-2)	0.4	12	4.8
	26	経済成長の原動力となる地域・中小企業の活力を引き出すため、「経済成長戦略大綱」を推進します。(4-7-3)	0.3	16	4.8
	27	中小企業予算(2007年度1625億円)の倍増をめざします。また、地域中小企業応援ファンドを積極的に活用します。(4-7-4)	0.5	13	6.5
	28	成長力底上げ戦略に基づき、最低賃金法の改正や障害者の工賃倍増5カ年計画、下請取引適正化ガイドラインの策定、下請代金 支払遅延等防止法及び独占禁止法の執行強化などの諸施策を講じ、個人間格差の固定化を防ぎます。(4-7-5)	0.5	16	8
	29	産業活力再生や企業立地促進など中小企業対策の推進などにより地域の活性化を進めます。「頑張る地方応援プログラム」を推進するとともに、地域の資源を活用した中小企業支援など5年間で1000の「中小企業地域資源活用プログラム」を策定・実施します。(4-7-6)	0.3	16	4.8
	30	創業・経営革新・事業承継などに関するファンドの強化等の総合的な支援を進めるなど、地域の小規模・零細企業の経営力の強化を図ります。(4-7-7)	0.3	16	4.8
	31	中小零細企業への貸し渋りなどの影響を防ぐため小口零細企業保証制度の導入を実現します。国民生活金融公庫の貸付制度(マ			
		ル経融資)や信用保証制度の充実等により資金調達の円滑化を図ります。(4-7-8)	0.3	16	4.8
	32	中小企業の事業承継の円滑化を支援するため、非上場株式の相談税負担の減免など、事業承継税制の抜本的拡充を図ります。 情報面、税制面、金融面、法制面など中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し総合的対策を講じます。 (4-7-9)	0.3	18	5.4
	33	無担保・無保証の新創業支援制度を拡充するなど、ヤル気のある起業家を支援します。(4-7-10)	0.2	16	3.2
	34	在庫・売掛債権を活用する売掛債権担保融資保証制度を拡充し、新たに在庫(棚卸資産)を担保とする融資についても保証を行う 流動資産担保保証制度を確立します。また、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を確立します。(4-7-11)	0.3	16	4.8
	35	新産業育成、規制改革により、経済を活性化させ、新たな雇用を500万人創出します。(4-7-12)	0.4	16	6.4
	36	「経済成長戦略大綱」の核心であるイノベーションを創出するため、産学官の連携強化による研究開発投資や人材育成など総合的・一体的な推進を図ります。 イノベーションへの民間投資の加速(研究開発、「人財、」「「ひなどを図ります。また、環境、バイオ、情報通信、ナノテクなどの重点戦略分野への重点投資を行います。特に、ロボット、燃料電池、次世代環境航空機、宇宙利用など、近い将末に実用化が見込まれ人々の暮らしをより良くすることが期待できる研究開発に対して、大規模かつ先行的に集中投資します。(4-7-13)	0.5	17	8.5
	37	中小企業の事業再生のため必要な資金を供給する環境を整備するとともに、再チャレンジに関する気軽に利用できる相談窓口を全国約350カ所に開設し中小・小規模企業の再生や再チャレンジの取り組みを支援します。 中小企業の事業再生のため、中小企業再生支援協議会の全国組織を中心に中小企業再生支援協議会・再生ファンド等を一体的に連携させる「地域中小企業再生ネットワーク」を創設します。(4-7-14)	0.2	16	3.2
	38	やる気のある商店街を支援するために、中心市街地活性化人材支援事業などの予算(2007年度103億円)を倍増します。また、 IT 商店街の推進や少子高齢化等に対応した商業サービスの提供、空き店舗を利用した保育施設支援など、商店街を地域コミュニティの顔として住民が憩える場所として活性化する商店街の取り組みを支援します。(4-7-15)	0.3	16	4.8
	39	女性が創業するための「低利融資制度」の拡充など、SOHO も含めて女性起業家への支援を拡充します。(4-7-16)	0.2	16	3.2
	40	高い能力と経験を持ったペテラン人材が第一線を退いた後もその力を生かして企業や教育の現場で活躍し続けられるような、地域 ぐるみの支援環境を整備します。また、優れたノウハウや幅広い人脈を持つ大企業の OB などの人材を、新事業の展開などに悩む中小企業に派遣します。そのために、企業の OB 等の登録数を1万人にします(2007年度1月末現在登録数:6520人)。 (4-7-17)	0.2	19	3.8
	41	2007年度で繊維特別対策が終了する繊維産業については、「よろず相談窓口」を設置し、横断的施策の活用を推進します。 (4-7-18)	0.1	9	0.9

れ人材 43 アジア 44 日本の 体的に	個別政策 ト・ジャパン・キャンペーンを促進するなど、外国人観光客を2010年までに1000万人にします。そのために、外国人受け入 オの育成や外国語表示の観光案内を充実させます。(4-11-1) 諸国との EPA(経済連携協定)や FTA(自由貿易協定)を積極的に推進し、アジア地域の経済安定に貢献します。(6-1-1)	難易度 0.3 0.6	進捗度 20	達成度
れ人材 43 アジア 44 日本の 体的に	オの育成や外国語表示の観光案内を充実させます。(4-11-1)		20	6
43 アジア 44 日本の 体的に	諸国との EPA(経済連携協定)や FTA(自由貿易協定)を積極的に推進し、アジア地域の経済安定に貢献します。(6-1-1)		20	
44 日本の体的に		0.6		-
体的に	5.人科 次上十月ナ - 尼弘吉林で辞在上のようよの 1.1 - ついつにする 8.同 - は上に次上7 開放人科 1.5. も - ナリン ナ上 - 目		18	10.8
どのイ	の金融・資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、アジア経済の発展・拡大に資する国際金融センターをめざします。具 には、アジアに貫敵し、アジアの活力を取り込むよう、直接資金を供給できる仕組みや取引所の強化、空港アクセスの改善な (ンフラ整備、市場関係者の人材・専門家の育成など、計画的・一体的に整備します。(6-1-4)	0.6	8	4.8
	手当の支給対象を中学3年生まで引き上げます。また、次の段階として支給額も第1子1万円、第2子1万円、第3子以降2万 - 倍増をめざします。(1-1-1)	0.4	6	2.4
46 出産育	育児一時金を現行35万円から50万円への引き上げをめざします。(1−1−2)	0.3	6	1.8
	所受け入れ児童数を拡大します。いつでも誰でも利用できる「保育サービス」、延長保育、休日保育、保育ママなど多様なサー ・拡大します。(1-1-3)	0.5	16	8
	小児科など医師が不足している特定の診療科に対して診療報酬の引き上げなどにより増員を図るとともに、小児教急医療体 整備(24時間対応可能)を含め、小児医療、周産期医療の提供体制の充実を図ります。(1-1-4)	0.6	16	9.6
	木業の取得や短時間勤務の導入を奨励するため、100人未満の中小企業に対し、育児休業取得者1人当たり100万円の助	0.3	16	4.8
	テラなどの支援の拡大を進めます。(1-1-5)			
	で支援に積極的に取り組む企業への税制の優遇や社会保険料負担の軽減など支援策を拡充します。(1-1-6)	0.3	13	3.9
	所の託児施設の設置・運営に係る助成を拡大するとともに、こうした施設の地域や他企業への共同利用を進めます。(1-1-7)	0.3	16	4.8
	↑護休業制度の普及拡大を図るため、分割取得や短時間利用を認めるなど柔軟性の高い制度へと改善します。また、父親の 参加を促すため、育児休業を父親が必ず何日か取得する「父親割り当て制」(ババ・クオータ)を導入します。(1-1-8)	0.5	9	4.5
53 つどい	・の広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など地域子育て支援体制を充実します。(1-1-9)	0.2	16	3.2
	本労働の割増賃金の引き上げやサービス残業の取り締まり強化など長時間労働対策を進めるとともに、メンタルヘルス(心の対策等の強化で職場環境を改善します。(1-1-10)	0.3	16	4.8
	川緑機会の充実やトライアル雇用の拡充など、母子家庭等が自立できる「正規就労への移行」をハローワーク等と連携を図り	0.2	16	3.2
56 女性の	促進します。(1-1-11) の再就職を支援する相談体制の整備や再雇用制度の導入を進めます。通常労働者とパート労働者の処遇均衡を図るための 整備を推進します。(1-1-12)	0.5	16	8
	自立・挑戦ブラン」の効率化を図り、フリーター、ニートの総合的な若年雇用対策を強力に推進します(教育段階からの予防的 こ重点化を図ります)。(1-1-13)	0.4	16	6.4
58 新規学	学卒者のミスマッチ縮小のための若年者ジョブサポーターを拡充します。(1-1-14)	0.2	16	3.2
59 高校中	中退者再出発支援窓口の導入と推進を図ります。(1-1-15)	0.3	7	2.1
す。生 で気軽	経歴を書き込める「キャリアバスポート」制度を創設します。就職活動の手順が分かる「キャリアマップ」の作成と推進を図りま 涯を通じて教育訓練・スキルアップできるシステムの整備を推進します。パソコンやTT等を活用し、職業教育をいらいろな場所 名「受講できる「日本版ラーンダイレクト(草の根。ーラーニング)」を創設します。社会が必要とする職業能力を身に付けた若者 が「証明書」を発行する仕組み「YESープログラム(若年者就職基礎能力支援事業)」の整備、推進を図ります。(1–1–16)	0.2	16	3.2
61 子育で	て世代の経済的負担を軽減するために、優良住宅を提供する支援策を促進します。(1-1-17)	0.2	14	2.8
	本等の賃貸住宅供給者と育児・教育施設とのハード・ソフト面での連携(団地の空きスペースを使った保育事業の展開など)を ます。公共(公営・公社・機構)団地内への医院や福祉施設の開設を推進します。(1-1-18)	0.2	8	1.6

办	īD	/田 Pil 五广 华生	難易度	2008	年評価
政策分野	ID	個別政策	無勿及	進捗度	達成度
	63	公営住宅の整備など安心して子育てできる公的住宅の整備による住宅セーフティーネットの確保を図ります。(1-1-19)	0.2	11	2.2
	64	中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します。(1-1-20)	0.1	1	0.1
	65	「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定し、国を挙げて企業と国民が一体となった「働き方改革」を推進します。また、テレワ	0.6	11	6.6
					0.0
	66	幼稚園や保育園の利用料の軽減など、就学前の子育でにかかる負担軽減を推進します。特に、私立幼稚園の就園奨励費を拡充	0.3	16	4.8
		し、公立幼稚園や保育園がない地域の教育費の負担軽減を図ります。(1-1-22)	0.0		1.0
	67	基礎年金番号に続合されていない約5000万件については早急に調査を行い、2008年6月から確認のための手続きを実施し、受 給者へは2008年8月まで、被保険者へは2009年3月までにお知らせします。また、5年の時効を廃止し、過去にさかのぼうての 受給を確実に行うなど、未来受け取ることができる年金額を全額支給します。 年金保険料を納めた領収書等がない場合でも、第 三者委員会で合理的に納付していたことが推定されれば、積極的に年金受給権を認めるようにします。「ねんきん定期便」を拡充 し、08年4月からすべての被保険者に対して、毎年、加入期間、納付履歴等を本人にお知らせできるようにします。(1-2-1)	0.4	14	5.6
	68	基礎年金番号を軸として年金・医療・介護の負担と給付を総合的に管理する総合社会保障口座を創設します。これにより、国民一	0.5	6	3
		人ひとりの自らの社会保障に係る情報の取得を容易にするとともに、負担の総合的な調整が可能となります。(1-2-2)	0.5	О	3
	69	年金制度の財政基盤を安定させるため、2004年の年金改革(「1 0 0年を見通す改革」)の道筋に沿って、2009年度から基礎年	0.6	14	8.4
		金国庫負担割合の2分の1への引き上げを実現します。(1-2-3)	0.0	14	0.4
	70	被用者年金(厚生年金と共済年金)の一元化、女性の年金権の確立ならびに厚生年金、共済年金の個人単位化を進めます。	0.6	15	9
		(1-2-4)	0.0	13	3
	71	国民年金の未納・未加入問題を、年次を区切って解決します。(1-2-5)	0.4	16	6.4
	72	現在2年の年金保険料の事後納付期間を5年に延長する制度を創設し、無年金・低年金の防止を図るとともに、国民年金基金の加	0.4	6	2.4
		入期間の延長や保険料の小口化など利用しやすい制度へと改善します。(1-2-6)	0.1		2.7
	73	社会保険庁の抜本改革を行うため、現行組織を解体し、業務の効率化・民間手法の導入を進めつつ、国民サービスの向上を図る	0.3	16	4.8
		「新組織」へと移行します。(1-2-7)	0.0		1.0
	74	フリーター・ニート対策(雇用機会の提供・確保も含めて)を推進します。(1-2-8)	0.4	16	6.4
	75	議員年金制度については廃止し、最終的には公的年金制度との統合をめざします。当面は、国庫負担を70%から50%へ減額し、	0.2	17	3.4
		議員が受け取る年金は33%減らし、既裁定者の給付額を10%減額します。(1-2-9)	0.2	.,	0.1
	76	中国残留帰国者の生活基盤の安定を図るため、年金制度の充実や新たな給付金制度の創設など、抜本的な支援策を講じます。	0.2	16	3.2
		(1-2-10)	0.2	10	0.2
	77	「がん対策基本法」に基づき、治療の質や情報の地域格差を是正し、がん登録制度の導入も進めつつ、全国どこでも最適ながん治	0.4	16	6.4
		療を受けられる体制を整備します。(1-3-1)	0.1	10	0.4
	78	80歳になっても自分の歯を、20本以上保つために、歯科健診と自己管理を通じて、健康づくりを行う「8020(ハチマルニイマル)」	0.1	16	1.6
		運動を推進します。(1-3-2)	0.1	10	1.5
	79	後期高齢者医療制度のスタートに向けた体制整備、生活習慣病対策を中心とする医療費適正化対策等を強力に推進するととも	0.5	16	8
		に、在宅を含めた地域における医療提供体制の整備を図ります。(1-3-3)	0.0	10	J
	80	医療保険者による特定健診の義務付けを踏まえ、メタボリック症候群の予防・減少の取り組みに対し、関係機関の連携強化を図り	0.2	15	3
		ます。(1-3-4)	0.2	10	J
	81	医療や介護に係る自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図る新たな高額療養費制度を実施します。(1-3-5)	0.6	20	12

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008	年評価	
以東方野	טו	1回 加	無勿塻	進捗度	達成度	
	82	女性専門外来の全都道府県での開設をめざします。(1-3-6)	0.2	9	1.8	
	83	生涯を通じた女性の健康支援を充実させます。(1-3-7)	0.3	16	4.8	
	84	アレルギー疾患対策を抜本的に強化します。(1-3-8)	0.4	11	4.4	
	85	温泉を活用した健康づくりの推進を図ります。(1-3-9)	0.2	16	3.2	
	86	特定疾患治療研究事業の安定的な運営の確保や対象外疾患の教済策の検討、小児難病対策の充実など、総合的な難病対策の	0.4	14	5.6	
		充実を図ります。(1-3-10)	0.4	14	5.0	
	87	肝炎対策の充実を図るため、地域における専門治療施設の整備など検査・治療体制を強化するとともに、治療費の負担軽減に取り	0.3	17	5.1	
		組みます。(1-3-11)	0.0	17	0.1	
	88	医師不足地域に対する国レベルでの緊急的な医師派遣システムを構築するとともに、病院勤務医の過重労働を解消するための集	0.6	13	7.8	
		約化や交代勤務の推進など、総合的な対策を迅速に進めます。(1-4-1)	0.0	10	7.0	
	89	新生児から思春期までを対象に保健と医療の包括的な支援体制の充実を図る「小児保健法」を制定します。(1-4-2)	0.3	5	1.5	
	90	出産分娩等に伴う無過失の医療事故を救済するため「無過失補償制度」を創設するとともに、医療事故の裁判外紛争処理制度の	0.3	12	3.6	
		創設を進めます。(1-4-3)	0.0		0.0	
	91	育児休業取得や短時間勤務の推進、院内保育所の整備、女性医師パンクの体制強化など、女性医師が働き続けられる環境整備	0.2	15	3	
		を進めます。(1-4-4)	0.2		,	
	92	ニーズが高まる認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設など、地域の実情を踏まえ、必要な施設体系の整備・充実を図	0.6	10	6	
		ります。(1-5-1)				
	93	療養病床の再編成を踏まえ、老健施設等への転換支援など地域ケア体制の整備・充実を図ります。(1-5-2)	0.6	11	6.6	
	94	高齢者の介護保険料について、所得の変化や税制改正よる急激な負担増を回避するため、現行の所得段階別保険料を見直し、所	0.5	8	4	
		得比例方式へと改めます。(1-5-3)		_	-	
	95	難病やがん末期の要介護者などに対し、医療機関や訪問看護ステーション等と連携してサービスを提供する「療養通所介護」を本	0.4	13	5.2	
		格的に実施する体制を整備します。(1-5-4)				
	96	発達障害者支援法の施行を踏まえ、早期発見・早期療育・教育・就労等、地域における一貫した支援体制の構築を図るとともに、発	0.3	16	4.8	
		達障害支援センターを全都道府県に整備します。(1-6-1)				
	97	地域生活における障害者の生活基盤となるグループホームや福祉ホームを2007年度末までに6・5万人分の整備を進めます。小	0.5	18	9	
		規模作業所の新事業体系への移行支援を行い、地域における作業活動の場などの受け皿づくりを推進します。(1-6-2)				
	98	福祉的雇用から一般就労への移行推進のため、トライアル雇用、職場適応援護者(ジョブコーチ)の拡充により、2008年度に行わ	0.3	18	5.4	
		れる障害者雇用実態調査において、雇用障害者数を60万人にすることをめざします。(1-6-3)				
	99	障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」の全国展開を図るとともに、障害者の就業及び日常生活に係る助言・相談等を実	0.4	15	6	
		施する「障害者就業・生活支援センター」の倍増をめざします。(1-6-4)				
	100	活字文書読み上げ装置や音声コードの普及など、視覚障害者のための情報パリアフリー化を推進します。また、選挙公報等の全文	0.1	11	1.1	
		の点字化・音声コード化を図り、視覚障害者に配布できるようにします。(1-6-5)				
	101	JR・高速道路等交通機関の障害者割引に、精神障害者も対象に加えます。(1-6-6)	0.1	1	0.1	

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008	年評価
以來 刀 封	ID.		我勿反	進捗度	達成度
	102	児童虐待のない地域をめざすため、児童相談所、児童福祉施設、学校、保健所、病院、警察、地域ボランティア、住民などの遅携による「児童虐待防止市町村ネットワーク」及び児童虐待またはその恐れのある家庭の早期発見にも資する「育児支援家庭訪問事業」を全市町村に整備します。(1-7-1)	0.4	16	6.4
	103	虐待やいじめなどで情緒障害を被った児童の治療等を行う「情緒障害児短期治療施設」や施設退所後も社会生活が困難な子ども	0.0	10	4.0
		の自立支援を行う「自立援助ホーム」を全都道府県に整備します。(1-7-2)	0.3	16	4.8
	104	児童虐待、育児放棄などを未然に防ぐため、「親学習プログラム」を推進し、親自身が育児を学ぶ環境を整えるとともに、里親制度	0.3	13	3.9
		や児童養護施設の拡充を図るなど被虐待児の保護及び自立支援のための施策を拡充します。(1-7-3)			
	105	大規模地震、大規模風水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪対策等を戦略的・重点的に推進し、防災・減災対策を強化します。(3-1-1)	0.3	16	4.8
	106	地球温暖化に伴う台風の大型化、集中豪雨、高潮等に備えるため、ゼロメートル地帯における海岸保全施設の老朽化・耐震化対	0.3	16	4.8
		策、中小河川の護岸・改修、土砂崩れ対策を推進します。(3-1-2)	0.0		1.0
	107	耐震診断と耐震改修への補助や耐震化を促進する減税によって、今後10年間に住宅700万戸、学校や病院などの特定建築物5万棟とその他の建築物50万棟についても、建て替え・リフォームなどで耐震化を進めます。さらにその5年後の2020年までにすべての住宅・建築物の耐震化をめざします。(3-1-3)	0.7	11	7.7
	108	全国の密集市街地について、教急車・消防車が進入できる道路を確保するための暫定進入路確保事業を実施し10年以内に完了 します。(3-1-4)	0.7	6	4.2
	109	狭い道路へ救急車や消防車が入れるよう緊急自動車の規格を小型化します。(3-1-5)	0.2	11	2.2
	110	広域緊急援助隊(警察)の強化、特殊な教援・教助車両等や資機材を装備した東京都のハイバーレスキュー隊同等の教助部隊(消			
		防庁)の政令市への配備、いつでも、どこでも、災害発生時に人命救助・避難誘導等に万全な態勢を確立します。(3-1-6)	0.5	17	8.5
	111	教急医療や災害発生時等に重要な役割を果たすドクターヘリについて、「教急医療ヘリコプター特別措置法案」に基づき、5年以内に全都道府県(50機)への配備をめざします。 日没後の教急対応が可能となるよう、山間部など医療過疎地を中心に夜間照明付きのヘリポート(災害広場兼用)の整備を推進します。 フライトドクターなどドクターへ)関係医療スタッフの育成支援を実施します。ドクターヘリ事業への都道府県負担を軽減するため、医療費の削減効果等を踏まえ、健康保険等の適用が可能となるよう早期に措置します。(3-1-7)	0.3	11	3.3
	112	空き交番ゼロ作戦を実現するとともに、警察は犯罪者の検挙など警察にしかできないものに重点を置くことで検挙率の向上をめざします。(3-2-1)	0.3	16	4.8
	113	警察官OBや民間警備員を活用した地域や学校等のパトロール体制を強化するとともに、地域のボランティア等による自主的な取り組みを支援し、安全・安心の暮らしを徹底ガードします。地域住民、ボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充します。(3-2-2)	0.2	16	3.2
	114	凶悪犯罪から子どもや市民を守るため、全国で活動する防犯ボランティア団体(約3万2千団体)による「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動に、国や自治体が積極的に支援することを責務とする「地域安全安心まちづくり推進法」を制定します。(3-2-3)	0.2	14	2.8
	115	銃器や薬物等の水際対策の強化や、暴力団等組織犯罪の取り締まりを推進します。(3-2-4)	0.4	16	6.4
	116	ICT技術を活用し、独居老人等の要望に地域が連携して対応できるよう、安否確認や災害発生時の避難支援など、地域全体で高齢者等を見守り支えるシステムを導入します。 また、携帯電話や電子タグを活用した子どもの登下校安全見守リシステムを全国的に導入します。(3-2-5)	0.4	11	4.4
	117	国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、諸外国との連携と協力、出入国管理体制の強化などにより、未然防止を図ります。とりわけ、テロに対しては、不測の事態における対処能力の強化、公共交通機関の教育・訓練を行うほか、緊急医療体制の基盤整備を確立します。(3-2-6)	0.6	19	11.4
	118	全国に600ヵ所ある「開かずの踏切」(ビーク時1時間の閉鎖が40分以上)を、連続立体交差(高架化)や拡幅、横断歩道橋、交通 迂回などで、今後5年以内に70%、10年以内に100%解消します。 「関かずの踏切」や歩道が狭小な踏切等(約1200ヵ所) に対して、踏切歩道の拡幅や歩行者立体歩道橋、「賢い踏切」などの速効対策を3年間で実現します。(3-3-1)	0.5	16	8
	119	世界的な人口増加やアジア諸国の食*4需要の増大、地球温暖化の進行等による世界の食料需給の不測の事態に備え、食料自給率50%(カロリーベース)へ引き上げることをめざします。また、金額ベースの自給率を80%程度に引き上げることをめざします。 (3-4-1)	0.5	13	6.5

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008年評価	
以來 刀 封	10	凹勿以來	莊勿反	進捗度	達成度
	120	食について自ら考え、判断できる能力を養成する食育の取り組みを、国民的な運動として推進します(義務教育段階での農林水産 業への体験学習の実施、2005年4月からスタートした栄養教諭を1万人に拡大く現在全国で16人>、朝食を食べない欠食児童 の減少、など)。(3-4-2)	0.3	16	4.8
	121	有機栽培減農業栽培農家の倍増、国産農水産物へのトレーサビリティーシステム(生産流通情報把握システム)の導入、食品表示や外食等も含めた原産地表示の充実、不正表示や虚偽表示対策の強化、農薬等の適正使用の徹底、家畜伝染病対策など、総合的な食の安全対策により、消費者の安心を確保します。(3-4-3)	0.5	16	8
	122	低廉な家賃で居住性能の高い賃貸住宅の普及の促進を図るため、民間賃貸住宅版の品質表示を制度化します。(3-5-1)	0.2	3	0.6
	123	高齢者世帯等が旧住宅公団の賃貸住宅に安心して住み続けられるよう、国が責任をもって居住の確保の支援措置を実施します。 (3-5-2)	0.2	16	3.2
	124	2010年までに、1日乗降客5000人以上の全ての駅ならびに周辺地域のパリアフリー化を実現します。(3-6-1)	0.3	21	6.3
	125	コミュニティーパス、低床パス、福祉タクシーを倍増します。(3-6-2)	0.4	18	7.2
	126	段差解消、車イス通行可能な廊下等のパリアフリー化住宅を、公営住宅全体の5割まで高めます。(3-6-3)	0.3	18	5.4
	127	すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任と権利を分かち合い、その個性と能力に応じてそれぞれの力を十分に発揮しながら、誇りを持って自立できるユニバーサル社会の形成を推進するため、基本理念等を定めた「ユニバーサル社会形成推進法」の制定を推進します。(3-6-4)	0.3	12	3.6
	128	2011年7月の地上放送の完全デジタル化へ向けて、すべての世帯が視聴できるよう措置を講じます。デジタル受信機やチューナーの格段の低廉化に向けて適切な施策を講じ、低所得者層に配慮しつ、国民・視聴者の負担の軽減を図るとともに、アナログ受信機のリサイクル対策を講じます。 多チャンネル・データ放送など地上デジタル放送の機能を活用し、電子自治体サービスや防災、教育情報の提供などコンテンツの充実を早急に図ります。(3-7-1)	0.3	15	4.5
	129	固定通信と移動通信の融合の展開等により携帯電話市場の競争を促進するとともに、移動通信分野へのIP技術の積極的導入等 を図ることにより、サービスの多様化、料金の引き下げを促進します。(3-7-2)	0.2	16	3.2
	130	悪質住宅リフオームをはじめさまざまな消費者被害を未然に防止し、被害者救済を促進するため、消費者団体訴訟制度を2006年の通常国会で法制化します。その他、消費者保護に必要な法制化を行い、政省令・規則類を整備します。消費者をめぐるトラブル増加に対処できるよう消費生活センターなど担当窓口の相談員確保や資質向上も図ります。(3-8-1)	0.2	16	3.2
	131	インターネットバンキングや盗難通帳に係る犯罪等について、その防止策を検討するとともに、預貯金者等の保護のため、立法措置も含め必要な措置を講じます。(3-8-2)	0.4	17	6.8
	132	振り込め詐欺等の犯罪行為による被害が多発している状況に鑑み、一定の要件の被害者について、被害回復のための分配金の 支払いを迅速に行えるようにするため、早期に「振り込め詐欺被害者救済法」を制定します。(3-8-3)	0.3	20	6
	133	生活に身近な製品の安全の徹底を図るため、諸施策を拡充するとともに、製品の安全情報を一元的に入手できるようにします。 さらに、従来の事故拡大防止や類似事故再発防止の対策に加え、未然に事故の発生を防ぐ経年劣化製品等の点検検査システムの構築を進めます。(3-8-4)	0.3	16	4.8
	134	多重債務者問題の解決に向け、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、カウンセリング体制やセーフティーネット貸付の充実、 ヤミ金融や登録業者への取り締まり・監督強化、金融経済教育の充実などについて、着実に推進します。(3-8-5)	0.3	16	4.8
	135	悪徳商法や過剰与信による被害を根絶するため、クレジットなどの利便性を確保しつつ、特定商取引法・割賦販売法の改正を推進 します。(3-8-6)	0.2	20	4
	136	エネルギー安定供給のため、原子力発電の一層の安全性の徹底を図り適正に推進します。事故情報の迅速な情報開示など安全性向上に向け事業者の体質改善を促します。(4-2-2)	0.3	16	4.8
	137	まちづくり三法を抜本的に見直し、大規模施設等の立地について広域的・社会環境からのアセスメントや調整が可能な仕組みを盛 り込んだ新法「コンパクトシティー形成促進法」(仮称)を制定します。(4-6-1)	0.4	17	6.8
	138	医・職・住・遊など日常生活の諸機能が集約された、安心・快適な歩いて暮らせる生活圏を形成するため、歩いて暮らせる街づくり 事業を全国で推進します。(4-6-2)	0.4	16	6.4

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008:	年評価
以東方野	וט	迴劝以來	無勿反	進捗度	達成度
	139	住宅リフォーム融資制度の拡充で中古住宅市場の流通量を3倍に引き上げます。(4-6-3)	0.5	17	8.5
	140	高齢者向け賃貸住宅を10万戸建設します。(4-6-4)	0.5	16	8
	141	都市公園(1小学校区に5カ所)の整備率を70%まで高めます。(4-6-5)	0.3	18	5.4
	142	電線類の地中化を住宅地・観光地を中心に1万キロメートルまで延長します。(4-6-6)	0.5	19	9.5
	143	歩行者、自転車、自動車の安全な通行環境を確保するため、道路空間の再配分等により、自転車専用の走行空間を新たに1000	0.0	11	0.0
		路線で整備します。(4-6-7)	0.2	11	2.2
	144	土や木などの自然素材を活用し、ヒートアイランド対策も含めた「人にやさしい歩道」を全国100地区で整備を進めます。(4-6-8)	0.2	13	2.6
	145	ETCを活用し有料道路料金を特定の時間・曜日・地域等のニーズに対応して、よりきめ細かく引き下げます。(4-6-9)	0.1	16	1.6
	146	今後の具体的な道路整備の姿をわかりやすく示した中期計画に基づき、国民のニーズに即した真に必要な道路整備を進めます。	0.4	15	6
		(4-6-10)	0.4	15	0
	147	美しい海岸の景観や生態系の保護に留意しつつ、ビーチスポーツや観光など多様な海岸利用ニーズに応えるため、海岸環境整備	0.2	16	2.0
		事業を拡充します。(4-6-11)	0.2	16	3.2
	148	農地保全や耕作放棄地の解消、農地の集約化を強力に推進するとともに、地産地消、耕畜連携、米粉(こめこ)の拡大等を推進し	0.4	16	6.4
		ます。(4-8-1)	0.4	16	6.4
	149	意欲のある担い手の支援強化のため、従来の作物ごとの価格支持、経営安定政策に代えて品目機断的な直接支払制度を導入します。対象は、①効率的な経営体②効率的な経営を目指す意欲ある担い手③効率的で一体性が高い集落営農―一です。併せて集落が共同で行う地域資源の維持管理及び環境保全型農業に対しても直接支払制度を導入します。財源は農林水産省予算の見直しなどで行います。(4-8-2)	0.4	17	6.8
	150	女性の農業経営における役割を一層明確化するため、農業経営における役割分担、収益配分、就業条件等を取り決める家族経営			
		協定の締結のさらなる普及を図ります。(4-8-3)	0.4	16	6.4
	151	食用魚介類の自給率を早期(2010 年まで)に60%以上に回復させます。そのためにつくり育てる漁業を推進し、藻場・干潟の増生			_
		を図ります。"魚食文化"を振興し、若年世代の魚離れに歯止めをかけます。(4-8-4)	0.5	14	7
	152	水産基本計画に基づき、意欲のある漁業者を対象とする経営安定対策の導入を進めます。漁業の有する多面的機能を評価し、重			
		要な役割を担っている離島等の生活環境改善等を図ります。(4-8-5)	0.2	16	3.2
	153	漁港などの周辺地域等における海岸環境の改善を図るとともに、防災対策を強化します。(4-8-6)	0.2	16	3.2
	154	製材加工の大規模化や流通の効率化等により、地域材安定供給体制の整備を推進し、地域材の利用促進を図ることにより、木材			
		(用材)自給率を2012年までに25%に引き上げます。(4-8-8)	0.3	16	4.8
	155	地域の文化施設や多様な文化の人材を活用し、多くの人が文化芸術に親しめるための環境を整備します。(4-9-1)	0.2	17	3.4
	156	文化芸術への行政支援に関するワンストップサービスが受けられる総合窓口を、国及び全都道府県に設置するとともに、芸術家や			
		文化人を任期付き(または短時間勤務)公務員として地方公共団体で採用します。(4-9-2)	0.3	15	4.5
	157	芸術家個人や文化団体への公的助成の対象として稽古手当や創作研究費などを支援費目に追加するとともに、創作や公演が終			
		了するまでの一時融資制度の創設をめざします。(4-9-3)	0.2	16	3.2
	158	地域の誰もが、いつでも気軽に利用できる「総合型地域スポーツクラブ」の設置を強力に推進し、5年間で全市町村に、10年間で全中学校区域(約1万カ所)の設置をめざします。(4-10-1)	0.2	16	3.2
	159	生涯スポーツ社会の構築や国際競技力の向上、スポーツ観戦の推進など、総合的なスポーツ振興政策の充実をめざし「スポーツ 庁」(仮称)の設置を提案します。(4-10-2)	0.4	3	1.2

非华八 丽	į	/FR FU T-F 605	## = ##	2008年評価	
政策分野	ID	個別政策	難易度	進捗度	達成度
	160	家族旅行や個人旅行を活性化するため、有給休暇の連続取得の推進と学校長期休暇の分散化等、長期の休暇取得に向けた施策	0.5	10	5
		を推進します。このための環境整備として中小企業への新規雇用支援と学校休暇制度の改善を行います。(4-11-2)	0.0	10	
	161	北京-羽田間の日中定期チャーター便の就航を推進します。(4-11-3)	0.3	15	4.5
	162	人的警備を必要とする小学校等に、警察官 OB、ボランティア等を活用した「スクールガード」(学校安全警備員)を5年間で配置しま	0.2	17	3.4
		चै _° (5-7-1)			
	163	大規模地震や原子力事故など緊急事態の発生に対してはより迅速かつ適切に対処しうるように、災害派遣能力の向上、即応態勢	0.5	16	8
		の強化を図ります。(6-4-2)			
	164	2009年の裁判員制度実施までに、ビデオ録画等による取り調べ過程の可視化を検討・策定します。(6-7-2)	0.2	20	4
	165	人権侵害被害者が国連に直接訴えることができる「個人通報制度」を定めた国際人権規約の選択議定書の批准をめざします。	0.2	1	0.2
		(6-7-3)			
	166	2004年の第159国会で成立させた裁判員法に基づき、2009年から実施予定の裁判員制度について、国民の理解と協力が得られるよう、学校における法教育を広めるとともに、広報宣伝活動を実施します。また国民に参加しやすい制度にするため、育児・介護・就労への配慮等、環境整備を行います。(6-7-4)	0.4	16	6.4
	167	2004年の第159国会で公明党の主張を盛り込んで成立させた行政事件訴訟法一部改正法については、体制整備を含めたさらな	0.6	8	4.8
		る改革を推進し、誰でもが行政の不正をただせるような、より国民に開かれた行政訴訟制度を創設します。(6-7-5)	0.0	,	1.0
	168	総合法律支援制度「司法ネット」構想の実現をめざす「総合法律支援法」が2004年の第159国会で成立したことを受け、2006年 に始まる日本司法支援センターによる司法過疎対策、アクセス・ポイントの設置等を推進し、弁護士がゼロないし1人しかいない「ゼロワン地域」を解消します。そのための財政支援も拡充します。(6-7-6)	0.1	19	1.9
	169	法テラスのスタッフ弁護士を大幅に増員するとともに、訪問・出張相談等を実施し、高齢者や障害者などの司法アクセス困難者のための相談体制を整備します。併せて、若者や外国人向けの法律相談等のサービスを充実させます。また、被疑者国選弁護対象の拡大に対応できる体制の整備を図ります。(6-7-7)	0.2	16	3.2
	170	法律扶助制度予算をさらに拡充します。また、犯罪被害者等給付金を大幅に増額するとともに、犯罪被害者等が刑事手続へ参加	0.4	16	6.4
		する際の公費による弁護人制度の創設など、犯罪被害者等の権利確立へ向けた施策をさらに推進します。(6-7-8)			
	171	改正 DV 防止法を踏まえ、DV 防止と被害者の保護と自立支援を一層進めます。(6-7-9)	0.3	16	4.8
	172	受刑者処遇プログラムの充実・強化や保護観察官の増員、保護司実費弁償金の増額及び更生保護施設の充実・強化により、出所	0.3	16	4.8
		者や保護観察対象者の社会復帰のための就労支援や居住支援など再犯防止に向けた取り組みを推進します。(6-7-10)			
	173	夫婦の姓(氏)について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します。(6-7-11)	0.7	11	7.7
	174	原爆症認定制度の認定基準の見直しや在外被爆者問題への対応など、被爆者教済制度の拡充を図ります。(6-7-12)	0.3	17	5.1
	175	カネミ油症患者に対し仮払金債権免除並びに油症研究調査協力金の支給など早期救済を図るとともに、ダイオキシン健康被害に	0.2	17	3.4
	4=-	関する治療法の確立及び医学的研究を推進します。(6-7-13)			
	176	公明党は関係機関と連携し、中皮腫やアスペスト跡がんなどの患者の実態調査を進め、労災認定による補償を強力に推進していきます。また①時効、遺族補償の申請は5年以内)のために労災認定されない患者やその遺族②アスペストに関係する労働者の家族(家庭内暴露者)③アスペストを扱っていた工場や港湾などの周辺住民(環境暴露者)、など現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法の早期実現をめざしています。なお新法には、アスペスト使用等の早期完全禁止や現在建物などに使われているアスペストの封じ込めと除去、建物解体時の安全確保、アスペストに関するリスク評価と情報開示、アスペスト関係疾患の早期診断・治療法研究の開発促進、患者のための相談体制強化など、アスペストから国民の命と健康を守るさまざまな施策も虚り込んでいきます。(6-7-14)	0.3	17	5.1
教育	177	「新たな少人数教育システム」(画一的ではなく学校が主体的にそれぞれの実情に応じて少人数学級・ティームティーチング等を選択できる仕組み)の導入や、「学校運営協議会」の全国展開等などにより、教員人事、学級編制の権限を抜本的に地域・学校に移します。 【国は教育条件、内容の最低限の基準だけを定め、地域・学校が教育目標、教員人事、学級編成、カリキュラム等を自由に設定できるようにします】(5-1-1)	0.6	16	9.6
	178	小・中学校において、保護者、地域住民等が授業で教員をサポートする「教員サポーター制」(仮称)を導入します。 また、教員評価を撤底するとともに、教員養成のための大学院を創設します。(5-1-2)	0.5	17	8.5

2 持夜 2 またの中午地が会に出れて、日本刊 2 また 2 また	政策分野	ID	個別政策	難見 帝	2008年評価	
180 すべたのか、中学生が「機能し上の機能は経過性できなか」によす。(トン・コ)	以東方到	מו	迴別以來	無勿反	進捗度	達成度
180		179	すべての小学生が農山漁村で一週間以上の体験留学ができる機会を提供します。これにより、子どもの豊かな心を育み、地域コミ	0.0	10	0.0
18 すべての小・中学生につびくとも出口語、非知の文化技術に関わらせる機能を召倒します。(5-2-3)			ュニティの再生に質献します。(5-2-1)	0.3	13	3.9
182		180	すべての小・中学生が1週間以上の職場体験活動ができるようにします。(5-2-2)	0.4	16	6.4
# 1707ウム・アクハウにアウミスできる傾射を登成します。自然保養や割に関する合品やパウークを接続します。(ハー・4) 19 1 18 3 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		181	すべての小・中学生に少なくとも年に1回、本物の文化技術に触れさせる機会を提供します。(5-2-3)	0.1	17	1.7
# プログラム・ゲハハウにアウとスできる場所を観点、非常、自然体験等等に関する信息やカワークを模型します。(中で 4) 183		182	文科省、環境省、NPO等の連携で、全国の市町村に環境体験学習のコーディネーターを配置します。先生が体験学習に関する情	0.2	10	3.6
184 有科子選中会 の 内部資本機構を行い、			報・プログラム・ノウハウにアクセスできる体制を整備します。自然体験学習に関する全国ネットワークを構築します。(5-2-4)	0.2	10	3.0
184		183	NPO や地域ボランティアと連携し、補習授業、職業体験活動などを行う「放課後・土曜日子どもブラン授業」を拡充します。また中学	0.4	19	7.6
185 現在の原学会制度を創税します。(0-2-1)			校第2学年時の「働くウイーク」(職業体験週間)を導入します。(5-2-5)	0.4	10	7.0
185 現在の原学金額位について、名大学ごとの頂側特を推廣し、1次募集の段離ですべての学生に展学金が資本できるようにします。		184	有利子奨学金の月額貸与限度額を10万円から12万円に引き上げます。また奨学金返還時には、返還額の利子相当額を税額控	0.3	18	5.4
186 場外電学を希望する学生への選手金について、派遣1万人村間等を策定し、技术的に該定します。(6-4-2)			除できる制度を創設します。(5-3-1)	0.0	10	0.1
186		185	現在の奨学金制度について、各大学ごとの採用枠を撤廃し、1次募集の段階ですべての学生に奨学金が貸与できるようにします。	0.2	5	1
187			(5-3-2)	0.2		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		186	海外留学を希望する学生への奨学金について、派遣1万人計画等を策定し、抜本的に拡充します。(5-3-3)	0.3	13	3.9
189 地域の産業界等と連携し、専門高校の職業教育を強化するとともに、国が財政支援を行い、スーパー専門高校を拡充します。		187	体制の強化②学校種別を問わない特別支援教育コーディネーターの配置③複数の学校を支援する地域コーディネーターの配置④ 幼稚園や高等学校への特別教育支援員の配置⑤医療ケア確保のために特別支援学校への看護師の配置⑥作業療法士等の外	0.3	13	3.9
190		188	普通科を含め、1週間以上のインターンシップを実施します。(5-5-1)	0.4	16	6.4
190		189	地域の産業界等と連携し、専門高校の職業教育を強化するとともに、国が財政支援を行い、スーパー専門高校を拡充します。	0.0	10	4.0
日			(5-5-2)	0.3	16	4.8
日91		190	小学校で英語教育を必修化(毎日20~30分の英会話授業)。授業は、民間の英会話学校に委託などの方法で行い、中学校卒業	0.5	10	0
192 地域の中に子どもが安心できる居場所として、NPO 法人等による不登校のためのフリースクールなどを活用し「ほっとステーション」			段階で日常英会話ができるまでにします(10年計画で)。(5-6-1)	0.5	10	8
193		191	子どもや親などからの SOS に即時に対応できるように、第三者機関による「いじめレスキュー隊」を設置します。(5-8-1)	0.2	15	3
193		192		0.2	10	2
現入し、教員志望の学生等を学校に派遣します。(5-8-3)		102				
194 2004、2005年度予算において法科大学院対象の奨学金制度を創設するなど、法曹養成制度への財政支援を拡充させました。今後、法科大学院への財政支援を一層拡充するとともに、法科大学院教育が受験教育にならないようにするため、2006年度から始まる新司法試験を、資格試験にふさわしい内容としていきます。(6-7-1) 0.7 14 9 196 ポスト京都議定書に関して、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加する、実効性ある新たな枠組みを構築し、2050年までに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2) 197 国民総がかりで、家庭で簡単に実行できる省エネ対策など、二酸化炭素(CO2)削減のための広範な国民運動を展開します。		193		0.2	15	3
###		194				
196 ポスト京都議定書に関して、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加する、実効性ある新たな枠組みを構築し、2050年までに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2) 197 国民総がかりで、家庭で簡単に実行できる省エネ対策など、二酸化炭素(CO2)削減のための広範な国民運動を展開します。 0.3 16 4				0.2	17	3.4
でに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2) 197 国民総がかりで、家庭で簡単に実行できる省エネ対策など、二酸化炭素(CO2)削減のための広範な国民運動を展開します。 (4-1-3) 0.7 16 11	環境	195	京都議定書の6%削減を実現します。(4-1-1)	0.7	14	9.8
でに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2) 197 国民総がかりで、家庭で簡単に実行できる省エネ対策など、二酸化炭素(CO2)削減のための広範な国民運動を展開します。 (4-1-3) 0.3 16 4		196	ポスト京都議定書に関して、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加する、実効性ある新たな枠組みを構築し、2050年ま	0.7	16	11.0
(4-1-3)			でに温室効果ガス50%削減をめざします。(4-1-2)	0.7	10	11.2
		197		0.3	16	4.8
198 エコ産業の市場規模を70兆円に、雇用を 160 万人に拡大します。このため環境関連サービス、廃棄物処理・リサイクル産業などの 振興に集中投資します。(4-1-4) 0.5 18		198	エコ産業の市場規模を70兆円に、雇用を 160 万人に拡大します。このため環境関連サービス、廃棄物処理・リサイクル産業などの	0.5	18	9

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008年評価	
B(A() 1)		四刀叫人木	XLW/IX	進捗度	達成度
	199	省エネで事業費を生み出すESCO事業による余剰資金活用や寄付金優遇制度拡大などを通じ、環境に取り組む中小企業やNPO、学校などを支援する「市民環境基金」(仮称)を設立します。 地域の特性を生かした ESD (持続可能な開発のための教育) 推進のための国内環境整備を前進させ、各地で ESD の拠点づくりを進めます。 水環境保全に有効で、経済性及び効率性に優れた浄化槽(合併浄化槽)の普及を加速します。(4-1-5)	0.3	15	4.5
	200	大気汚染規制強化に伴い運送トラック等の適合車買替支援を拡充するなど、中小零細企業の省エネ・環境対策の取り組みへの支援を強化します。(4-1-6)	0.2	15	3
	201	船舶版アイドリングストップへの支援や、埠頭内オフロード車の電気自動車導入などによるCO2排出減対策を進めます。また、外部電源式アイドリングストップ冷暖房システムによりエコトラックパークを実現します。(4-1-7)	0.2	3	0.6
	202	「バイオマス推進基本法」の早期制定により、バイオエタノール普及などバイオマス活用の仕組みを早急に構築します。 太陽光発電、風力発電、燃料電池など自然エネルギー普及を拡大するため、支援制度の拡充や日本版 RPS(電力会社に一定の割合の新エネルギー使用を義務付け)法等を活用します。「低公害車導入促進アクションブラン」(仮称)を策定し、政府の低公害車導入目標を前倒しします。 エコハウスやエコビルの増加、エコ改修の普及も図ります。(4-2-1)	0.5	13	6.5
	203	「水と総のマイタウン」モデル事業を全国100カ所で実施 今後5年間で、眠っている水源(地下水・下水再生水・雨水など)を活用して、緑地の拡大や親水公園の設置、散水などの自然再生・ヒートアイランド(都市の温暖化)対策モデル事業を、全国100カ所で実施します。(4-3-1)	0.3	17	5.1
	204	線を倍増、都市を自然が生きる"水と線と土の街"に 公用地の自然線地義務付け化や屋上線化、学校ビオトーブ(野生の生物が生きられる場所を学校の中につくること)、自然生態系の生きる街づくり、などを推進します。水と線のネットワークをつくります。 (4-3-2)	0.3	16	4.8
	205	新鮮で安全な農産物の供給、心安らぐ「農」の風景や子どもたちへの食農教育の場の提供、さらには災害に備えたオープンスペース(まとまりのある空き地)の確保、ヒートアイランド現象の緩和など、都市にあって多面的な機能を担う都市農業が持続可能なものとなるよう農地保全と農業振興策を講じます。(4-4-1)	0.3	16	4.8
	206	農業体験農園や児童農園等の普及・拡大、都市農業から発生する農業残滓(ざんし)をたい肥化するリサイクルシステムの確立、 防災協力農地としての協定の締結等を推進します。(4-4-2)	0.2	16	3.2
	207	市民農園や体験農業など農山漁村をフィールドとしたグリーン(ないしブルー)・ツーリズムを積極的に推進します。(4-4-3)	0.2	16	3.2
	208	GDP の約1%弱にのぼる各種イベントのごみゼロ・省エネ化を推進します。国主催の行事などについてエコ化、グリーン化、省エネ化を義務づけます。ガイドラインの作成、民間行事等への努力義務、配慮など、イベントで消費される資源(電気、紙、水等)を節約し廃棄物の発生を極力抑制します。子どもたちを含めエコ意識のいっそうの浸透化を図ります。(4-5-1)	0.2	17	3.4
	209	遅れている森林の整備を早急に進め、国産材の活用を図るとともに、複層林化、針・広混交林化等を推進します。また、緑の雇用を推進します。(4-8-7)	0.2	16	3.2
	210	日中共同出資による「日中環境基金」(仮称)を創設し、環境問題等に長期的に取り組むための資金面でのパックアップ体制を構築 します。地球温暖化対策の専門家や環境教育のリーダーを育成し、世界に輩出します。(6-2-5)	0.4	14	5.6
外交·安保	211	ASEANを基軸に関係強化を進め、人材育成や留学生の受け入れ・我が国企業での活躍促進等を図り、エネルギー問題協力、観光の振興、環境破壊や汚染拡大の防止など東アジア地域全体における広範な課題に取り組む東アジア共同体構想を実現します。 (6-1-2)	0.7	9	6.3
	212	中国、韓国からの芸術家、文化人など民間人を積極的に招聘(しょうへい)する人的交流を推し進め、対日理解を促進します。 (6-1-3)	0.1	16	1.6
	213	経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、地球の環境保全、女性の地位向上、人身取引根絶など「人間の安全保障」分野に向けて ODA(政府開発援助)を戦略的に活用します。(6-2-1)	0.5	18	9
	214	ODA 予算全体の20%を「人間の安全保障」分野に優先的に使われるようシステムも含め見直します(人間の安全保障分野は滅額 せず)。さらに、ODA 予算の5%を海外で働くわが国の NGO へ還元します。(6-2-2)	0.6	18	10.8
	215	イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODA を有効に活用し、医療、教育、通信・放送、地雷・不発弾処理などを促進します。イラクについては、国連環境計画 (UNEP)を通じて支援してきたメソポタミア湿原再生支援事業を継続して推進します。スマトラ大津波の被害に遭ったタイ、インドネシアなどの被災国への復興支援を推進します。(6-2-3)	0.2	21	4.2

政策分野	ID	個別政策	難易度	2008	年評価
以宋/137		凹が火水	关注 2011文	進捗度	達成度
	216	ODA 事業を進めるにあたっては、無償資金協力および技術協力分野における事業を含めて、個別プロジェクトごとに事後評価を展	0.0	17	2.4
		開して、質的な改善を図ります。(6-2-4)	0.2	17	3.4
	217	日本の先進的な結核対策で世界に貢献するため、「ストップ TB(結核)ジャパン・イニシアティブ」を提案し、世界の年間死亡者の1	0.2	15	3
		割(16万人)の教命に努めます。(6-2-6)	0.2	13	5
	218	国際平和協力活動は、自衛隊の非軍事的貢献だけではなく、NGO を含め民間の持つ平和構築力を育成することが大事。総合的な	0.3	16	4.8
		日本の国際平和協力への貢献力を高めるためにあらゆる努力を傾注します。(6-3-1)	0.0		1.0
	219	国際平和に貢献できる公務員、民間人の育成は急務。従来からの国連職員、JICA職員、青年海外協力隊などの拡充は当然として、NGOの強化支援に向けて税制面の手だてなど、多方面の協力によって、当面1万人の専門家育成をめざします。そのため既存の人材育成機関への援助をはじめとして、「国際平和貢献センター」の設置も含め、総合的な施策を講じます。(6-3-2)	0.4	9	3.6
	220	PKO をはじめとする自衛隊の国際平和協力活動の取り組みを内外にアピールするために、国際平和協力活動関連教育・広報施設	0.3	13	3.9
		(仮称: PKO 訓練・広報センター)を設立します。(6-3-3)	0.5	10	0.9
	221	平和人権外交の基礎となる在外公館・マンパワーの充実をめざします。(6-3-4)	0.3	16	4.8
	222	国際テロを撲滅するために関係各省庁の連携のもと、テロ資金の洗い出しやマネーロンダリング対策の強化をはじめ、あらゆる手	0.5	19	9.5
		だてを講じます。(6~4-1)	0.0	- 10	0.0
	223	弾道ミサイル防衛システムの着実な整備に努める一方、防衛関係費においてさらなる合理化・効率化を図り、防衛省の予算が拡大	0.5	17	8.5
		することのないよう歯止めをかけます。(6-4-3)			
	224	抑止力の維持と地元負担の軽減という基本的な考え方のもと、米軍再編を関係地方公共団体及び住民の理解を得ながら着実に実	0.6	15	9
		施し、日米間の安全保障・防衛協力の信頼性を向上させます。(6-4-4)			
	225	平和の拠点島「沖縄」を世界に宣揚するため、国際機関の誘致をめざします。(6-5-1)	0.1	5	0.5
	226	核兵器をはじめ大量破壊兵器の廃絶をめざした平和外交を推進します。「包括的核実験禁止条約(CTBT)」の早期発効めざし、批	0.8	9	7.2
		准国が一定数に達した段階で暫定発効の形をとるなど、様々な提案を発信します。(6-5-2)		_	
	227	武器貿易条約(ATT)の早期締結をめざし、小型武器を規制する国際的枠組みが構築されるよう取り組むとともに、被害の多発する	0.7	12	8.4
		国の武器回収や開発支援を推進します。(6-5-3)			
	228	いわゆるオタワブロセスを活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。(6-5-4)	0.8	1	0.8
	229	国際刑事裁判所(ICC)の設立条約の批准を経て、人的・資金的貢献を拡大します。(6-5-5)	0.3	15	4.5
	230	対人地雷の探知・除去技術がさらに進むよう、わが国の技術を活用した機材の開発、人材の育成、ODAを含めた財政支援等を行う	0.3	18	5.4
		とともに、対人地雷除去と併せて犠牲者支援や開発援助を行うなど、世界の模範となる取り組みを進めます。(6-5-6)			
	231	わが国の難民の受け入れについては、難民条約の趣官に基づき適切に審査を実施し、その拡大をめざします。日本の在外公館に	0.5	18	9
		難民申請を希望する者が逃げ込んで来た場合、人道的な立場から一時的な保護を与える体制を整備します。(6-5-7)			
	232	麻薬撲滅へ向けて、国連薬物統制計画(UNDCP)など、国連関係機関への協力、ケシ栽培の転作への技術・財政支援、警察機関	0.5	18	9
		の取り締まり態勢を強化します。水際での取引防止に向けての海上警備態勢の拡充など、総合的な対策を推進します。(6-5-8)			
	233	公明党が推進してきた「人間の安全保障」や我が国が提唱する「平和の定着」構想を推し進めるため、我が国が平和構築委員会の	0.3	17	5.1
		活動に積極的に参加します。(6-6-1)			
	234	国連総会直属の常設機関としての人権理事会が実効性をもつよう、我が国が機能強化を先導します。また、国連での人権決議を	0.3	18	5.4
		進めることにより「拉致問題」への理解を深めます。(6-6-2)			

	政策分野	ID	個別政策	難易度	2008年評価	
					進捗度	達成度
		235	21世紀型安保理の実現に向けて、我が国の平和と繁栄の経験・知見を最大限発揮し、常任・非常任理事国の構成見直しを含む安	0.0	1.4	11.0
			保理改革を推進します。(6-6-3)	0.8	14	11.2
		236	アジアなど国際的な防災・災害救援と復興支援の協力体制を確立するため、我が国のイニシアチブにより、国連の「国際復興支援	0.5	10	0.5
			機構」の創設を推進するとともに、「津波早期警戒システム」の整備等を図ります。(6-6-4)	0.5	13	6.5

注1:括弧内の数字はマニフェストにおける位置(章、節)をあらわしている。

Ⅳ. 自民党・公明党・民主党マニフェストのHPアドレス

1. 自民党

http://www.jimin.jp/jimin/kouyaku/index.html

2. 公明党

http://www.komei.or.jp/manifest/policy/index.html

3. 民主党

http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2007/index.html

4. 21世紀臨調(政党マニフェスト・リンク集)

http://www.secj.jp/manifesto/index.htm

PHPマニフェスト検証委員会 2008

荒田 英知 (PHP総合研究所 主席研究員)

金子 将史 (PHP総合研究所 主任研究員)

亀田 徹 (PHP総合研究所 主任研究員)

小峯 弘靖 (PHP総合研究所 プロジェクト・コーディネーター)

佐々木 陽一 (PHP総合研究所 主任研究員)

土井 系祐 (PHP総合研究所 研究プロデューサー)

事務局長 永久 寿夫 (PHP総合研究所 常務取締役)

前田 宏子 (PHP総合研究所 研究員)

三崎 美津江 (PHP総合研究所 主任研究員)

茂原 純 (PHP総合研究所 研究コーディネーター)

『マニフェスト白書 2008』

2008年9月24日発行 株式会社PHP総合研究所 PHPマニフェスト検証委員会 2008

発行者 江口克彦

〒102-0075 東京都千代田区三番町5-7 3F

Tel: 03-3239-6222 Fax: 03-3239-6273

PHP総合研究所ホームページ http://research.php.co.jp/

Email: think2@php.co.jp

(C) PHP Research Institute, Inc.
All rights reserved
Printed in Japan